

日置市地域福祉計画



平成30年3月
日置市

はじめに

日置市では、平成20年度に「第1期日置市地域福祉計画」を、平成25年度に「第2期日置市地域福祉計画」を策定し、「いつでも安全・安心でいつまでもいきいき健やかに、共に暮らし共に支え合う、福祉のまちづくり」に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、福祉ニーズが多様化、複雑化してきていることから、子ども・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。

この度、第2期計画の期間が終了することから、これまでの取組を更に推進するとともに、福祉サービスに関し単にサービスの支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる市民の皆様が地域において役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築を図るため、第3期地域福祉計画を策定いたしました。

この計画に基づき、第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」を念頭に、その基本目標である「笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり」の実現に向け取り組んでまいります。

おわりに、第3期計画の策定に当たり、貴重な御意見をいただきました日置市地域福祉計画策定委員会委員の皆様をはじめ、アンケート調査などに御協力いただきました市民の皆様に心から感謝申し上げますとともに、計画の推進に向け、引き続きご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

日置市長 宮路高光

目次

第1章 計画策定の背景と目的

- 1 地域福祉計画に求められるもの…………… 1
- 2 計画の位置付け…………… 2

第2章 地域福祉を取り巻く状況

- 1 日置市の状況…………… 3
- 2 福祉に関する状況…………… 5
- 3 アンケート調査による意見やニーズ…………… 10

第3章 計画の基本的考え方

- 1 地域福祉における課題…………… 33
- 2 基本理念…………… 36
- 3 基本目標…………… 37
- 4 計画体系図…………… 40

第4章 施策の方向

- 1 誰もが安心して生活できる地域での居場所づくり…………… 42
- 2 地域住民などの参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり…………… 54
- 3 安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり…………… 65
- 4 いきいきとふれあいあふれる健康なまちづくり…………… 91
- 5 福祉のこころづくり…………… 99

第5章 計画推進のための方策

- 1 計画の公表…………… 106
- 2 計画推進にあたっての体制…………… 106
- 3 地域住民、事業者などの役割と、行政の責務…………… 107

資料編

- 1 日置市地域福祉計画等策定委員会設置要綱…………… 110
- 2 日置市地域福祉計画策定委員会委員名簿…………… 112
- 3 用語集…………… 113

第1章 計画策定の背景と目的

1 地域福祉計画に求められるもの

近年では携帯電話やICT等を利用した科学や通信技術の進歩により、人と人が直接会わなくても会話ができるようになった反面、そのような技術を利用する手段を持たない情報弱者が、地域社会から孤立していくなど、家庭や地域のコミュニケーションのあり方は大きく変化しています。

現代の社会の問題として、地方においては少子高齢化が進む中で、増え続ける高齢者に対する支援の不足や、高齢者が高齢者を介護する「老老介護」、認知症者が認知症者を介護する「認認介護」、身寄りがおらず地域との関わりを持たないまま自宅で亡くなる「孤独死」、認知が広がったことによる「発達障がい児」の受入れ先不足の問題等、多くの課題が残っています。

今後ますます増え続ける様々な福祉課題に対応するためには、行政が行う福祉サービスや、民間事業者が行う支援だけでは限界があることから、地域住民を主体とした自治会やボランティア団体、NPO法人などが連携し、自らの身近な地域で起きている問題の解決に向けて、共に取り組んでいくことが重要になります。

国は「地域福祉を推進する目的」を、「地域住民」と「社会福祉を目的に事業を営業者」と「社会福祉に関する活動を行う者」の三者が、相互に協力し合い、「福祉サービスを必要とする地域住民」(要支援者)が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるようにするため」としており、その方策として「社会福祉法」の第107条において、「市町村は、…(中略)…地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定」しなければならないと明記しています。

本市では、平成20年度から「日置市地域福祉計画」を策定し、他の関連計画との整合性を図りながら地域福祉の推進に取り組んできました。

今後の本市の社会環境の変化を踏まえ、地域における福祉活動への取組の新たな方向性を示すため、「第3期日置市地域福祉計画」として、本計画の見直しを行うことといたしました。

2 計画の位置付け

本計画は、第2次日置市総合計画に掲げる将来都市像「住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき」に基づくもので、全ての住民を対象にした福祉保健施策の総合計画として位置付けます。

また、高齢者、障がい者、児童等に係る計画との整合性および連携を図り、これらの既存計画を内包する計画として、本市における総合的な福祉計画とします。

日置市社会福祉協議会は、社会福祉法の中で地域福祉の推進を図る中核として位置付けられている社会福祉法人であり、住民やボランティアによる自主的な地域活動を進めるための「日置市地域福祉活動計画」を策定しています。

日置市の地域福祉の「理念・仕組み」をつくる本計画と、その理念を共有し「具体的な取組」を行う日置市地域福祉活動計画が、共に連携を図りながら諸施策を推進してまいります。



※県の関連計画：介護保険事業計画、老人保健福祉計画、障害者計画、保険医療計画、地域福祉支援計画 等

※国の関連計画：障害福祉計画、障がい者基本計画、健康日本21、健やか親子21 等

3 計画の期間

計画の期間は、平成30年度（2018年度）から平成34年度（2022年度）までの5年とします。ただし、取り巻く情勢の急激な変化に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

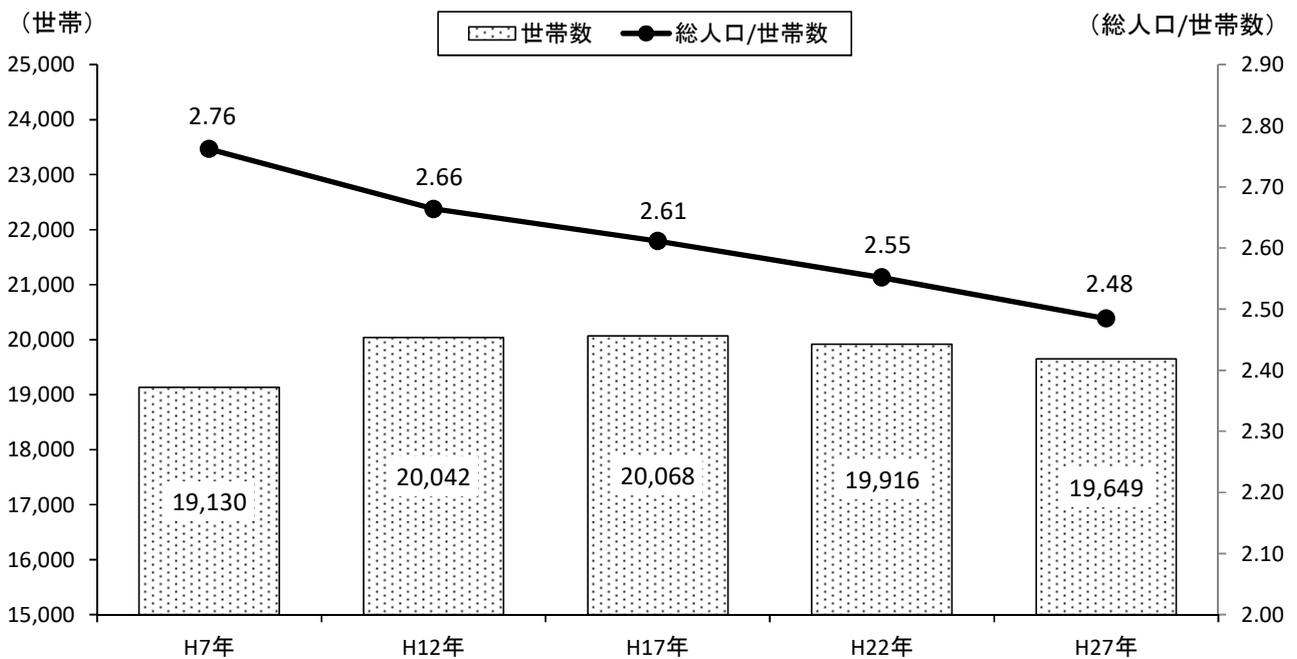
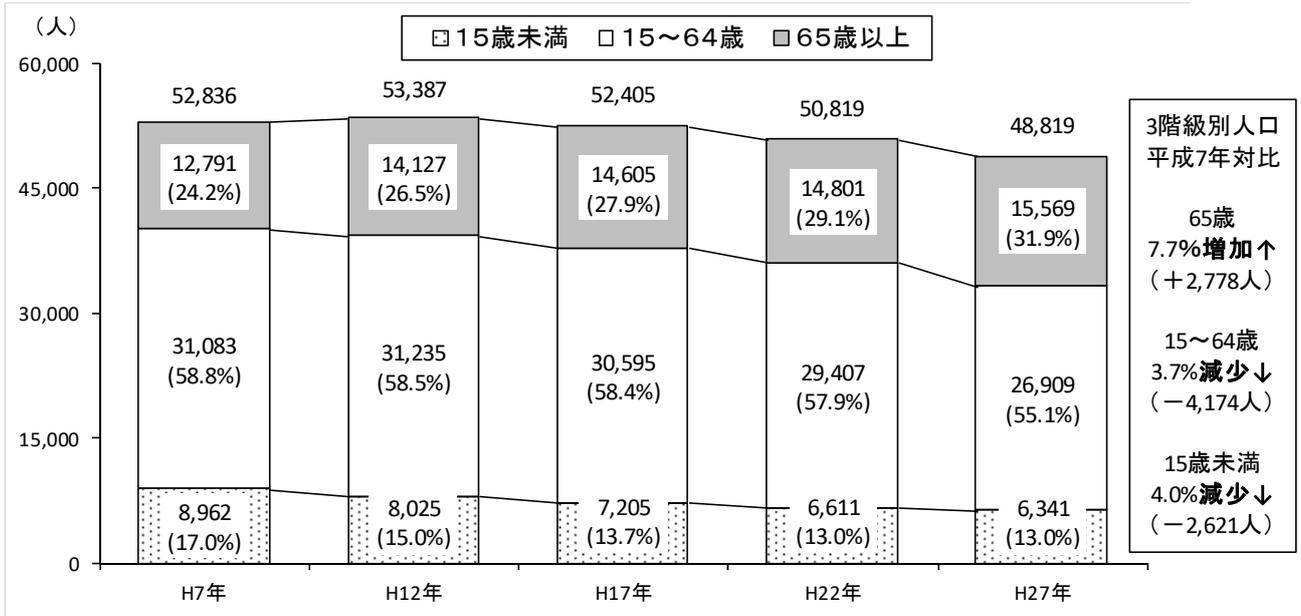
第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 日置市の状況

(1) 人口および世帯数の推移

総人口は平成12年から減少し続けており、年齢3階級別人口の推移では、65歳以上が7.7%増加し、15～64歳は3.7%減少し、65歳以上は増加しています。

世帯数は平成17年度以降減少が続いており、1世帯当たりの人口も減少が続いています。



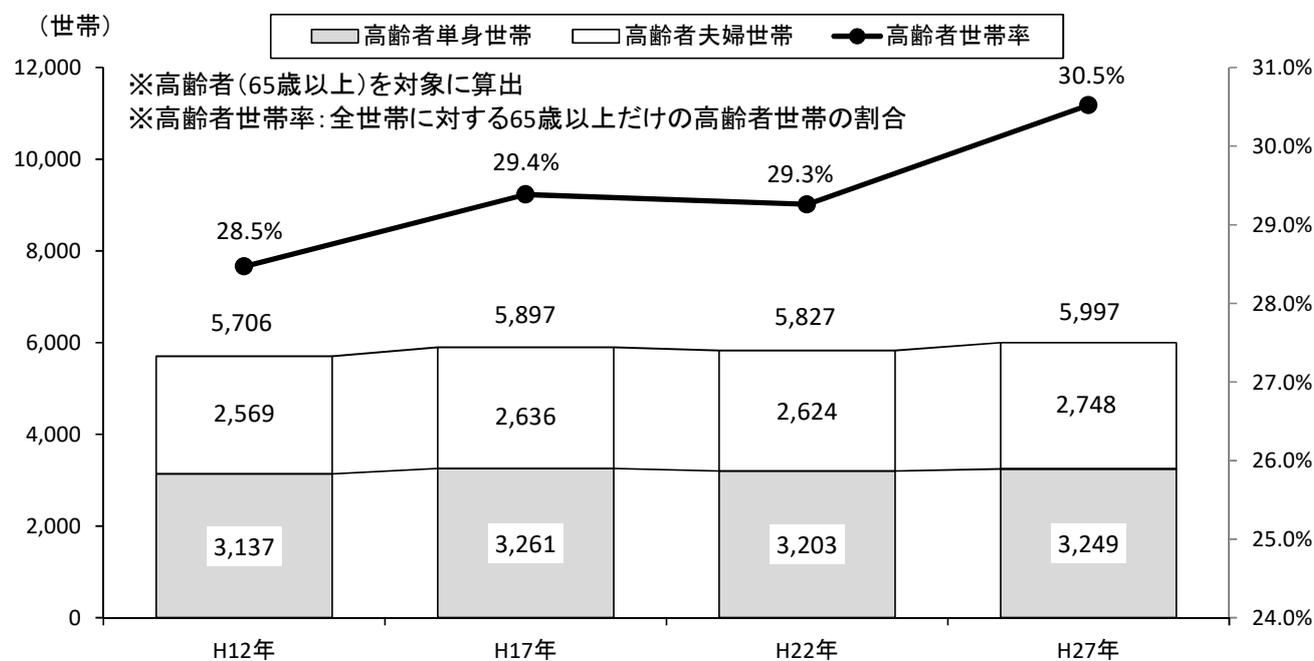
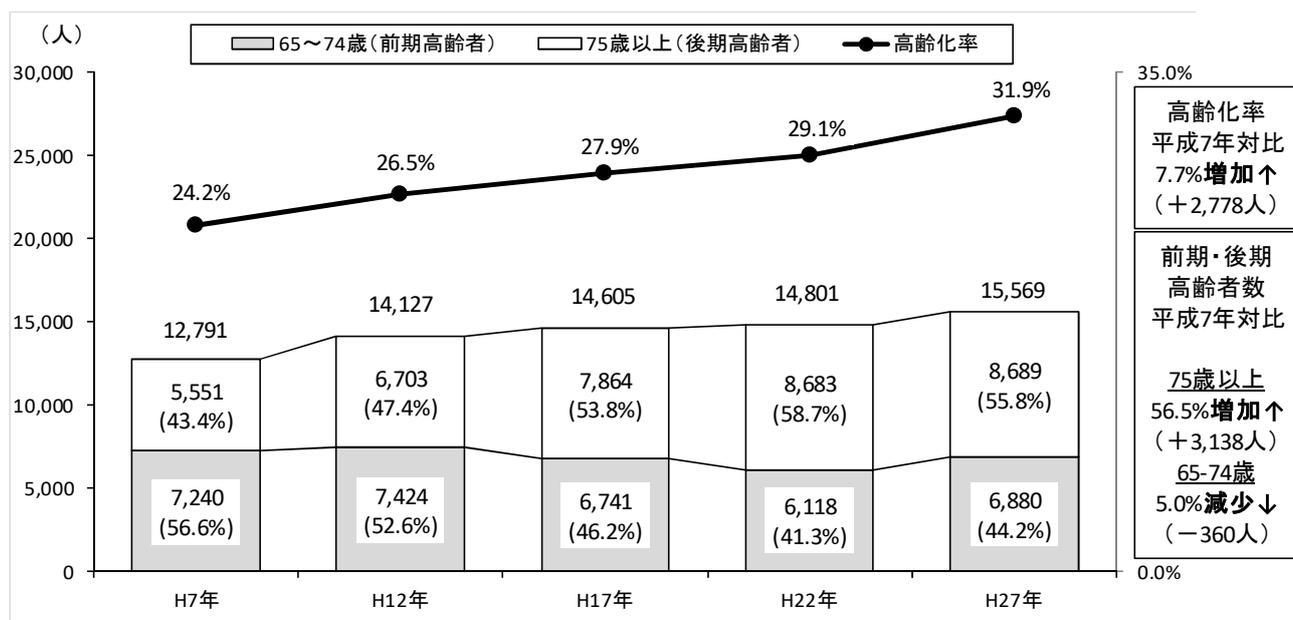
資料：国勢調査

(2) 高齢者および高齢者世帯の状況

高齢化率は平成7年以降、増加し続けています。

高齢者数は平成12年以降、あまり変化していないものの、平成7年と比較すると後期高齢者の割合が大幅に増加しています。

高齢者の単身世帯と夫婦世帯は、平成12年以降、徐々に増加しつつあり、65歳以上だけの高齢者世帯の割合は、全世帯のうち30.5%まで増加しています。



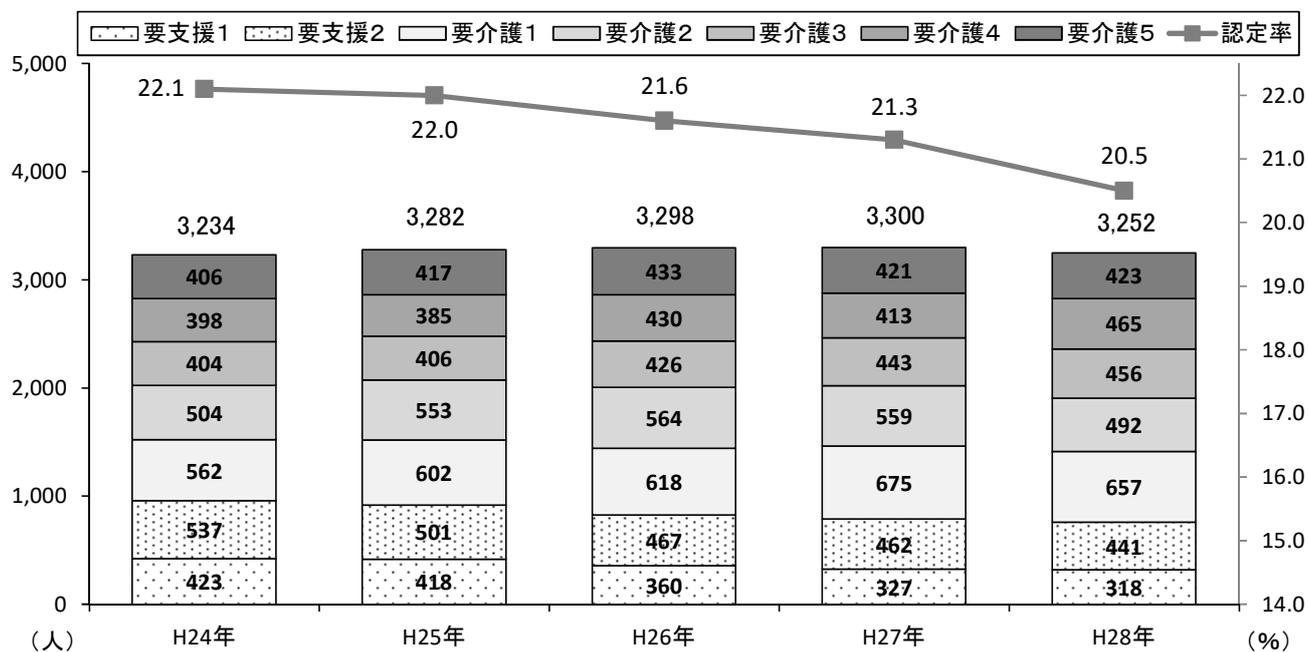
資料：国勢調査

2 福祉に関する状況

(1) 要介護（要支援）認定者の状況

要介護（要支援）認定者数は、ここ数年横ばい状態が続いていますが、認定率（※1）は減少し続けています。これは、第1号被保険者となる65歳以上の住民が年々増加していることにより、全体の母数が増えているのが要因です。

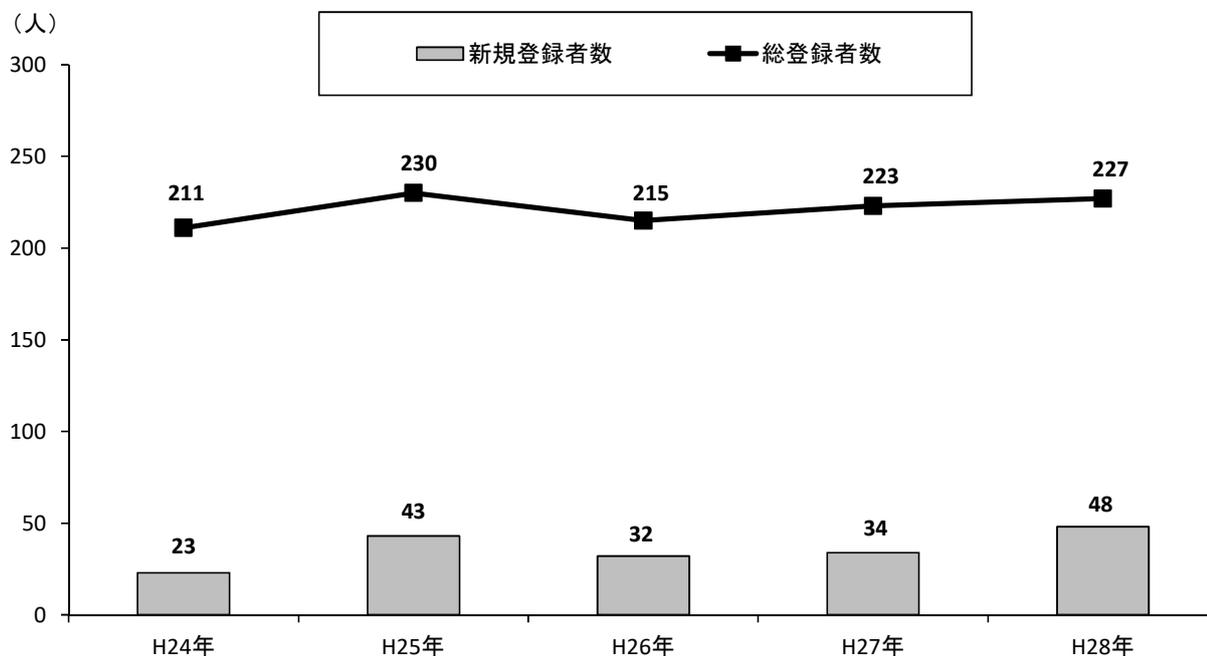
今後数年は認定を不要とする元気な高齢者が増え続けることが想定されますが、団塊の世代が後期高齢者になる頃には、認定率も急激に増加する可能性があります。



※1 認定率：要介護（要支援）認定者数を第1号被保険者（65歳以上）で除した数値。簡単に言うと、65歳以上で要介護（要支援）認定を受けている人の割合。

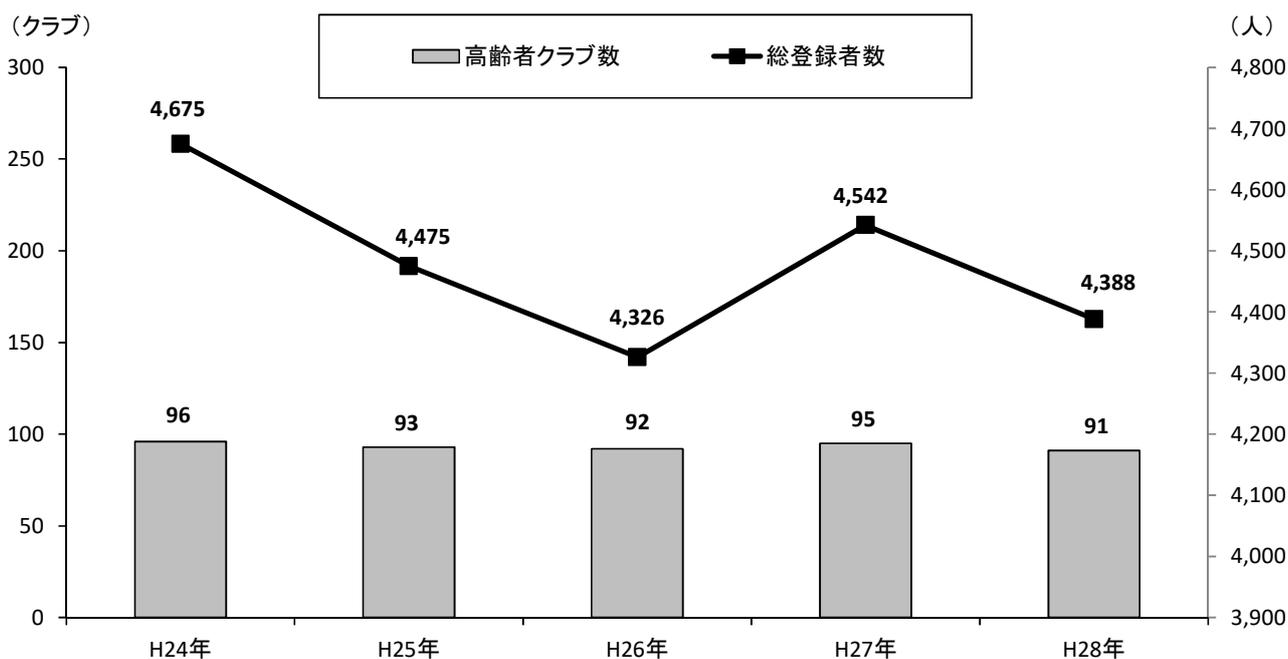
(2) シルバー人材センター会員登録の状況

シルバー人材センター会員の登録状況は、新規登録者数は増えつつありますが、総登録者数は一定数から大きな変動も無く、230人程度で推移しています。



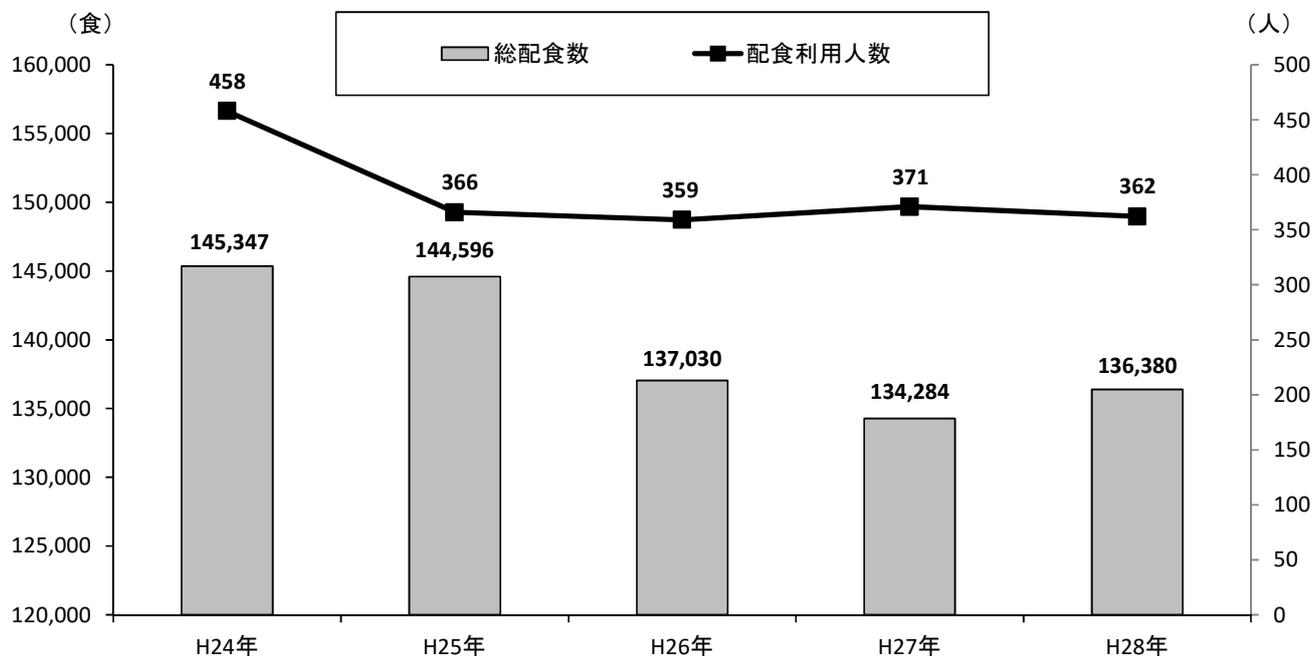
(3) 高齢者クラブの状況

総登録者数は減少傾向にあります。



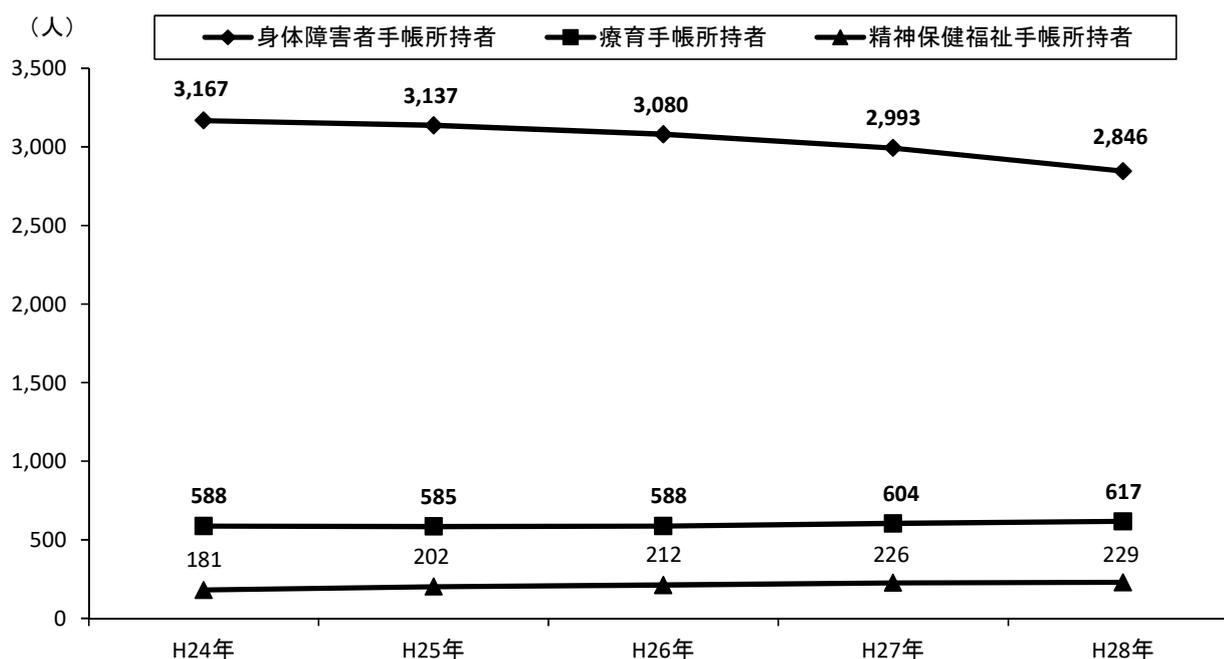
(4) 配食サービスの状況

配食利用人数は、平成 25 年以降大きな変化は見られませんが、総配食数は大きく減少しています。



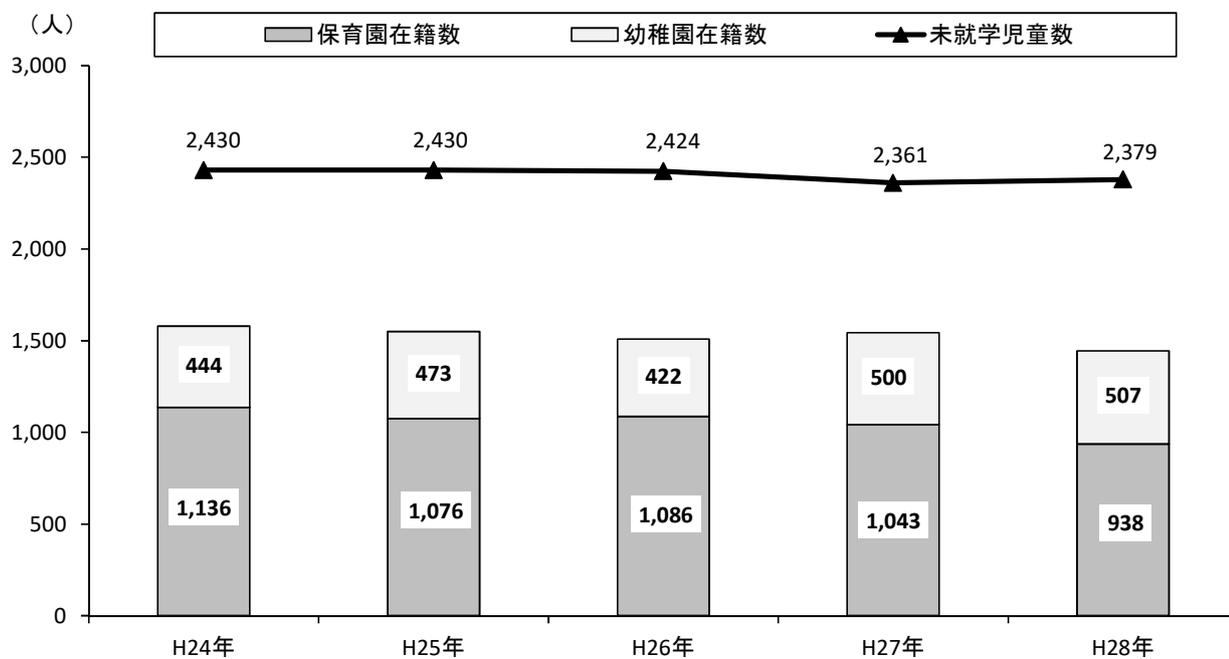
(5) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害保健福祉手帳所持者の状況

各障がい手帳保持者については、身体障害者手帳保持者が減少傾向にあり、その他には大きな変化は見られていません。



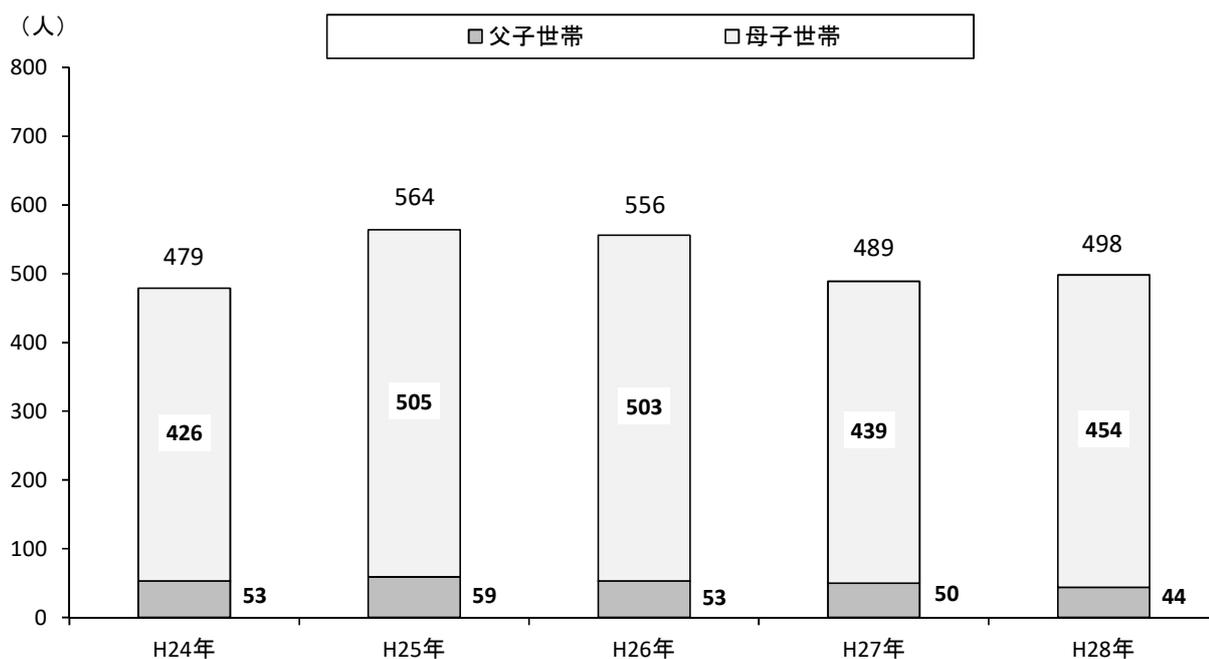
(6) 子どもの状況

子どもの状況では、未就学児童数は横ばい傾向ですが、保育園在籍数が減少傾向にあります。



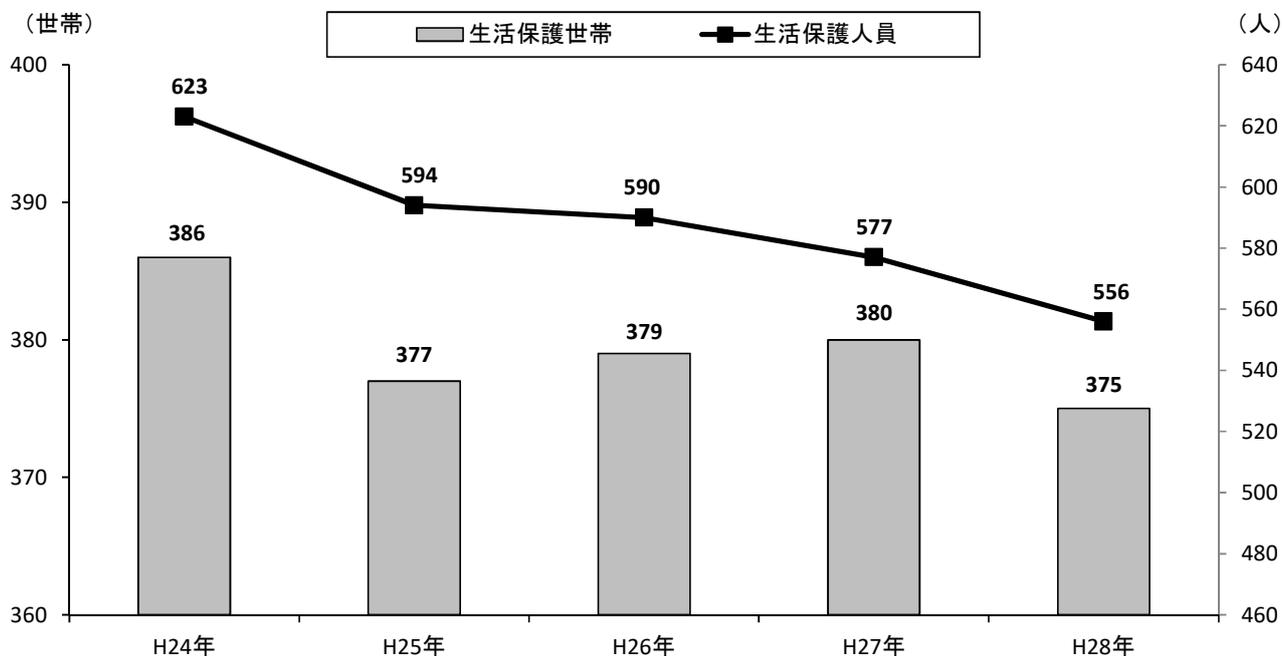
(7) ひとり親世帯数の状況

ひとり親世帯数については、平成 27 年以降は大きな変化は見られていません。



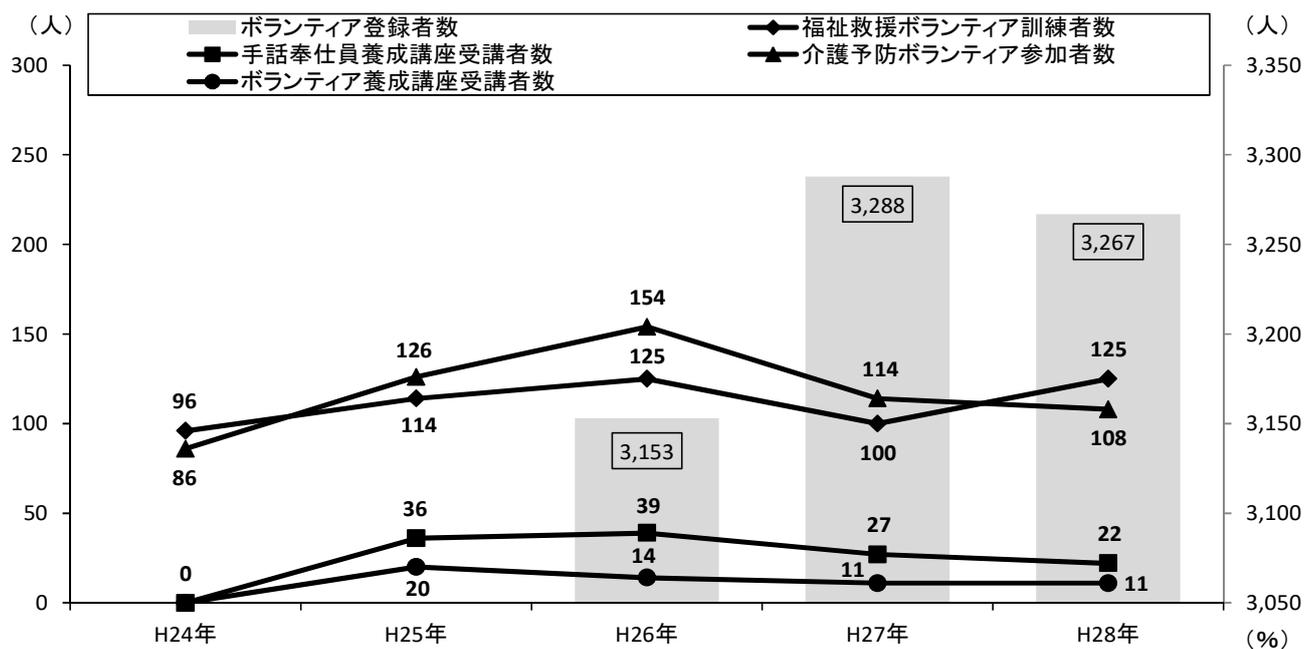
(8) 生活保護受給者の状況

生活保護受給者については、人員数および世帯数共に、減少傾向にあります。



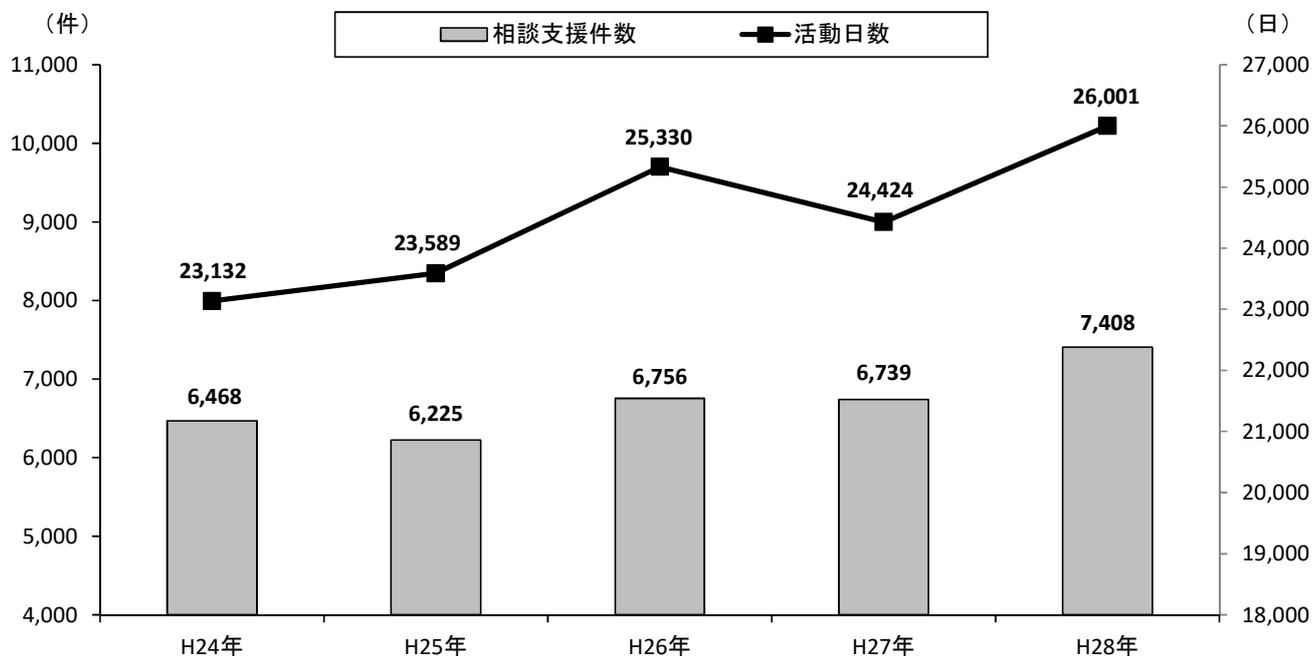
(9) ボランティア養成講座等参加者の状況

ボランティア養成講座等の状況については、総登録者数は3,200人程度を横ばい傾向で、各養成講座等の参加者も同様となっています。



(10) 民生委員・児童委員の活動の推移

民生委員・児童委員への相談支援件数および活動日数は、増加傾向にあります。



3 アンケート調査による意見やニーズ

1. 調査の目的

住民相互の助け合いや地域福祉活動を推進するため、社会福祉法第107条の規定による第3期日置市地域福祉計画を策定するに当たり、統計データでは把握困難な市民の意識や動向を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし実施しました。

2. 調査方法

(1) 調査地域

日置市全域

(2) 調査対象

市内に居住する20歳以上の住民1,000人

(3) 調査方法

郵送により調査票を配布・回収

(4) 調査時期

平成 29 年 1 月 10 日～平成 29 年 1 月 31 日

(5) 回収結果

有効回収数：523 件（52.3%）

(6) 集計上の注意

- ・ 回答の比率は、それぞれの設問の回答を基礎としており、これを 100%としました。
- ・ 比率は全て百分比で表し、小数点以下第 2 位を四捨五入しています。このため百分比の合計が 100%にならないことがあります。
- ・ 統計表上の「. %」は、各属性で回答割合が最も高いものを示しています。
- ・ 質問の終わりの（複数回答）は、1 人の回答者が 2 つ以上の回答をしても良い設問であり、その百分比の合計は 100%を超えることがあります。

3. 総評

地域との関わりについては、「地域の活動の参加状況」について「よく参加している」と「ある程度参加している」を合わせた回答割合は 60.1%となっており、20 歳代は地域の活動にあまり参加していませんが、年代が上がるにつれて 70 歳代までは参加する人が増えていることが分かります。

「地域が協力し合って取り組む必要があること」では「高齢者の見守り」、「防災・防犯」、「住民同士の交流」の回答割合が高くなっています。

60～70 歳代は地域の活動に積極的に参加しており、定年後の時間を有効活用したいと考えている方も多いため、地域の活動に継続して参加し続けられるよう支援するとともに、地域の活動にあまり参加できていない 80 歳以上を中心とする後期高齢者の「見守り」や、「防災」「災害時の手助け」の必要性について協力体制を構築することが重要となります。

また、地域での支え合いを今後も継続していくためには、地域の活動への若年者の参加が不可欠であることから、若年者が参加しない原因と改善策について検討する必要があります。

地域生活および福祉課題については、全年代において「今後は隣近所との付き合いを大切にしたい」「地域全体を良くする活動について協力し合っていきたい」という回答が 7 割から 8 割を占めているのに対し、実際に「非常に親しくお互いの家を行き来する」と「会えば親しく立ち話をする」を合わせた回答割合は、50 歳代以下では 2 割から 3 割となっており、隣近所との交流を大切にしたいとは感じているものの、行動に移せていないことが分かります。

日常生活の悩みでは、「自分や家族の老後や健康のこと」について悩みや不安を感じている人が多く、「収入」や「介護」についても回答割合が多くなっています。

そのような悩みや不安を相談する人では、「家族や親族」、「知人や友人」が多くなっており、専門的な立場である「行政」や「医療機関」、「民生委員・児童委員」などは約 2 割と低くなっています。

また、「民生委員・児童委員」の認知度は、年代が上がるごとに「存在と活動内容」を知っていると回答する人の割合は高くなるものの、約5割以上の住民は「活動内容はよくわからない」「知らない」と回答しており、活動内容の周知が十分でないことが分かります。

同様に「在宅福祉アドバイザー」の認知度についても、「活動内容はよくわからない」「知らない」と回答した割合が7割以上となっており、特に「知らない」の回答割合が高いことから、存在を周知させるための取組がさらに必要です。

ボランティア活動については、興味が「ある」という回答は20歳代から50歳代では、20歳代が約5割と高く、60歳代以上では特に60歳代が7割近く興味を示しています。

ボランティア活動の参加状況では、20歳代において興味が「ある」と答えた約5割に対して、参加したことが「ある」の回答割合は約5割となっており、ボランティア活動に参加したいと考えている若年者が十分に活動に参加できていることが分かります。

逆に、最も高く興味が「ある」と回答した60歳代においては、興味が「ある」の約7割に対して、参加したことが「ある」の回答割合は4割となっており、参加において何らかの障害があることが分かります。

そのような中で、「できるボランティア活動（供給）」と「してもらいたいボランティア活動（需要）」の調査結果では、供給側が「話し相手」「買い物」「ごみ出し」「地域の清掃活動」といった回答が高く、需要側は「草取り・草刈り・剪定」「日曜大工」「高齢者などの見守り」「災害時の支援、援護活動」が高くなっています。

需要と供給を全体で見ると、需要（してもらいたい）に対しての供給（できる）の割合は、「日曜大工」と「災害時の支援、援護活動」を除けば十分な余力があることが分かります。

ボランティア活動に対する報酬（有償化）については、年代が高くなるにつれて割合は若干減少するも、約6割以上が「ある程度の報酬」「材料実費」「交通費」が必要と回答しており、完全無償のボランティア活動に抵抗を感じていることがわかります。

ボランティア活動を推進するに当たって必要なこととしては、「ボランティア講座・活動内容などの情報提供」や「いっしょに活動する仲間（組織）」、「ボランティア活動にかかる費用への支援」を必要とする回答割合が高くなっています。

福祉サービスについては、5割以上のほとんどのの方が福祉サービスを利用したことが無く、不都合不満を感じている人の割合は全体の2割以下となっています。

しかし、「利用したことがない」と「不明」を除く、利用経験者（「感じたことがある」と「感じたことはない」の全員）のうち、「不満を感じたことがある」と回答した割合は35.9%と約3割となっており、福祉サービス利用者のうち3割が何らかの問題があると感じていることが分かります。

福祉サービスの不都合や不満の内容では、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」や「サービスの内容がわからなかった」、「利用手続きが複雑だった」、「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」等の回答割合が高くなっています。

そのうち、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」と「サービスの内容がわかりにくかった」、「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」が前回調査時の約2倍以上高くなって

おり、多様な福祉サービスの情報提供や利用者への十分な説明、案内に課題があることがうかがえます。

住民が希望した福祉サービスに関する情報では、「福祉サービスの利用方法」や「高齢者や障がいのある方についてのサービス」、「介護保険や福祉のサービス提供事業者のサービス内容」について知りたいといった回答割合が高くなっています。

子育て・高齢者・障がいといった各種福祉サービスの利用方法だけでなく、近年それらを提供する事業所の新規参入も相次いでいることから、「より良い福祉サービスを提供する事業所を利用したい」というサービス利用者の心理が表れていることが分かります。

また情報の提供方法については、「市のホームページや広報紙」「病院・福祉サービスの事業所」「役所などの窓口」が高い回答割合となっており、「誰もが」「いつでも」「簡単に」情報を入手できるホームページや広報紙を積極的に活用してほしいと考えていることが分かります。

高齢者は年代が高くなるにつれて、医療機関や福祉サービス事業所の利用が増えることから、高齢者にとって身近な場所で福祉サービス情報を入手することができるよう工夫が必要です。

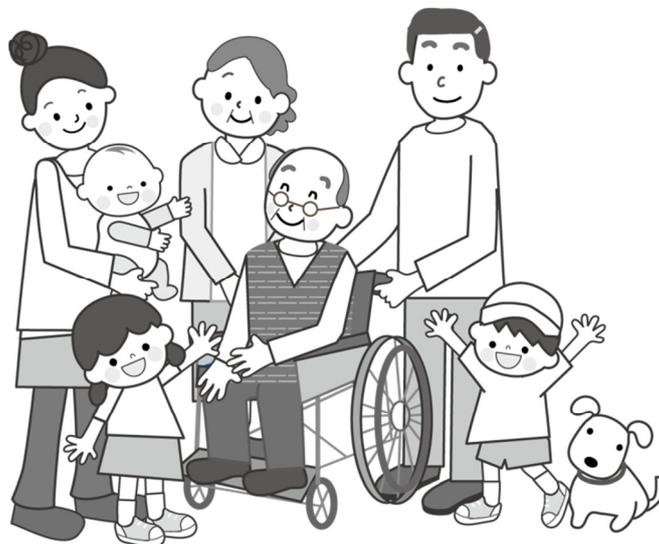
市が重点的に取り組むべき施策では、「高齢者や障がいのある方の入所施設の充実」「身近なところでの相談窓口の充実」「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」の回答割合が高くなっています。

近年はマスメディア等により、地方における「少子高齢化」や「福祉職の人材不足」などが住民に広く認知されつつあり、日常生活の悩みや不安で「自分や家族の老後のこと」を挙げる人が多くなってきました。

そのような中で、「多様な支援を必要とする住民を、身近な地域で行政と地域住民がどのようにして共に支え合うか」について住民の意識も高まっていることから、ボランティア活動への支援や地域包括ケアシステム等を推進し、自助・共助・公助による協力・補完体制を整えることが目標となります。

4. 調査結果

アンケートの調査結果については、次ページ以降に掲載いたします。



(1) 地域との関わりについて

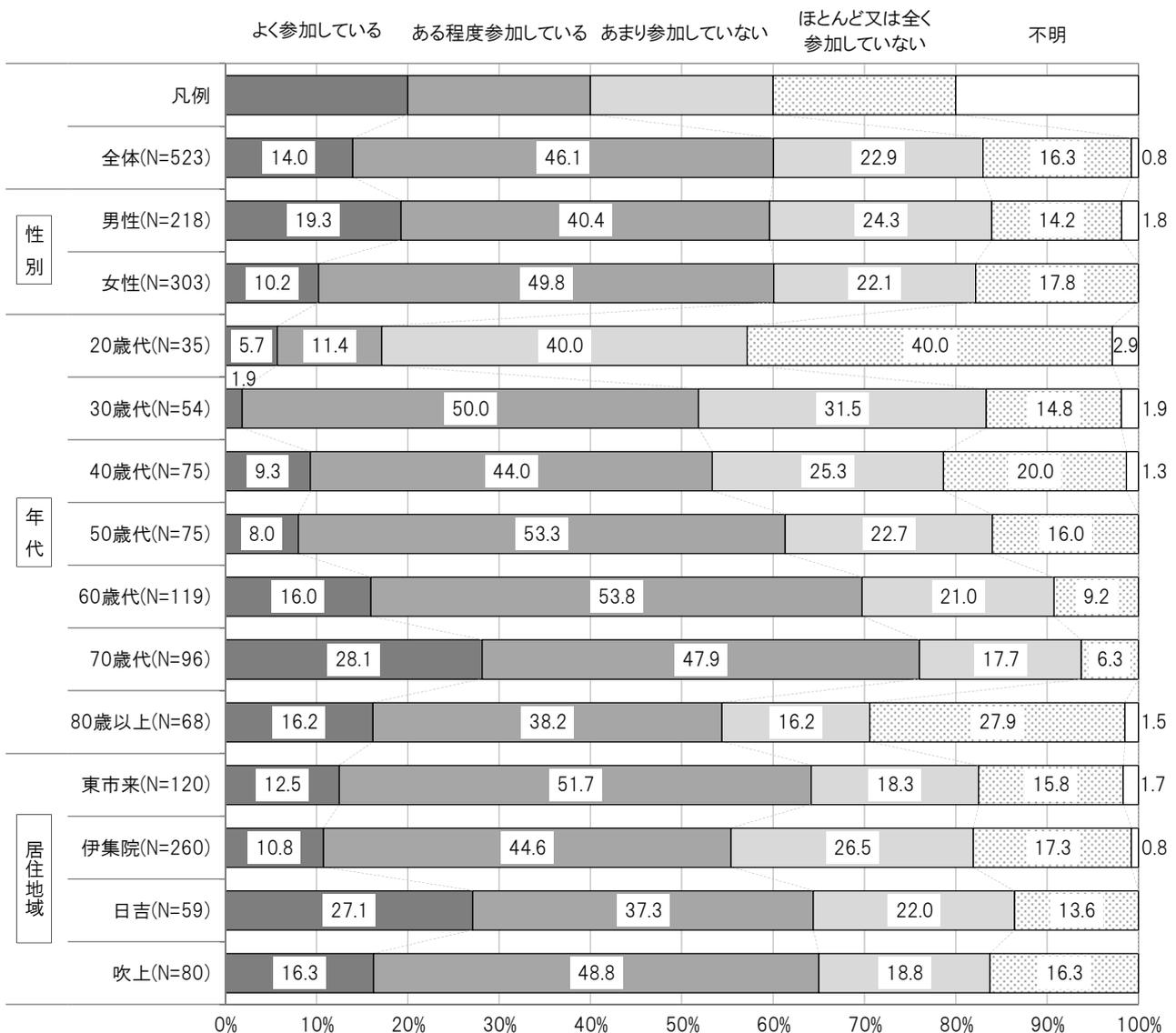
①地域の活動の参加状況

地域の活動の参加状況について、全体では「ある程度参加している」(46.1%)が最も高く、次いで「あまり参加していない」(22.9%)、「ほとんど又は全く参加していない」(16.3%)の順となっています。

性別にみると、男性は「よく参加している」が女性より9.1ポイント高く、女性は「ある程度参加している」が男性より9.4ポイント高くなっています。

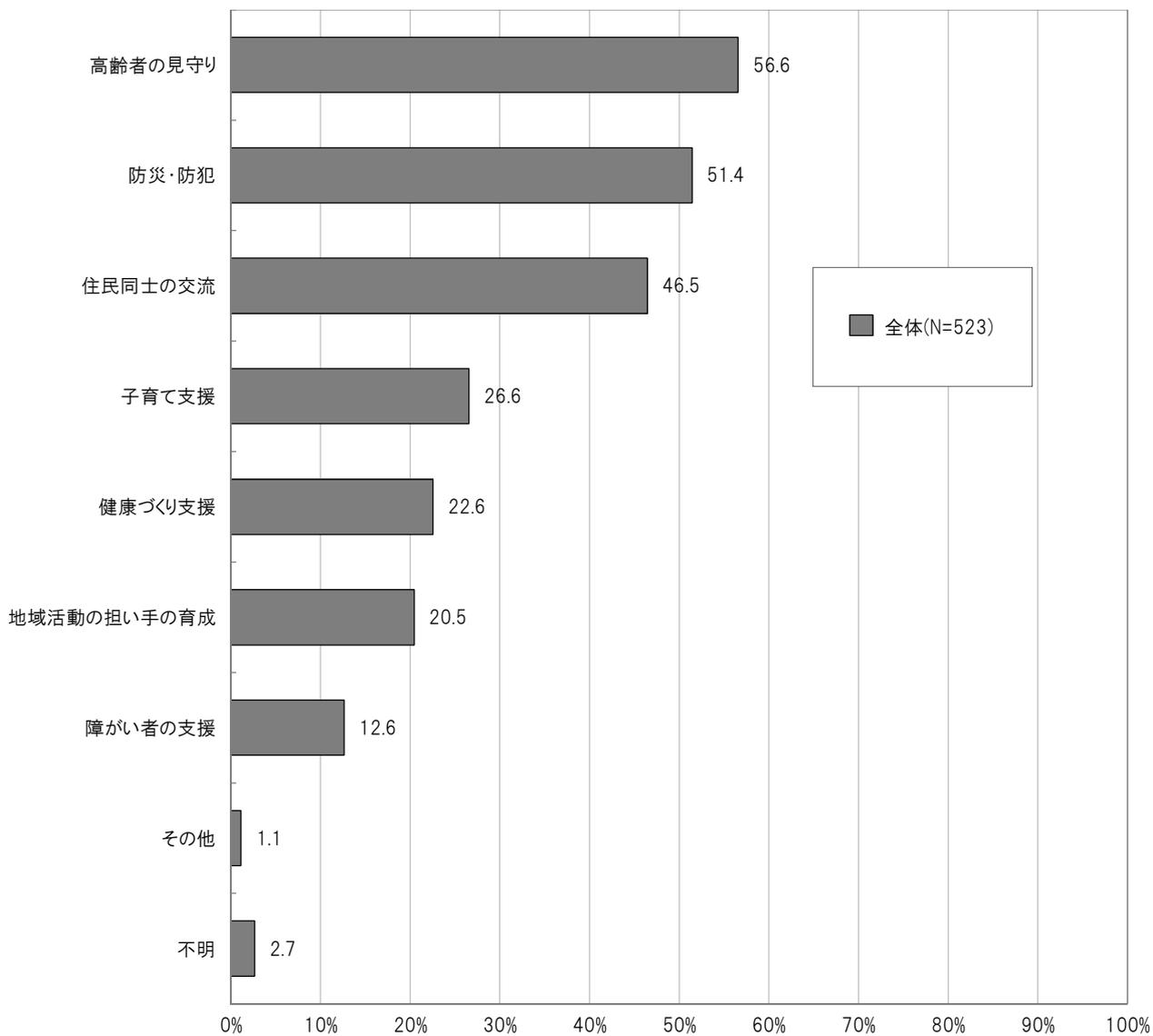
年代別にみると、20～70歳代では『参加している』(「よく参加している」+「ある程度参加している」)は年代が上がるほど高くなっています。特に20歳代は、他の年代と比べ『参加している』が低く、2割を下回っています。

居住地域別にみると、日吉地域は約3割が「よく参加している」と回答しており、その他の地域より高くなっています。一方、伊集院地域では『参加している』が6割を下回っており、他の地域より低くなっています。



②地域が協力し合って取り組む必要があること

地域が協力し合って取り組む必要があることについて、全体では「高齢者の見守り」(56.6%)が最も高く、次いで「防災・防犯」(51.4%)、「住民同士の交流」(46.5%)の順となっています。



(2) 地域生活および福祉課題について

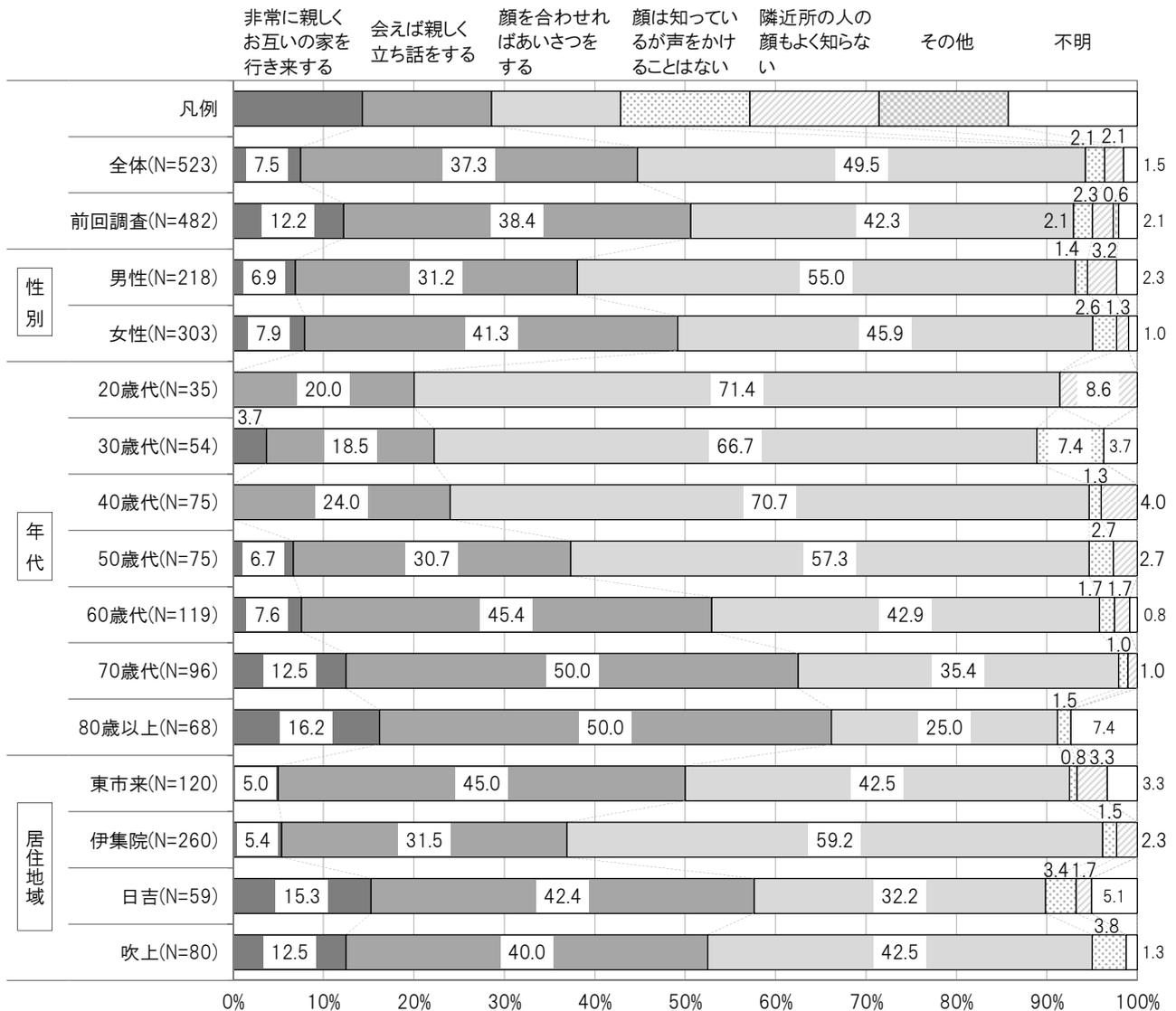
①近所との付き合い

近所との付き合いについて、全体では「顔を合わせればあいさつをする」(49.5%)が最も高く、次いで「会えば親しく立ち話をする」(37.3%)、「非常に親しくお互いの家を行き来する」(7.5%)の順となっています。前回調査と比較すると、「非常に親しくお互いの家を行き来する」が減少し、「顔を合わせればあいさつをする」が増加しています。

性別にみると、男性は「顔を合わせればあいさつをする」が女性より9.1ポイント高く、女性は「会えば親しく立ち話をする」が男性より10.1ポイント高くなっています。

年代別にみると、50歳以上は年代が上がるほど「非常に親しくお互いの家を行き来する」が増加しています。一方、「顔を合わせればあいさつをする」は年代が下がるほど高くなる傾向がみられた。特に20歳代と40歳代は「非常に親しくお互いの家を行き来する」の回答はなく、「顔を合わせればあいさつをする」が7割を超えています。

居住地域別にみると、「非常に親しくお互いの家を行き来する」は日吉・吹上地域では10%を超えているが、東市来・伊集院地域では約5%となっています。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

②今後の近所との関わり

今後の近所との関わりについて、全体では「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」(63.1%)が最も高く、次いで「地域全体を良くする活動について協力し合って行いたい」(20.7%)、「心からうち解け合える関係を築きたい」(5.0%)の順となっています。前回調査と比較すると回答傾向に大きな差はみられませんでした。

性別にみると、男性は「地域全体を良くする活動について協力し合って行きたい」が女性より11.7ポイント高く、女性は「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」が男性より12.8ポイント高くなっています。

年代別にみると、60歳以上は年代が上がるほど「心からうち解け合える関係を築きたい」が増加しています。

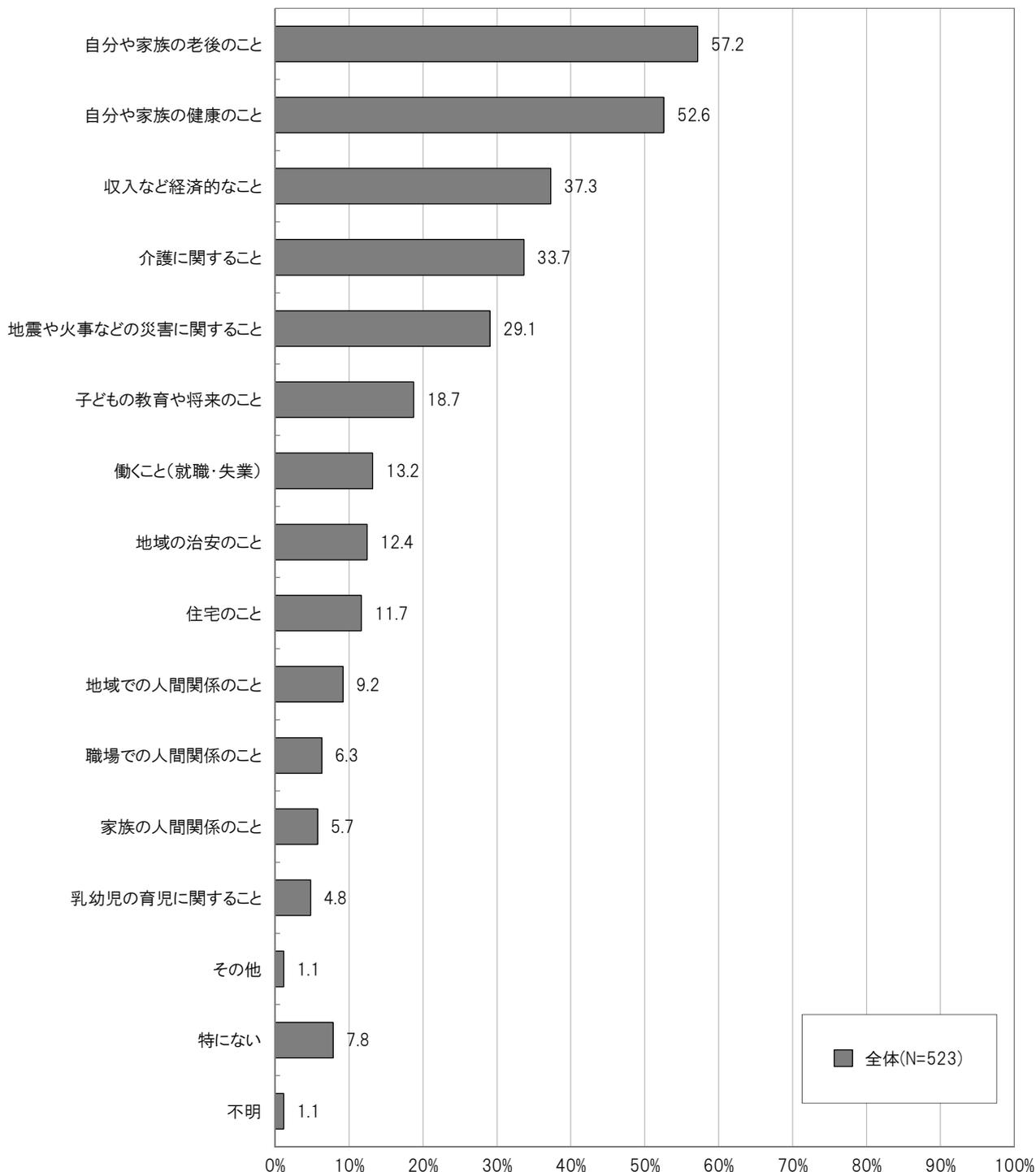
居住地域別にみると、吹上地域では「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」が6割を下回っており、他の地域より低い傾向がみられます。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

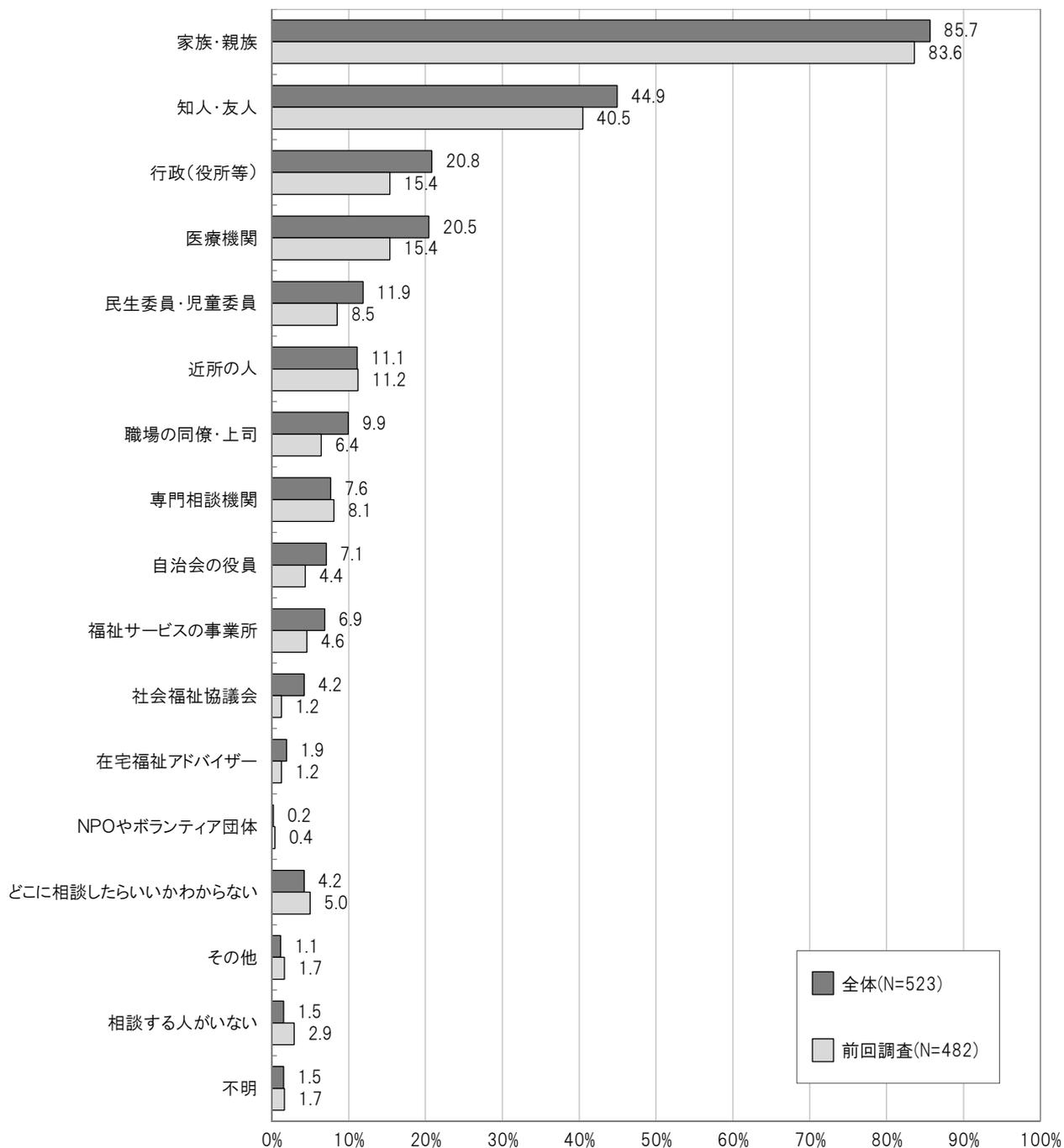
③日常生活の悩みや不安

日常生活の悩みや不安について、全体では「自分や家族の老後のこと」(57.2%)が最も高く、次いで「自分や家族の健康のこと」(52.6%)、「収入など経済的なこと」(37.3%)の順となっています。



④日常生活の悩みや不安の相談相手

日常生活の悩みや不安の相談相手について、全体では「家族・親族」(85.7%)が最も高く、次いで「知人・友人」(44.9%)、「行政(役所等)」(20.8%)の順となっています。前回調査と比較すると、「行政(役所等)」、「医療機関」などで増加傾向がみられます。



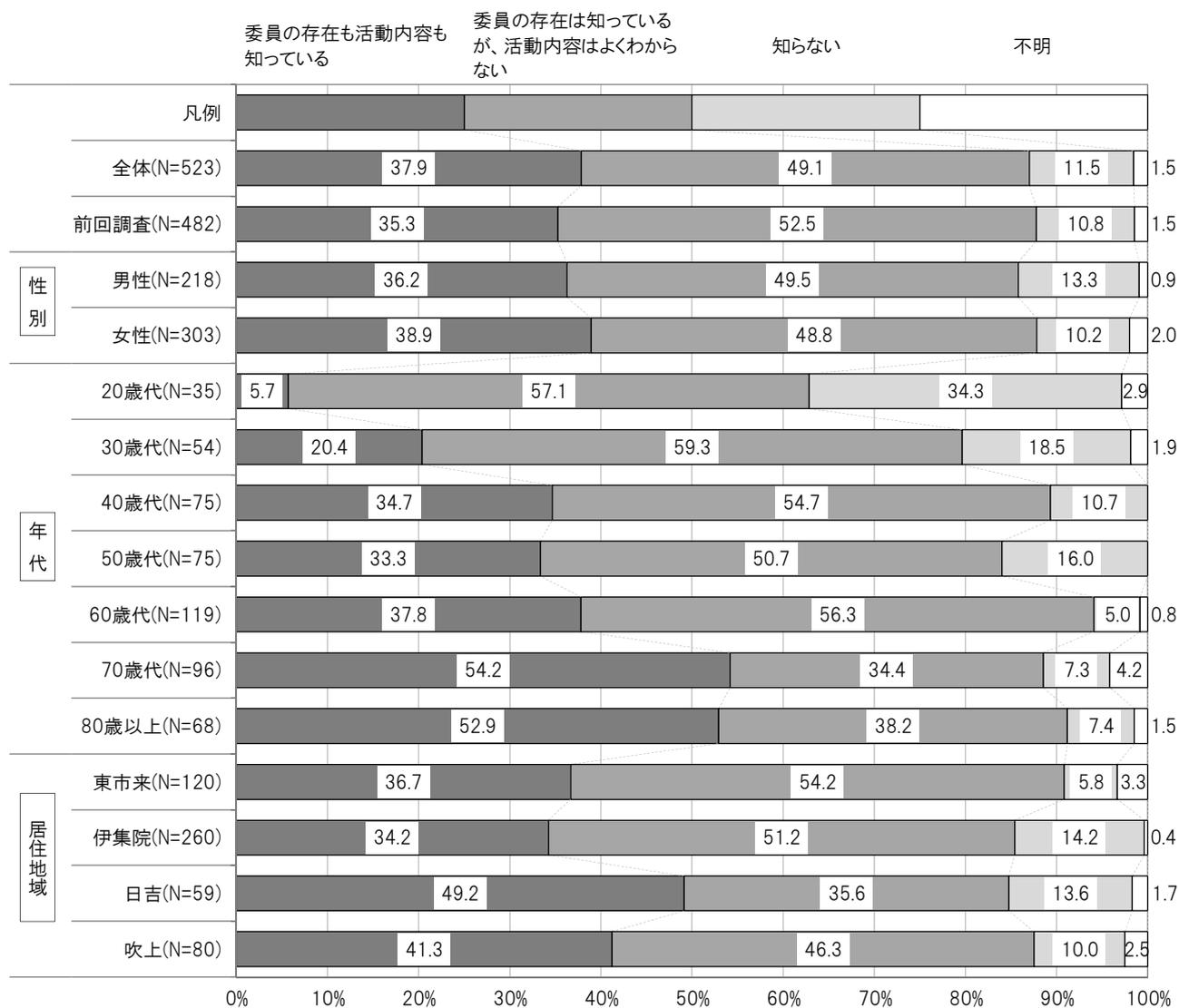
※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

⑤ 民生委員・児童委員の認知度

民生委員・児童委員の認知度について、全体では「委員の存在は知っているが、活動内容はよくわからない」(49.1%)が最も高く、次いで「委員の存在も活動内容も知っている」(37.9%)、「知らない」(11.5%)の順となっています。

年代別にみると、年代が上がるほど「委員の存在も活動内容も知っている」は増加する傾向がみられます。一方、20歳代は「知らない」が3割を超えており、認知度が低くなっています。

居住地別にみると、日吉地域は他の地域と比べ「委員の存在も活動内容も知っている」が高く、約5割となっています。



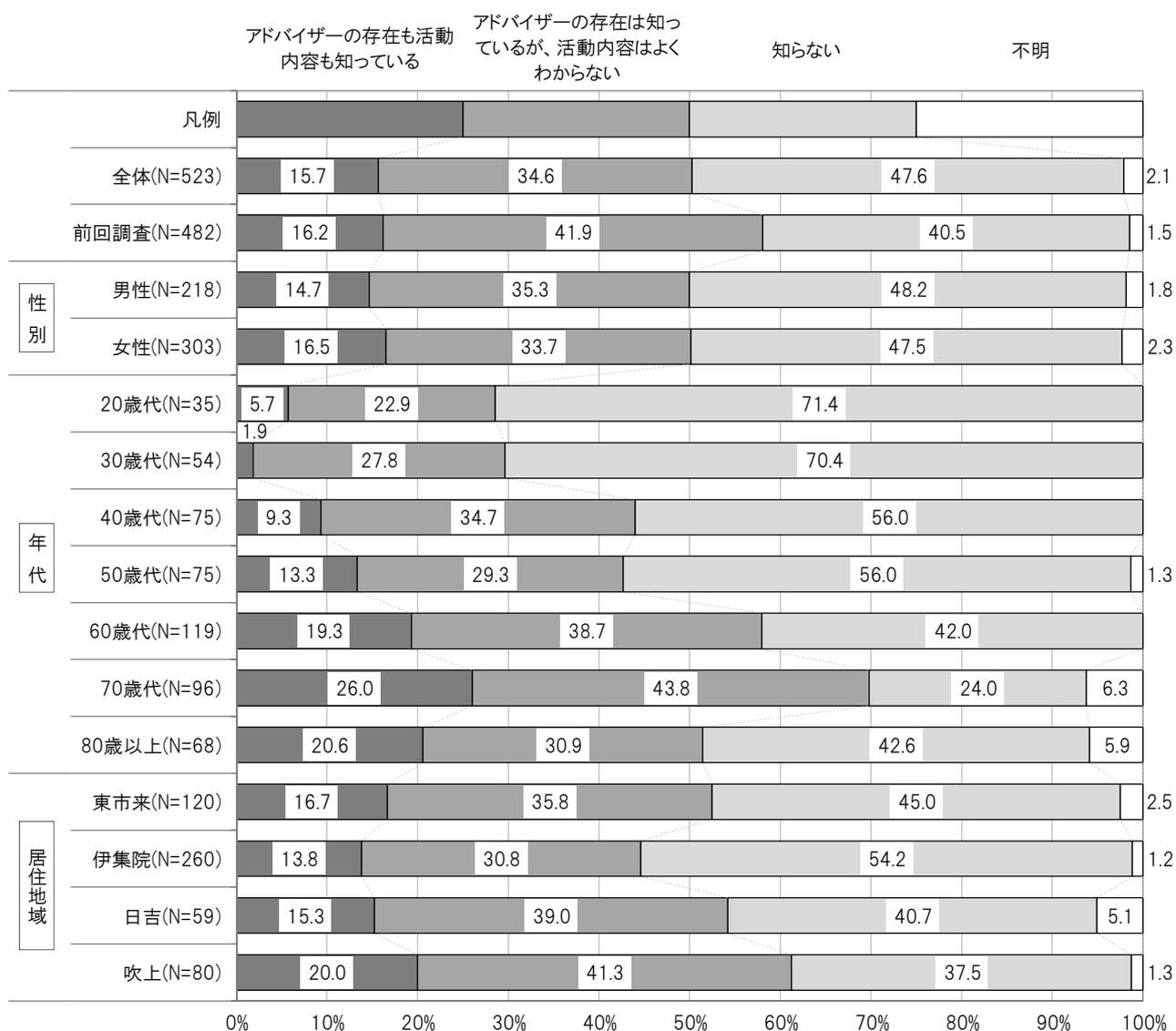
※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

⑥在宅福祉アドバイザーの認知度

在宅福祉アドバイザーの認知度について、全体では「知らない」(47.6%)が最も高く、次いで「アドバイザーの存在は知っているが、活動内容はよくわからない」(34.6%)、「アドバイザーの存在も活動内容も知っている」(15.7%)の順となっています。前回調査と比較すると、「アドバイザーの存在は知っているが、活動内容はよくわからない」は減少、「知らない」は増加しています。

年代別にみると、30～70歳代では年代が上がるほど「アドバイザーの存在も活動内容も知っている」が増加し、「知らない」が減少しています。

居住地域別にみると、伊集院地域は「知らない」が高く、5割を超えています。一方、吹上地域は「アドバイザーの存在も活動内容も知っている」と「アドバイザーの存在は知っているが、活動内容はよくわからない」を合わせると6割を超えており、認知度が高くなっています。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

(3) ボランティア活動について

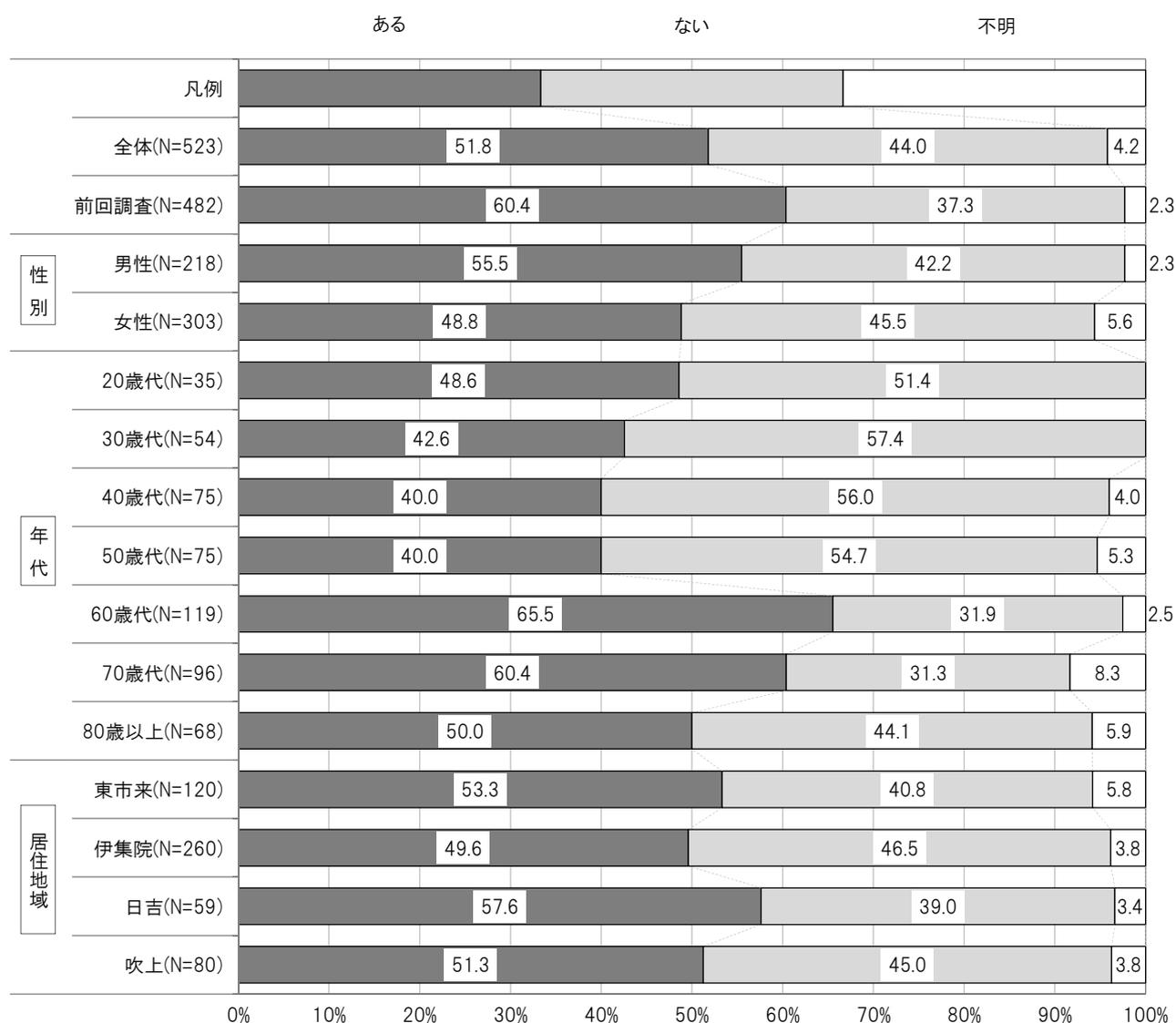
① ボランティア活動の興味

ボランティア活動の興味について、全体では「ある」(51.8%)、「ない」(44.0%)、「不明」(4.2%)となっています。前回調査と比較すると、「ある」が8.6ポイント減少しています。

性別にみると、男性の方が「ある」の回答割合が女性より高く、5割を超えています。

年代別にみると、60歳以上では5割以上が「ある」と回答しており、特に60～70歳代は6割を超えています。一方、20～50歳代では、年代が上がるほど「ある」は低くなっています。

居住地域別にみると、日吉地域は「ある」の回答が約6割となっています。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

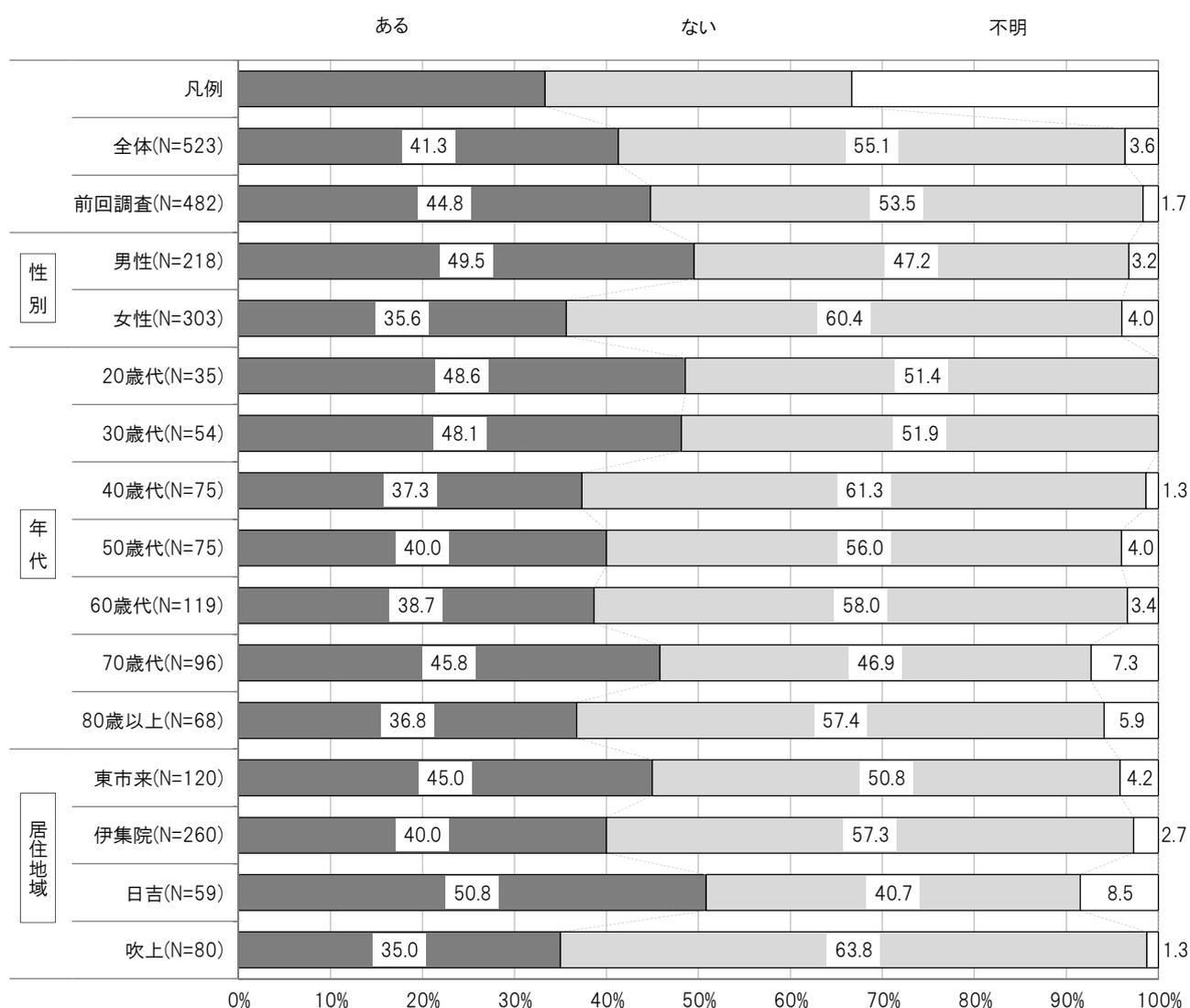
②ボランティア活動の参加状況

ボランティア活動の参加状況について、全体では「ある」(41.3%)、「ない」(55.1%)、「不明」(3.6%)となっています。

性別にみると、男性の方が「ある」の回答が女性より13.9ポイント高くなっています。

年代別にみると、「ある」の回答は20～30歳代では約5割、40～60歳代と80歳以上では4割以下となっています。

居住地域別にみると、日吉地域は「ある」の回答が5割を超えています。一方、吹上地域は4割を下回っています。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

③できるボランティア活動としてもらいたいボランティア活動

できるボランティア活動と、してもらいたいボランティア活動について、「してもらいたい」ボランティア活動は、「災害時の支援、援護活動」(24.7%)が最も高く、次いで「草取り・草刈り・剪定」(21.8%)、「高齢者などの見守り」(13.6%)、「日曜大工」(12.6%)、「地域の清掃活動」(11.3%)の順となっています。

一方、「できる」ボランティア活動は「地域の清掃活動」(45.1%)が最も高く、次いで「話し相手」(38.8%)、「買い物」(36.5%)、「ごみ出し」(30.6%)、「草取り・草刈り・剪定」(27.5%)の順となっています。

できる	N=523	してもらいたい
(38.8%) 203	話し相手	38 (7.3%)
(36.5%) 191	買い物	39 (7.5%)
(14.9%) 78	子どもの預かりや見守り	52 (9.9%)
(27.5%) 144	草取り・草刈り・剪定	114 (21.8%)
(22.0%) 115	住居の掃除の手伝い	49 (9.4%)
(17.6%) 92	読み聞かせ	15 (2.9%)
(17.2%) 90	相談相手	35 (6.7%)
(30.6%) 160	ごみ出し	26 (5.0%)
(7.6%) 40	日曜大工	66 (12.6%)
(20.1%) 105	外出の手伝い	25 (4.8%)
(25.4%) 133	高齢者などの見守り	71 (13.6%)
(45.1%) 236	地域の清掃活動	59 (11.3%)
(24.9%) 130	災害時の支援、援護活動	129 (24.7%)
(0.8%) 4	その他	5 (1.0%)



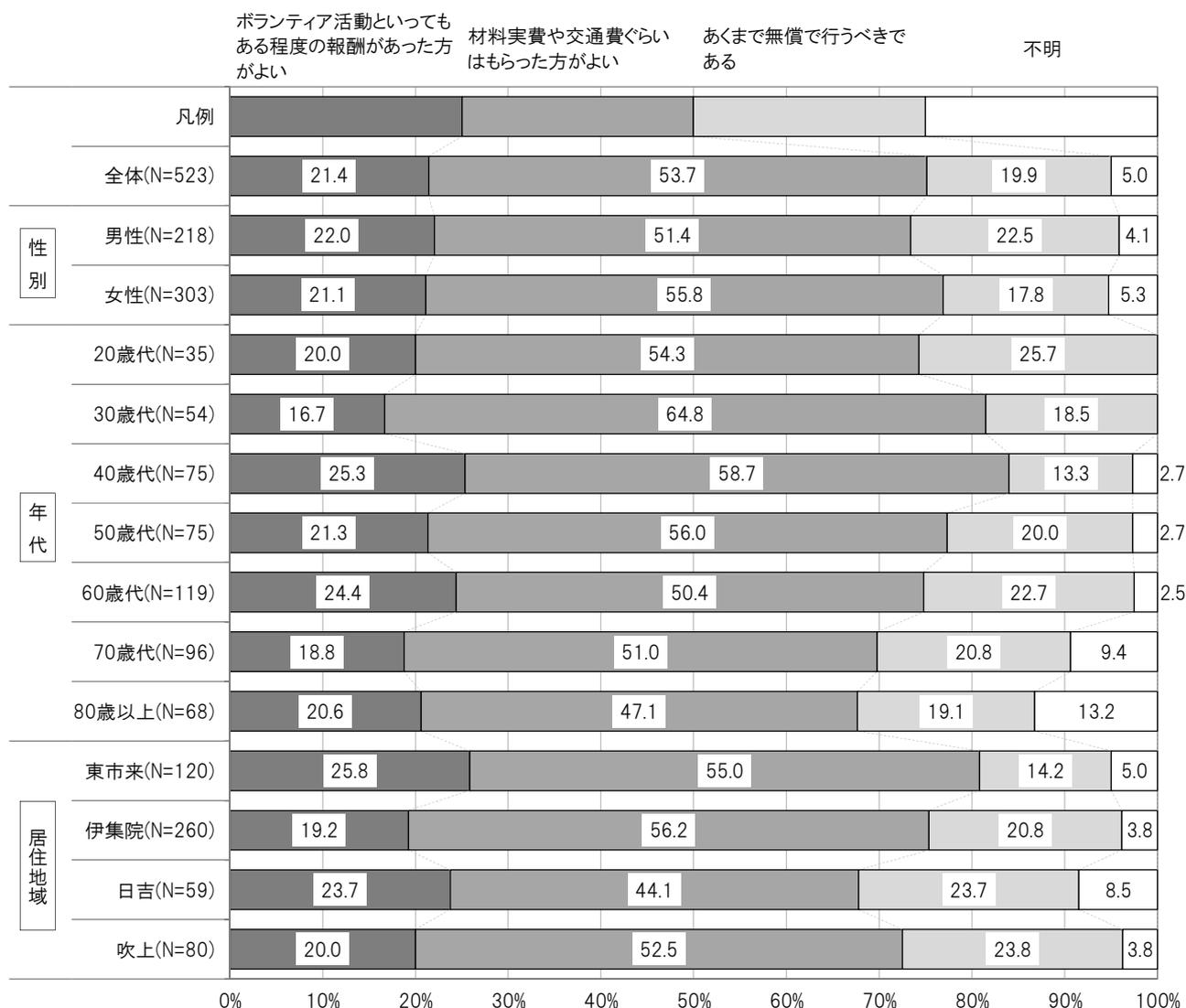
④ボランティア活動の有償化

ボランティア活動の有償化について、全体では「材料実費や交通費ぐらいはもらった方がよい」(53.7%)が最も高く、次いで「ボランティア活動といってもある程度の報酬があった方がよい」(21.4%)、「あくまで無償で行うべきである」(19.9%)の順となっています。

性別にみると、男性は「あくまで無償で行うべきである」が女性より高く、女性は「材料実費や交通費ぐらいはもらった方がよい」が男性より高い傾向がみられます。

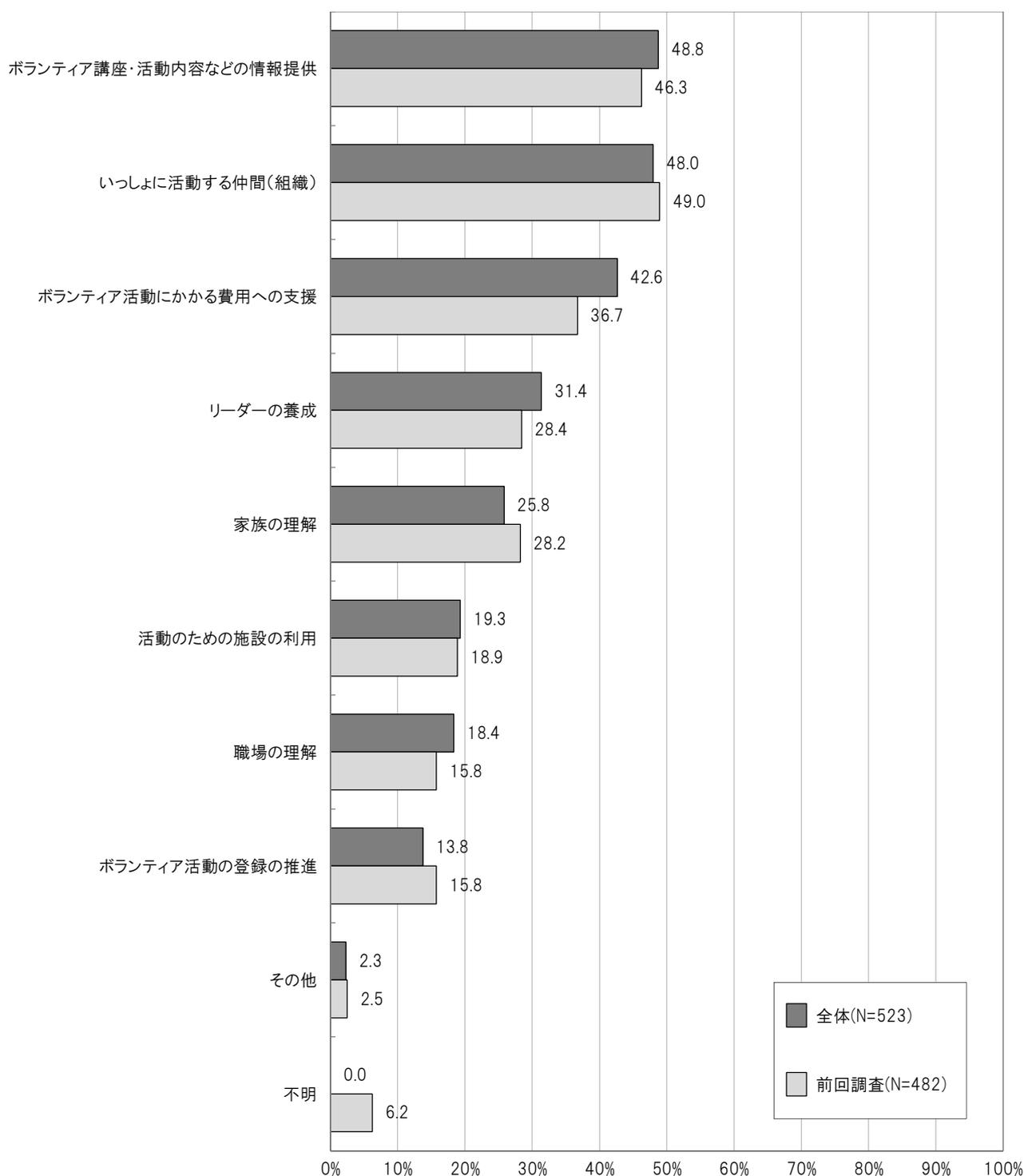
年代別にみると、40歳代は他の年代に比べ「あくまで無償で行うべきである」が低い傾向がみられます。

居住地別にみると、東市来地域は他の地域に比べ「あくまで無償で行うべきである」が低い傾向がみられます。



⑤ ボランティア活動推進に必要なこと

ボランティア活動推進に必要なことについて、全体では「ボランティア講座・活動内容などの情報提供」(48.8%)が最も高く、次いで「いっしょに活動する仲間(組織)」(48.0%)、「ボランティア活動にかかる費用への支援」(42.6%)の順となっています。前回調査と比較すると、「ボランティア活動にかかる費用への支援」などで増加傾向がみられます。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

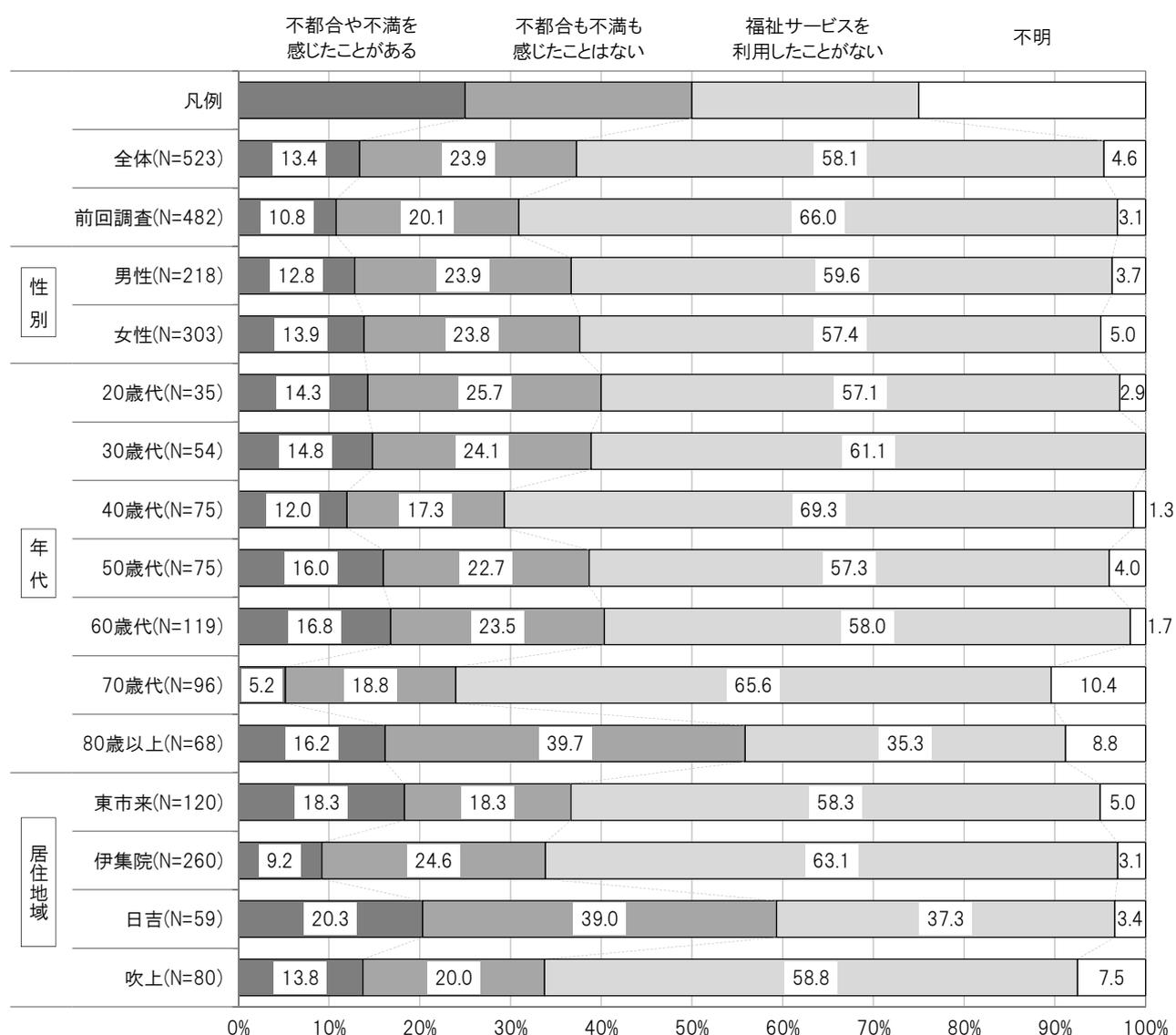
(4) 福祉サービスについて

①福祉サービスの不都合や不満

福祉サービスの不都合や不満について、全体では「福祉サービスを利用したことがない」(58.1%)が最も高く、次いで「不都合も不満も感じたことはない」(23.9%)、「不都合や不満を感じたことがある」(13.4%)の順となっています。前回調査と比較すると、「福祉サービスを利用したことがない」が7.9ポイント減少しています。

年代別にみると、80歳以上は「不都合も不満も感じたことはない」と約4割が回答しています。

居住地域別にみると、日吉地域は「福祉サービスを利用したことがない」が4割を下回っており、他の地域と比べ低くなっています。



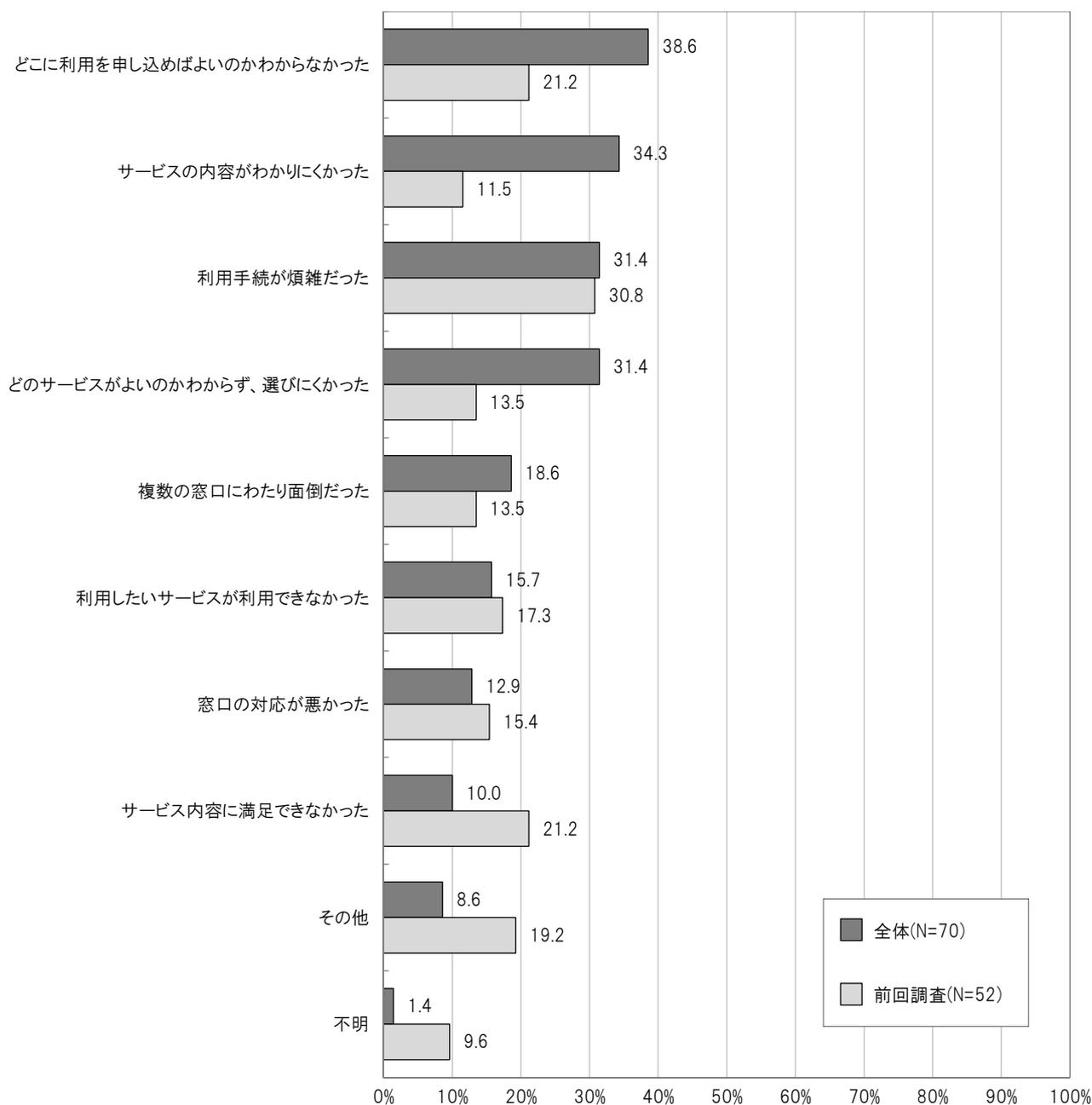
※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

[参考] 福祉サービスの不都合や不満

上：度数 下：構成比(%)		サンプル数	る	い	ない	不明
			不都合や不満を感じたことがある	不都合も不満も感じたことはない	福祉サービスを利用したことがない	
全体		523 100.0	70 13.4	125 23.9	304 58.1	24 4.6
前回調査		482 100.0	52 10.8	97 20.1	318 66.0	15 3.1
性別	男性	218 100.0	28 12.8	52 23.9	130 59.6	8 3.7
	女性	303 100.0	42 13.9	72 23.8	174 57.4	15 5.0
	不明	2 100.0	0 0.0	1 50.0	0 0.0	1 50.0
年齢別	20歳代	35 100.0	5 14.3	9 25.7	20 57.1	1 2.9
	30歳代	54 100.0	8 14.8	13 24.1	33 61.1	0 0.0
	40歳代	75 100.0	9 12.0	13 17.3	52 69.3	1 1.3
	50歳代	75 100.0	12 16.0	17 22.7	43 57.3	3 4.0
	60歳代	119 100.0	20 16.8	28 23.5	69 58.0	2 1.7
	70歳代	96 100.0	5 5.2	18 18.8	63 65.6	10 10.4
	80歳以上	68 100.0	11 16.2	27 39.7	24 35.3	6 8.8
	不明	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0
居住地域別	東市来	120 100.0	22 18.3	22 18.3	70 58.3	6 5.0
	伊集院	260 100.0	24 9.2	64 24.6	164 63.1	8 3.1
	日吉	59 100.0	12 20.3	23 39.0	22 37.3	2 3.4
	吹上	80 100.0	11 13.8	16 20.0	47 58.8	6 7.5
	不明	4 100.0	1 25.0	0 0.0	1 25.0	2 50.0

②福祉サービスの不都合や不満の内容

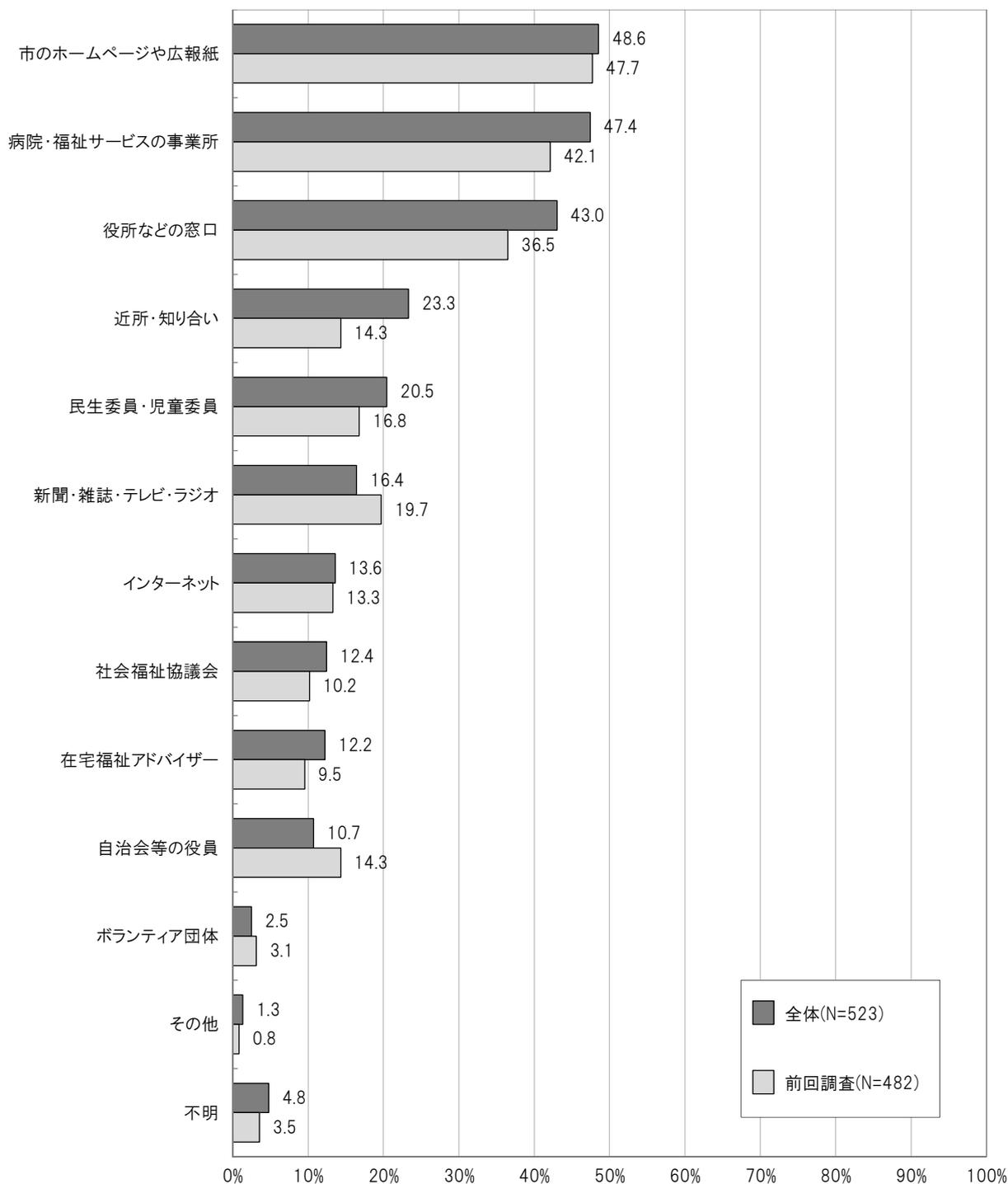
福祉サービスの不都合や不満の内容について、全体では「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」(38.6%)が最も高く、次いで「サービスの内容がわかりにくかった」(34.3%)、「利用手続が煩雑だった」(31.4%)の順となっています。前回調査と比較すると、「サービスの内容が分かりにくかった」、「どのサービスがよいのかわからず、選びにくかった」、「どこに利用を申し込めばよいのかわからなかった」で約20ポイント増加しています。一方、「サービス内容に満足できなかった」は11.2ポイント減少しています。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

③希望する福祉サービスに関する情報提供の方法

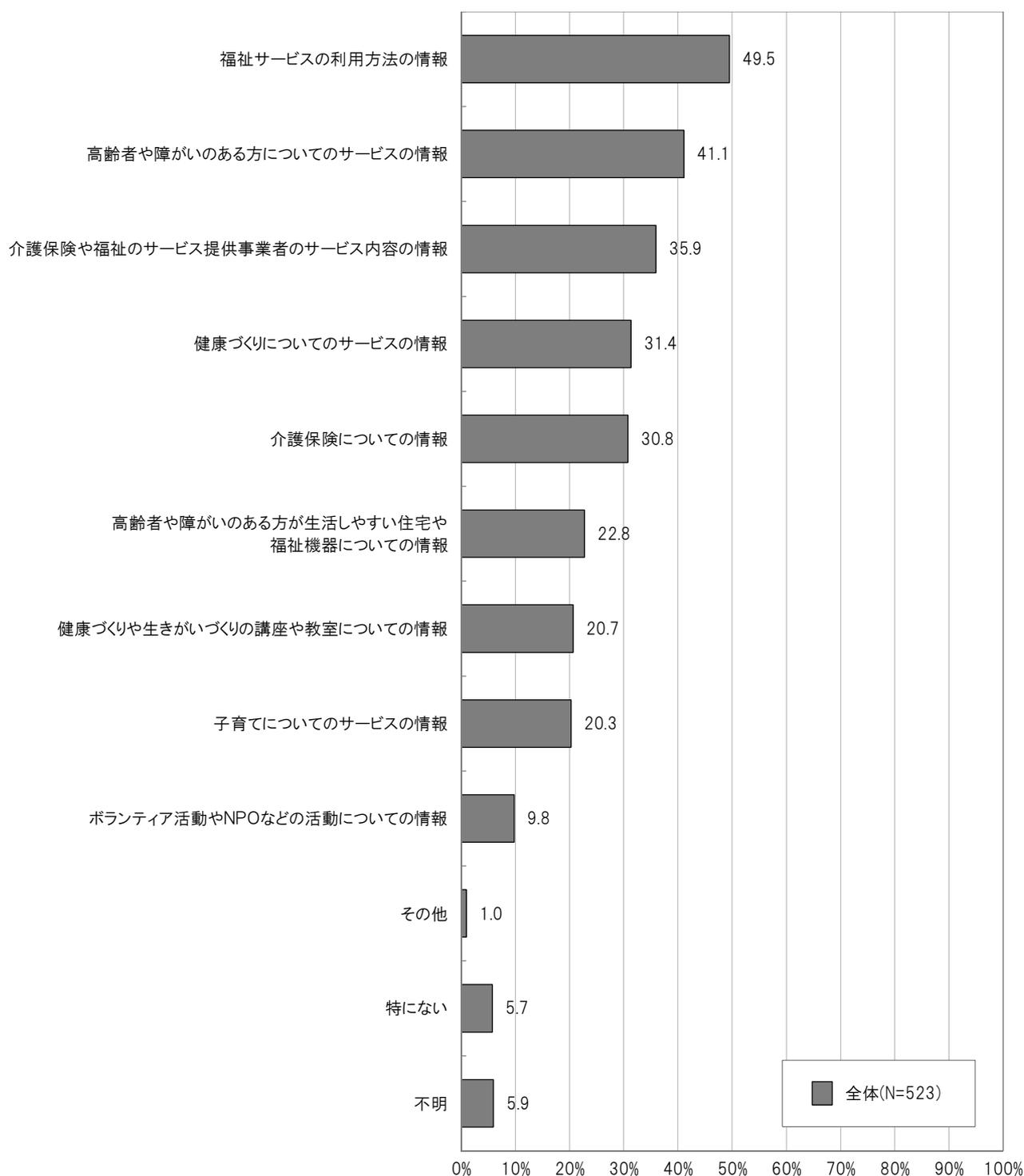
希望する福祉サービスに関する情報提供の方法について、全体では「市のホームページや広報紙」(48.6%)が最も高く、次いで「病院・福祉サービスの事業所」(47.4%)、「役所などの窓口」(43.0%)の順となっています。前回調査と比較すると、「近所・知り合い」、「病院・福祉サービスの事業所」、「役所などの窓口」などで増加しています。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

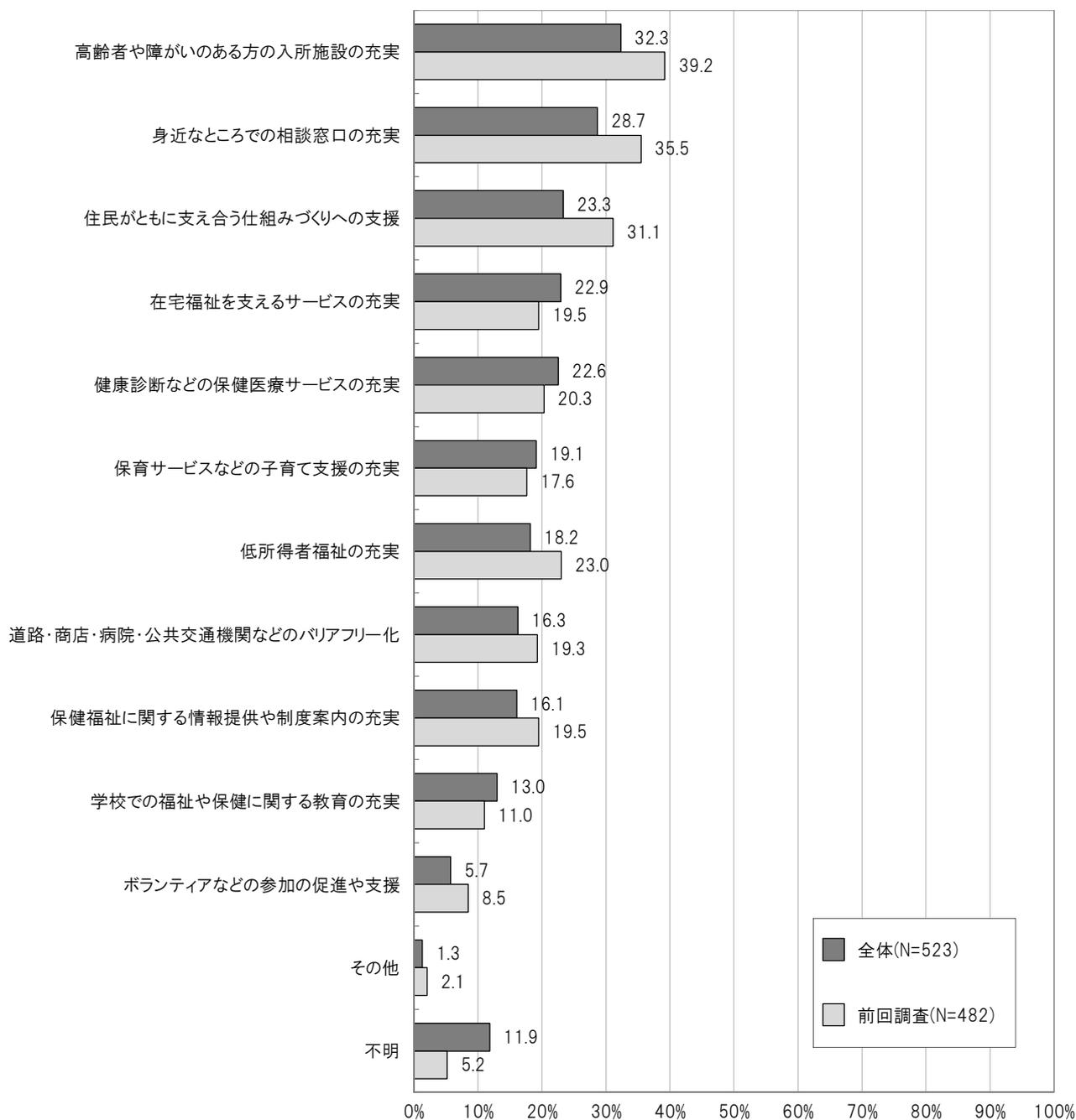
④希望する福祉や健康に関する情報

希望する福祉や健康に関する情報について、全体では「福祉サービスの利用方法の情報」(49.5%)が最も高く、次いで「高齢者や障がいのある方についてのサービスの情報」(41.1%)、「介護保険や福祉のサービス提供事業者のサービス内容の情報」(35.9%)の順となっています。



⑤市が重点的に取り組んでいくべき施策

市が重点的に取り組んでいくべき施策について、全体では「高齢者や障がいのある方の入所施設の充実」(32.3%)が最も高く、次いで「身近なところでの相談窓口の充実」(28.7%)、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」(23.3%)の順となっています。前回調査と比較すると、「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」、「高齢者や障がいのある方の入所施設の充実」、「身近なところでの相談窓口の充実」などが減少、「在宅福祉を支えるサービスの充実」、「健康診断などの保健医療サービスの充実」などが増加している傾向がみられます。



※ 前回調査は「第2期 日置市地域福祉計画」

第3章 計画の基本的考え方

1 地域福祉における課題

(1) 求められている地域福祉のあり方

① 「超高齢化社会」の到来

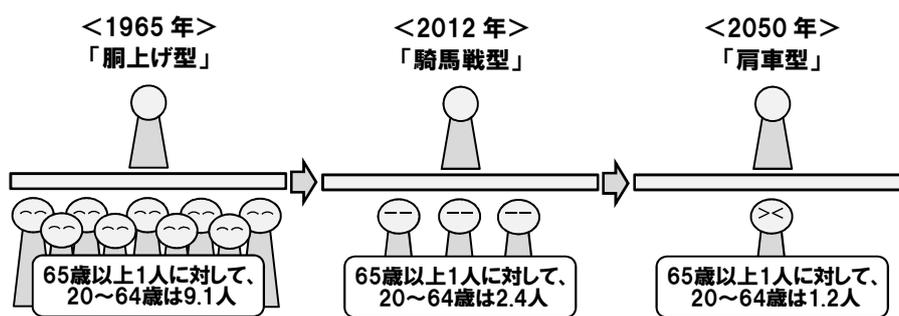
「団塊の世代」と呼ばれる 1947 年から 1949 年生まれの、日本において人口比率がもっとも高い世代があります。現在この「団塊の世代」は前期高齢者（65～74 歳）となっており、10 年後の 2025 年には「後期高齢者」（75 歳以上）となり、厚生労働省の試算によれば、全人口の 4 人に 1 人は「後期高齢者」となる「超高齢化社会」が来ることが推測されています。

これらの事象により、介護・医療費等社会保障費が急増されることが懸念されています。

② 全世代の「社会保障費」の負担が増大

社会保障費の負担を図式化すると、1965 年頃は高齢者 1 人を約 9 人で支える「胴上げ型」でした。しかし低い出生率と急激な高齢化による影響により、増え続ける高齢者に対して生産年齢人口が減少し、2012 年には高齢者 1 人を約 2 人で支える「騎馬戦型」となっています。そして、2050 年には高齢者 1 人を約 1 人で支えなければならない「肩車型」が到来することが予想されています。

図：社会保障費負担の今後の推計図



資料元：総務省「国勢調査」「人口推計」「国立社会保障・人口問題研究所」

③介護施設の職員不足

2015（平成27）年に厚生労働省が発表した「2025年に向けた介護人材にかかる需給推計」によれば、今後大幅な増加が見込まれている高齢者に対する介護人材は、全国で約38万人不足するとの推計を発表しました。

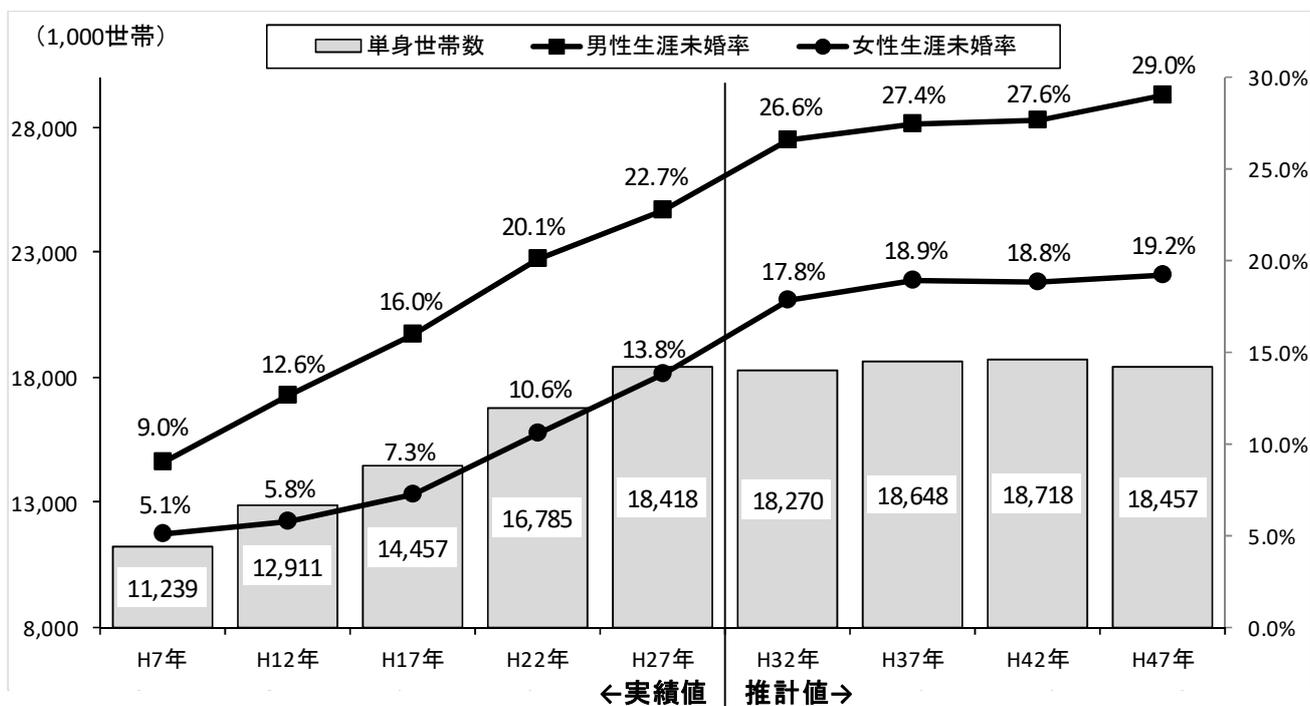
鹿児島県においては、2013年度で28,247人の介護職員数となっていますが、2025年には35,197人の需要見込に対して、33,690人の供給見込となっており、充足率は95.7%で1,507人の介護職員が依然として不足する見込みとなっています。

④単身世帯と未婚率の増加

2015（平成27）年における、生涯未婚率は男性で22.7%、女性で13.8%となっており、現在の未婚世帯が未婚のまま高齢化することや、離別・死別などの要因により単身世帯が増加することが見込まれています。

また、結婚について研究している大学教授によれば、「明治維新以降に政府が出産を奨励したいわば国策とも言える規制が無くなり、結婚が自由化されたことから、全体の2～3割が結婚しないのは異常なことではない」と述べており、今後ますます未婚率が増加することが推測されています。

図：単身世帯数と生涯未婚率（性別）の推移・推計



資料元：「国勢調査」「国立社会保障・人口問題研究所」

⑤年金給付額の支給開始年齢の引き上げ

国が経済状況や社会情勢の変化をみて、5年に1度見直しを行う「高齢社会対策大綱」の改定において、内閣府の有識者検討会の報告書によれば、「60歳代の就労を促進する為、年金の支給開始年齢を70歳以降も選択可能にする」という内容の提言がなされました。

大綱では、団塊の世代が後期高齢者をむかえる2025年に備え、「働く意欲や能力がある高齢者には、できる限り社会で働いてもらいたい」という方針がとられており、支えられる高齢者ではなく、社会を支える高齢者になってもらおうという信念が表れています。

⑥老齢年金の保険料納付資格期間が25年から10年に

これまで老齢年金を受け取るために必要であった、25年の保険料納付資格期間が、2017(平成29)年の8月に短縮されました。

これにより、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになり、約64万人が追加で年金を受給できるようになりました。

⑦災害時における要援護者の保護と福祉避難所の確保

近年に日本の各地で起きた大規模な災害で犠牲者となった人の多くが、高齢者や障がい者といった災害時の要援護者となっており、地域における防災上の大きな課題となっています。

災害時には、避難行動に限らず、避難所生活、道路などの交通基盤や、電気・水道・ガスといった生活基盤においても多くの問題が起きる可能性があることから、地域内で要援護者を迅速に避難・安全を確保するために、自治会などを中心とした近隣の助け合いが重要になります。

また、平時より避難に当たって支援が必要な要援護者の所在を把握しておくことや、避難支援の体制づくりを地域住民が主体となって取り組むことが求められています。

2 基本理念

社会福祉の理念は「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障がいの有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるよう自立支援すること」であり、支援を必要とする人が、必要な時に住み慣れた地域で、適切かつ良質なサービスを主体的に選択でき、安心した生活を送ることができる環境を地域において具現化する必要があります。

そのためには、「地域住民」「社会福祉事業所の運営者」「社会福祉活動に携わる者」の三者が主体となって相互に協力し、地域の要支援者を把握した上で、要支援者が地域社会を構成する一員として生活し、あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように支援を行っていく必要があります。

さらには、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する必要もあります。

本市では、市の最上位計画である第2次日置市総合計画において『住んでよし 訪ねてよし ふれあいあふれるまち ひおき』を将来都市像として掲げ、その実現に向けた基本目標の一つ（保健・医療・福祉分野）を『笑顔とやさしさ、ぬくもりに満ちたまちづくり』としています。

本計画では、この考え方を受け、住民、事業所、行政が共に支援を必要とする人を支える地域福祉活動を推進するものとします。



3 基本目標

住み慣れた地域でいつまでも暮らしたいという住民の希望とは逆に、少子高齢化により過疎化する地域や集落も増えつつあり、医療や介護だけでなく日常生活においても、地域での生活を継続することが難しくなっています。

日置市民が住み慣れた地域で、健康で、自助・共助・公助の元、助け合って暮らしていくために、次の5項目を計画の基本目標として掲げます。

基本目標 1	誰もが安心して生活できる地域での居場所づくり
---------------	-------------------------------

■基本的な考え方

市民が住み慣れた地域で引き続き暮らすために、必要な福祉情報を得ることができ、福祉に関する悩み事を身近に相談できる仕組みづくりを推進し、福祉サービスを活用しながら自立して生活することができる制度の充実を図ります。

■施策の展開によって期待される効果

- ・保健・医療・福祉が連携して総合的に対応するサービス体制ができます。
- ・社会福祉法人などの民間福祉サービスとの連携で、ニーズに対応したサービスにつながります。
- ・住み慣れた地域で、自立した生活を続けるための相談や支援、情報提供の体制が充実されます。

基本目標 2	地域住民などの参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり
---------------	------------------------------------

■基本的な考え方

住み慣れた地域で暮らしていくためには、身近な生活課題を解決することが必要です。地域住民相互の支え合い、ボランティアやNPO、企業など多様な団体との連携、更には福祉サービス事業者の協力など、地域総合力による取組で、地域共生社会の構築を図ります。

■施策の展開によって期待される効果

- ・市民同士の支え合いが推進され、地域福祉活動への参画が促されます。

- ・自治会や地区公民館が活動拠点となり、ボランティア活動が推進されます。
- ・民生委員・児童委員、自治会等地域福祉を担う人材や団体の育成・支援が図られます。
- ・福祉の観点から男女共同参画社会が推進され、地域や社会に残る固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行が見直されます。

基本目標 3

安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり

■基本的な考え方

「当たり前のことを当たり前にするノーマライゼーション社会の実現を目指して、誰もが同じように権利や環境を享受でき、安全安心で住みやすい地域づくりを目指して、地域防災や防犯体制を整備します。

■施策の展開によって期待される効果

- ・バリアフリー化やユニバーサルデザインが推進、浸透し、ノーマライゼーションの意識が定着します。
- ・生活交通路線やコミュニティバス、乗合タクシーなど、住み慣れた地域で暮らすための移動手段が維持・充実されます。
- ・災害等緊急時における要援護（配慮）者や子どもなど、支援が必要な市民の安全について、対応の強化が図られます。
- ・子ども、障がいのある方、高齢者等の相談の仕組みが整備され、連携が図られます。
- ・子どもの居場所や子育て世代の相談場所が充実されます。
- ・人権の観点から暴力を許さない社会づくりが推進され、児童虐待、障がい者虐待、高齢者虐待、配偶者暴力の防止対策が講じられます。
- ・生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、自殺対策計画が策定されます。

基本目標 4

いきいきとふれあいがあふれる健康なまちづくり

■基本的な考え方

子どもから高齢者まで、あらゆる世代や立場の人々が、いきいきと健やかに日々の生活を送ることができるように、地域の支え合いを基盤とした福祉社会の実現を目指し、「住んでよし」と実感できるまちづくりを進めています。

平成 24 年に制定された日置市健康づくり推進条例では市民、地域、医療関係者、市の役割を明確にし、市民が健やかに安心して生活することができる社会の実現を目的として

います。

■施策の展開によって期待される効果

- ・「元気な市民づくり運動」に基づいて、全ての世代が健康や福祉に関心を持つまちづくりが進められます。
- ・運動普及推進員や保健推進員、食生活改善推進員等地域人材の活躍が促進されます。
- ・安心して子どもを産み育て、健やかに育つ仕組みづくりが促進されます。
- ・特定健診の受診等、自らの健康管理について市民の意識が高まり、生活習慣病の予防や早期発見につながります。
- ・元気な高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らすことができるよう、介護予防に向けた取組が推進されます。

基本目標 5	福祉のこころづくり
---------------	------------------

■基本的な考え方

「福祉は行政が行うもの」「福祉は行政処分に対処するもの」という市民と市の意識を改めることが地域福祉の推進には求められています。そこには、関係者が対等な立場で参加し、相互に理解し合いながら連携協力する「協働」が不可欠です。

相互理解を深めるには、教育機関にとどまらない地域での学習活動によって、課題の発見やその解決を図ることが大切です。ボランティア活動への参加や、生涯学習における福祉教育の充実、異世代交流の促進などから、福祉の人づくり、福祉の地域づくりへとつながっていきます。

■施策の展開によって期待される効果

- ・学校教育や地域での学びを通して、福祉の心が生まれ、互いに理解し協力し合う協働の機運が高まります。
- ・福祉を取り入れた生涯学習活動等で、自分事であることへの認識が高まり、地域課題やニーズの掘り起こし、解決策の話し合いが促進されます。
- ・地域の資源や人材を活かして、福祉の観点からの地域づくりが推進されます。

4 計画体系図

1 誰もが安心して生活できる地域での居場所づくり

- (1) 福祉サービス利用のための支援
- (2) 保健・医療・福祉などの連携による総合的な対応
- (3) 民間福祉サービスなどへの支援、連携
- (4) 今後の福祉サービスニーズへの対応
- (5) 相談支援体制の充実
- (6) 情報提供体制の充実
- (7) 高齢者や障がい者の自立への社会活動支援

2 地域住民などの参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり

- (1) 市民と市民の支え合い、助け合いの促進
- (2) 子育て支援など地域住民の福祉活動への参画
- (3) 地域福祉活動の拠点整備
- (4) NPO、ボランティアなどへの活動支援
- (5) 民生委員・児童委員への活動支援
- (6) 自治会活動の支援
- (7) 地域福祉を担う団体などの育成、支援
- (8) 男女共同参画の推進

3 安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり

- (1) バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進
- (2) 移動手段の確保
- (3) 要援護（配慮）者への支援
- (4) 地域の防災、防犯対策の充実
- (5) 地域医療との連携の推進
- (6) 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり
- (7) 子どもが安全・安心に遊べる環境の推進
- (8) 子どもの居場所、遊び場づくりの推進
- (9) ドメスティックバイオレンス防止対策の推進
- (10) 高齢者虐待防止対策の推進
- (11) 孤立化防止対策の推進
- (12) 児童虐待防止対策の推進
- (13) 障がい者虐待防止対策の推進
- (14) 自殺対策の推進
- (15) 生活困窮者自立支援対策等の推進

- (16)ニート対策の推進
- (17)ホームレス対策の推進

4 いきいきとふれあいがふれる健康なまちづくり

- (1) 地域における健康づくり対策の推進
- (2) 母性と乳幼児の健康の確保と増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育の推進
- (4) 生活習慣病の早期発見、発症予防
- (5) 介護予防の推進

5 福祉のこころづくり

- (1) 福祉教育の充実
- (2) 福祉への関心づくり
- (3) 青少年への福祉教育の推進
- (4) 生涯学習などによる福祉意識の醸成
- (5) 世代間交流の促進

第4章 施策の方向

1 誰もが安心して生活できる地域での居場所づくり

(1) 福祉サービス利用のための支援

①現状

市民一人ひとりが必要な福祉に対するニーズは、生まれ育った生活様式や環境などによって多様化が進んでいます。

また、福祉サービスは行政による措置制度から、サービスを利用する側と提供する側との契約制度による給付となり、その内容も変化しています。

アンケートでは、サービスが充実する一方で、手続きの煩雑さやサービスの選びにくさが挙げられ、保健や医療サービスを含めた分かりやすい情報提供や、サービス内容の十分な説明が必要です。

制度の狭間の中で支援を必要とする人々に対しても総合的に対応できることが求められています。

②課題

1. 福祉サービスの質の向上
2. 利用しやすいサービス提供体制の整備
3. 利用者がサービスや事業者を選択できる体制の整備
4. サービス利用の情報提供
5. 総合的なサービス提供システムの確立と、基盤整備
6. 必要とするサービスが必要なときに、できるかぎり身近なところで受けられる体制づくり

③目指す施策・事業の目標

■福祉サービスの苦情相談事業<継続>

内容	福祉サービスに関する利用者などからの苦情を適切に解決するため、相談、調査、あっせんなどを行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	障がい者等基幹相談支援センターにおける相談体制の充実を図り、サービス向上のために意見箱を設置する。

■地域福祉権利擁護事業<継続>

内容	高齢者や障がいのある方が地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続や日常生活に必要な金銭管理の援助などを行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	制度の周知を図り、利用の促進を図る。

■地域包括支援センター運営事業<継続>

内容	高齢者などに対する総合相談や、介護予防ケアマネジメントなど、地域包括ケアの中核機関として地域包括支援センターを運営する。
平成 34 年度までの方向性・目標	介護予防を推進するとともに、総合相談窓口として住民の相談に幅広く対応し、地域包括ケアシステムの深化を図る。

■成年後見制度利用支援事業<継続>

内容	高齢者や障がいのある方の成年後見制度利用に当たり、必要経費の負担能力のない者に対して経費の一部または全部を助成する。
平成 34 年度までの方向性・目標	制度利用のために周知を促進し、認知症高齢者や権利侵害者などの情報提供を共有するシステムを構築する。

(2) 保健・医療・福祉などの連携による総合的な対応

①現状

虐待や引きこもりは世代を問わず発生している課題ですが、その原因や背景は複雑かつ多様であり、潜在的側面も有しており、福祉のみならず保健や医療、地域包括支援センターなど関係機関への情報共有、密接な連携で、適切なサービスを提供するとともに、解決を図る必要があります。

②課題

1. ライフサイクルに応じた保健・医療・福祉サービスの提供
2. まちづくりや防犯、防災、教育など多様な分野と連携
3. 保健・医療・福祉サービスの総合的な取組の展開

③目指す施策・事業の目標

■虐待等対策ネットワークシステムの構築<継続>

内容	虐待、ひきこもり、DVなどの課題に対し、保健・医療・福祉などの連携による総合的な対策を、より一層強化する。
平成34年度までの方向性・目標	関係機関が情報を共有し、多面的な連携を図る。

■保健・医療・福祉の連携による政策調整システムの構築<継続>

内容	健康増進や、高齢者福祉、障がい者福祉などの個別の政策検討だけではなく、それぞれの分野を包括した政策検討を行うため、関係者による政策調整を図る。
平成34年度までの方向性・目標	個別の計画に基づく施策を検討・推進しつつ、関係機関との連携・調整を行う仕組みの充実を図る。

■子どもの心身の健やかな発達支援と育児不安の軽減<継続>

内容	保健・医療・福祉および教育分野の連携並びに地域住民一人ひとりの協力のもと、子育て中の保護者の身体的・精神的負担を軽減し、心身ともにゆとりある子育てができる環境づくりに努める。
平成34年度までの方向性・目標	子育て世代包括支援センターの設置を進め、関係部署、関係機関との連携を図る。

■「食育」の推進<継続>

内容	市民一人ひとりが食育に関心を持ち、その内容を理解し、自らが「食育」の実践を心がけるよう行政および地域がそれぞれの機能を生かしながら情報提供、啓発活動を行うとともに、子どもたちへの食育の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	「地産地消を基本とした健康で豊かな食生活の実現」を目指す日置市食育推進計画に基づき、「食」で健康な人づくりを進め、関係機関と連携して食育を推進する。

(3) 民間福祉サービスなどへの支援、連携

①現状

社会福祉法人や NPO 法人、ボランティア団体等、民間の活動は、地域福祉の原動力を担っており、住民参加による地域福祉を推進する上で、これらの団体の主体的な活動を支援し、地域で展開している事業の一層の充実を図っていくことが大切です。

アンケートでは、住民がともに支え合う仕組みづくりが求められており、住み慣れた地域で暮らすために、市民と市が、民間の支援を得ながら協働によって地域福祉の課題を解決していく必要があります。

②課題

1. 利用者の事業者選択の幅を広げるため、福祉サービス事業者の参入促進
2. 民間福祉サービス機関の支援

③目指す施策・事業の目標

■民間福祉サービス機関の参入促進・支援<継続>

内容	福祉サービス機関の充実を目指し、民間福祉団体や福祉施設の支援に取り組み、更なるサービス参入を促進するため、情報提供を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係団体や施設等と積極的に連携を図り、相互に情報提供を行いながら、支援を図る。

■当事者団体への支援<継続>

内容	障がいのある方の家族の会など、当事者団体の行う福祉活動、施設の運営などを支援し、連携を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	社会参加の促進や親なきあとの支援、団体の自立運営のための側面的な支援を行う。

■ボランティア・NPO 法人との連携<継続>

内容	行政だけではカバーできない部分の福祉サービスを提供するボランティア・NPO 法人の役割は大きいため、今後も支援を推進するとともに、サービスの委託など、ボランティアや NPO 法人のコーディネートを行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	手話および点訳奉仕員活動の充実のために研修会を開催し、朗読奉仕員を養成するための講習会を実施する。

(4) 今後の福祉サービスニーズへの対応

①現状

アンケートでは「地域全体を良くする活動」や今後の近所との関わりについて、「隣近所との付き合い」を大切にしたいという意識がかなり高い反面、地域社会における住民同士の日常の交流は不足していると感じている実態があります。

地域において市民同士の交流や支援を必要とする世帯への声かけなど、暮らしの中のつながりを支援していくことが必要です。

②課題

1. 高齢者・障がいのある方・児童などに限らず、誰もが気軽に立ち寄れる地域のふれあいの場の整備
2. 市民の声をより多く把握し、福祉ニーズへの対応

③目指す施策・事業の目標

■福祉施設整備の検討<継続>

内容	地域に必要とされる福祉施設について、市民の福祉ニーズを把握し検討する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地区公民館等既存の公共施設や自治会公民館、空き家等の活用により、地域の交流拠点づくりの支援や情報提供を行う。

■障がい者関連施策と高齢者関連施策との調整<継続>

内容	福祉関連施策を全体的に捉え、関連施策の調整を行うことにより、利用者にスムーズなサービス提供を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	国の関係通知等に基づきサービスの適用に留意するとともに、利用者の意向に配慮しながら、適切なサービスを提供する。

■子どものいる世帯の養育機能低下に対する対応<継続>

内容	子育て中の家庭がのびのびと子育てを続けることができるように、子育て支援センター事業の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	各地域に 1 箇所ずつ設置した子育て支援センター事業を継続し、子育て世代包括支援センターと連携して支援を行う。

■ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への対応<継続>

内容	地域の特性に応じて、さまざまな角度からの見守りや、必要とするサービスの情報提供などができるネットワークの充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係者と情報交換を行いながら、地域の一員として暮らすための支援を講じる。

■ひとり親家庭などの自立支援<継続>

内容	「子どものしあわせ」を第一に考え、きめ細かな福祉サービスの展開や子育て、生活、就業への支援など、総合的な対策を推進する。特に就業支援については、地域の仲間として住民一人ひとりにできる限りの支援協力の推進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	各種支援制度の周知に努め、早期の対応を図ることにより、自立を支援する。

■地域における子育て支援の充実<継続>

内容	共働き家庭やひとり親家庭などを含めた全ての子育て家庭が地域で安心して子育てができるように支援体制の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	働き方改革におけるワークライフバランスの実現を図りながら、地域における子育て支援サービスや相談、情報提供体制を充実する。

■保育サービスの充実<継続>

内容	生活環境や保護者の就労形態などによって変化する多様な保育ニーズに柔軟に対応し、「子どものしあわせ」を第一に考えた保育サービスを提供する。
平成 34 年度までの方向性・目標	子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、世帯に応じた利用しやすい保育サービスを提供し、その質を高める。

■障がい児施策の充実<継続>

内容	全ての人々が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現を目指す「ノーマライゼーション」の理念のもとで、障がい児の健全な発達やその保護者を温かく見守る環境づくりを推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市障がい者計画および日置市障がい児福祉計画に基づき、ライフステージごとに障がい児本人にとって最善の支援を身近な地域で受けられるよう、関係機関が連携を図る。

■障がい福祉サービスの充実<継続>

内容	障がいのある方が住み慣れた地域や家庭で安心して生活し、社会活動へ参加することができるように、障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスの量および質の提供体制の充実を努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	障がいのある方の増加、多様化に加え、重度化、高齢化する状況を踏まえ、日置市障がい者計画および日置市障がい福祉計画に基づき、サービスの適正な提供に努める。

(5) 相談支援体制の充実

①現状

本市においては、多様な福祉の相談窓口や体制を構築していますが、アンケートでは「身近なところでの相談窓口」の充実が求められており、認知されていないことが表れています。

市民意識調査では、生活上の心配事や困り事について「どこに相談したらよいかわからない」「相談できる人がいない」と回答している人がおり、生活課題を抱えているにもかかわらず、地域からも孤立し、相談・支援機関への支援を求めることができていない人がいると考えられます。

②課題

1. 民間サービス事業者を含めた相談体制の周知
2. 複雑多様化する福祉相談への対応
3. 各種相談員の研修の実施
4. 各種相談員それぞれの連携や体系化
5. 相談支援体制の充実

③目指す施策・事業の目標

■各種相談制度の周知<継続>

内容	市や民間サービス事業者などに設置されている各種相談制度を広く周知し、効果的な活用に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	さまざまな機会を捉えて、相談制度の周知に取り組む。

■各種相談員の連携<継続>

内容	各種相談員間の連携を図り、円滑な相談体制を構築する。
平成 34 年度までの方向性・目標	個々の事例について重層的に支援できるよう、相談員相互に連携し、情報の共有を図る。

■在宅介護支援センター推進事業<継続>

内容	在宅介護支援センターを地域包括支援センターの補助機関として位置付け、介護や福祉サービスの総合相談を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域における身近な相談窓口として、在宅介護支援センター機能の周知を図り、多様な連携を図る。

■家庭児童相談室事業<継続>

内容	児童・妊産婦・保護者を相談の対象とし、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るとともに、福祉事務所の家庭児童福祉に関する相談、指導業務を充実させる。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市子ども支援センターを拠点に、家庭児童相談体制を維持し、関係機関との連携を強化する。

■障がい者等基幹相談支援センター事業<継続>

内容	障がいのある方・その家族などの総合的および専門的な相談支援を実施する。
平成 34 年度までの方向性・目標	市の中核的相談機関として、民間の相談支援事業所では対応困難な相談事例へ対応する。日置市自立支援協議会を運営し、専門的な課題の解決に取り組む。

■子ども支援センター事業<継続>

内容	本市の教育、保健、福祉の各部署が連携して、子育て支援の取組を効率的かつ効果的に推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	子育て等に対する課題を、専門的立場で組織的な解決を推進する。

■子育て世代包括支援センター事業<新規>

内容	妊娠、出産、子育てを切れ目なく支援するための市の包括的な窓口として設置する。
平成 34 年度までの方向性・目標	母子保健から子育て支援までの相談や助言、サービス提供の一元化を図る。

(6) 情報提供体制の充実

①現状

必要な時に、適切な福祉サービスが利用できるために「誰もが」「いつでも」「簡単に」情報を入手できることが望まれています。

福祉サービス等の利用に関する情報提供は、広報紙、お知らせ版やホームページ、各担当課による利用案内、社会福祉協議会など関係機関によって行われています。サービスを充実させるためには、住民が自分に合ったサービスを選択して安心して利用することができるよう、適切で信頼できる情報を気軽に入手できるような体制が求められています。

②課題

1. 福祉に関する総合的な情報提供の体制整備
2. 地域住民一人ひとりが情報を確実に入手できる体制整備

③目指す施策・事業の目標

■さまざまな媒体による情報の提供<継続>

内容	子育て支援、高齢者支援、障がい者支援などに必要な情報を、対象者に応じた媒体により情報提供を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	広報紙（紙）や行政無線（音）、ホームページ（IT）等、対象者が馴染みやすい媒体を活用して、漏れのない情報を提供する。

■保健福祉に関するホームページ作成<継続>

内容	市のホームページを通じて、保健や福祉に関する市の施策などを一元化して情報提供する。
平成 34 年度までの方向性・目標	市民向けページに保健、福祉、介護、医療を配置し、随時最新情報に更新し、情報を提供する。

(7) 高齢者や障がい者の自立への社会活動支援

①現状

市民意識調査では地域が協力し合って取り組む必要があることについて「高齢者の見守り」が最も高くなっており、地域の意識は高まっています。その一方で、高齢者実態調査の結果からは、趣味や生きがいを持たない高齢者や地域の行事に参加しない高齢者も6割以上います。

加齢などに伴う身体機能の低下や意欲の減退、又は地域の人口減少や過疎化による住民間の交流の減少などによって、閉じこもりや生活困窮などが課題となっています。

②課題

1. 高齢者の生きがいづくりの推進
2. 高齢者からの知識・経験の地域への還元への推進
3. 障がいのある方の就労支援
4. 高齢者や障がいのある方の社会活動への参加

③目指す施策・事業の目標

■ふれあい・いきいきサロン<継続>

内容	高齢者などの閉じこもりや孤独感を解消し、会食やレクリエーションを通して仲間づくりの輪を広げ、地域で、いきいきと元気に暮らせることを目的に小地域ごとに開催する。
平成34年度までの方向性・目標	自治会での設置に取り組みながら、地区公民館による事業の補完を図る。

■職親委託事業<継続>

内容	知的障がい者の生活指導および技能習得訓練などを職親に委託する。
平成34年度までの方向性・目標	当該事業の広報周知を図る。

■地域生活支援事業<継続>

内容	障がいのある方やその家族に、福祉サービスの利用援助や事業所の紹介など社会生活力を高めるための支援を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市障がい者福祉計画等に基づいて、自立支援協議会との連携を図りながら、地域生活支援のための各種事業に取り組む。

■シルバーハウジング事業などの検討<継続>

内容	自立はしているが日常生活に不安のある高齢者世帯が、安全かつ快適に生活を営むことができるように、シルバーハウジングなどを検討する。
平成 34 年度までの方向性・目標	鹿児島県高齢者居住安定確保計画と連携して、生活援助員を派遣し、シルバーハウジング入居世帯の生活指導や相談等を行う。

■サービス付き高齢者向け住宅の普及促進<継続>

内容	高齢者が安心して入居できるように普及促進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	民間事業者等が設置・運営するサービス付き高齢者向け住宅についての相談に応じ、その普及を図る。

■世代間交流団地の整備<継続>

内容	高齢者と子育て世帯が安心して住むことのできる世代間交流団地の整備を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	鹿児島県地域住宅計画に基づき、異世代のふれあいを図りながら、高齢者世帯、子育て世帯が安心して住むことのできる環境を整備する。

2 地域住民などの参加や支え合いによる地域福祉のまちづくり

(1) 市民と市民の支え合い、助け合いの促進

①現状

地域には、ひとり暮らしや高齢者夫婦、障がいのある方など、日常生活に不安を抱えながら暮らしている方が増加しています。

不安や悩みは家族や知人等に相談する割合が高く、地縁や隣近所との交流を基にした支え合いの仕組みが求められています。

②課題

1. 何らかの支援を必要とする人の把握や見守り
2. 簡単なことでも市民同士が助け合う関係づくり
3. 自分ができる範囲で何らかの手助けをしあうことができる地域環境づくり
4. 個人情報保護に対する十分な配慮

③目指す施策・事業の目標

■市民の協力による情報のネットワークづくり<継続>

内容	支援を必要としている人や、手助けをしたい人などの情報を共有できるネットワークを推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	個人情報の保護に配慮しながら、関係機関と連携して要支援者等の情報を共有する。

■市民参加地域福祉活動への支援<継続>

内容	地域で助け合い活動を実践している団体やグループの活動内容を広く市民に広報するなど、活動支援を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	多様な主体が連携して取り組む活動の情報を広報、共有する。

■障がいのある方のスポーツ・レクリエーション・文化活動の推進<継続>

内容	障がいのある方の社会参加や生活を豊かにするため、スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	障がい者団体が自ら取り組む各種活動を支援する。

(2) 子育て支援など地域住民の福祉活動への参画

①現状

少子高齢化の進展と社会構造の変化により、福祉サービスのニーズは複雑多様化しています。公的福祉サービスとともに、身近な地域で住民が地域資源を活かして積極的に参画する地域福祉の取組が求められています。

②課題

1. 地域住民相互の交流
2. 福祉活動に参画しやすい環境づくり
3. 地域住民の見守りや支え合い

③目指す施策・事業の目標

■ファミリーサポートセンター運営事業<継続>

内容	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	必要量に応じて設置および実施を検討する。

■子育て支援のネットワークづくり<継続>

内容	全ての子育て家庭に対するきめ細かなサービスを効率的かつ効果的に提供するために、子育て支援や虐待防止のネットワークなどの機能を強化する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域との情報交換を密にし、関係機関の連携強化を図る。

■青少年健全育成活動の充実<継続>

内容	地域内で子どもを取り巻く状況などについて、行政や学校、PTA、民生委員・児童委員、そして住民一人ひとりが参加して相互に情報を交換し、認識を共有することにより児童・生徒の健全育成に関する意識の高揚を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	コミュニティ組織をはじめとする多様な団体と連携して青少年健全育成活動の充実に努める。

■地域資源の活用<継続>

内容	高齢者と児童の異世代間交流を図り、児童の健全育成と高齢者の生きがいづくり、介護予防などの効果を生み出す。各地域の子育て支援サークルやボランティアなどを有効活用し、その地域に合った子育て支援体制を構築する。また、豊かな自然環境と地域風情などの地域資源を活用し、より子育てがしやすい環境づくりに努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域子育てサークルの活動を支援し、保育所等の専門的機能を活かして、世代間交流や異年齢児交流等に取り組む。

(3) 地域福祉活動の拠点整備

①現状

集会施設を新築、改修した自治会に対して補助を行い、集会施設を拠点とした地域コミュニティによる自治の推進を図ってきました。また、保育所などに施設整備調査を行い、施設整備計画を作成して施設の老朽度を踏まえて、計画的な整備を行っています。

②課題

1. 地域における集会施設の確保
2. 福祉活動を行う場合の受け皿となる活動母体の整備

③目指す施策・事業の目標

■集会等施設建設整備事業補助金<継続>

内容	集会所の新築、改修、建替、トイレ改修などへの助成を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	自治会の主体的で計画的な事業に対し、支援を行う。

■地区公民館の運営と地区振興計画の推進<継続>

内容	小学校区等単位の身近な地域課題を共有し、計画に基づいて協働により解決に取り組む。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域特性に応じて、高齢者等の見守りや青少年健全育成、安全安心などの事業推進を支援する。

■地域子育て支援センター事業<継続>

内容	安心して子育てができるように、育児不安などについての相談指導や子育てサークルなどの育成・支援に努める。また、母親だけではなく、父親に対して積極的な参加を促し、同センターを拠点とした子育てボランティアの育成に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域子育て支援センターを継続設置し、その機能の活用を図る。

■子育て短期支援事業<継続>

内容	保護者が社会的な事由により、家庭での養育が一時的に困難になった家庭の児童、または保護を要する保護者と児童が緊急一時的に入所する。
平成 34 年度までの方向性・目標	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の確保を図る。

■放課後児童健全育成事業<継続>

内容	小学生に対し保護者が労働などにより昼間家庭にいない者に対して、放課後、施設を利用して適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域における子どもの居場所づくりのために、その状況に応じて、保育園等のほかコミュニティ組織やNPO等と多様に連携して実施する。

■保育所の充実<継続>

内容	児童の両親が家庭の外で仕事をしたり、家庭で児童と離れて仕事をしたり、出産・病気・負傷・心身の障がい、親族の介護、災害の復旧に当たる場合などに当該児童が入所できる。
平成 34 年度までの方向性・目標	一億総活躍社会に対応するために、日置市子ども子育て支援事業計画に基づいて、保育所等と緊密に連携し、保育を必要とする児童が入所できる体制を整える。

(4) NPO、ボランティアなどへの活動支援

①現状

多くの市民がボランティア活動には高い関心を抱いているものの、参加実態とはやや差があり、情報の発信や弾力的な受入などが活動継続の課題となっています。

ボランティア養成講座、ボランティア体験、ボランティア活動事業の実施のほか、福祉救援ボランティア訓練を実施し、ボランティアへの参加促進を図っています。

②課題

1. 活動に参加しやすい環境の充実
2. 講座や活動内容の情報提供
3. ボランティアの育成
4. 個人情報保護の十分な配慮

③目指す施策・事業の目標

■ ボランティアセンター活動事業<継続>

内容	市民活動やボランティア活動など、市民の自主的、自発的な活動を支援し、多様な社会活動への参加を促進し、市民主体のまちづくりを推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市地域福祉活動計画と連動して、市民活動やボランティア活動を推進する。

■ 共生・協働のまちづくりの推進<継続>

内容	協働のまちづくりについて広く市民に理解を求め、市民の協働のまちづくりへの参加、協力を促進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市共生・協働のまちづくり指針に基づき、市民やコミュニティ、市の協働による地域福祉を進める。

■有償ボランティア制度の促進<継続>

内容	市民の自主的、自発的、積極的なボランティアへの参画を図るため、交通費程度の謝礼のあるボランティア制度の活用を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	活動への参加と継続性を高めるために、有償ボランティアの普及を図る。

(5) 民生委員・児童委員への活動支援

①現状

日置市民生委員・児童委員協議会のもと、地域協議会（地域民児協）ごとに民生委員・児童委員と主任児童委員が活動し、地域住民の多様な福祉ニーズ等に対応しています。人口分布や地域の人口構成の変容等によって、相談や支援活動のあり方が異なってきています。

②課題

1. 個人情報保護の十分な配慮
2. 民生委員・児童委員の地域における役割の理解

③目指す施策・事業の目標

■民生委員・児童委員への支援<継続>

内容	民生委員・児童委員の自主性を尊重しつつ、多様化する福祉ニーズに対応し、地域の住民一人ひとりの立場に立った相談・支援活動ができるよう、民生委員・児童委員協議会活動を支援していくとともに、研修活動なども支援する。
平成 34 年度までの方向性・目標	民生委員・児童委員との情報共有および定期的な情報交換を行い、円滑な活動を支援する。

■活動内容の広報強化<継続>

内容	民生委員・児童委員の存在が広く市民に認識されるように、また、民生委員・児童委員の相談・支援活動が円滑に進むよう、活動内容の広報・PRを強化する。
平成 34 年度までの方向性・目標	広報紙や市ホームページ等において、活動内容等を広報する。

(6) 自治会活動の支援

①現状

地域自治の最先端である自治会は日置市に 178 組織があり、地縁による一定の区域内の住民により環境美化や情報伝達、交流親睦等の自治活動が行われています。過疎高齢化やコミュニティ意識の希薄化で、自治会の維持・存続が課題となっています。

②課題

1. 自治会への未加入世帯の増加による、自治会活動の停滞
2. 自治会加入世帯の高齢化による、自治会活動の縮小
3. 自治会加入者の相互連携と自主的活動参加の減少

③目指す施策・事業の目標

■自治会活動の広報促進<継続>

内容	地域自治会長連絡協議会と連携し、自治会への加入について市民に PR していくとともに、会の活動内容について周知する。
平成 34 年度までの方向性・目標	市民の転入・転居等を捉えて自治会活動への理解と加入を進め、自治会長連絡協議会と連携して、広報に取り組む。

■自治会の育成・支援<継続>

内容	自治会の主体的な自治活動を支援し、自治会相互の情報交換や交流を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域自治会長連絡協議会と連携して自治会活動に関する情報の共有を図りながら、地区公民館との協働による活動を支援する。

(7) 地域福祉を担う団体などの育成、支援

①現状

NPOやボランティアなど、地域福祉の担い手となる団体の活動は維持されている状況にあります。また、これまで鹿児島県が行っていたNPO法人の認証等事務について、平成29年度から市が行っています。

②課題

1. 各団体が行っている活動内容の理解
2. 各団体の福祉活動の連携
3. 地域福祉を担う人材の育成

③目指す施策・事業の目標

■日置市社会福祉協議会との連携および支援<継続>

内容	地域福祉を推進していく上での中核機関となる社会福祉協議会と連携を図り、運営への支援を行う。
平成34年度までの方向性・目標	相互に情報共有を図るとともに、日置市地域福祉活動計画と連携する。

■保健推進員活動<継続>

内容	市民の健康づくり意識の向上を地域から図るために、自治会から選出し、啓発活動を行う。
平成34年度までの方向性・目標	研修会を開催し健康づくり等への知識を深め、自治会や地域の活動への協力を図る。

■食生活改善推進員活動<継続>

内容	市民の食生活に関する正しい知識の普及に努め、市民の健康増進の保持を図る。
平成34年度までの方向性・目標	地域における食生活改善の活動の継続を支援する。

■運動普及推進員活動<継続>

内容	日常生活の中に運動をとりこみ、簡単な体操などを通して、運動普及活動に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係団体等との連携を図り活動を支援するとともに、筋ちゃん広場や市民歌体操の啓発を推進する。

■在宅福祉アドバイザー活動<継続>

内容	自治会の高齢者や障がいのある方など、援護を必要とする世帯を巡回訪問して安否確認や声かけなどの見守り活動を推進する。また、民生委員・児童委員や関係機関との連携を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	在宅福祉アドバイザーの育成と活動の周知を図り、民生委員・児童委員との連携を強化する。

(8) 男女共同参画の推進

①現状

男女共同に関する市民意識調査では「男性優遇」と感じる割合が男女ともに 10 年前より増加しており、地域における地域福祉の担い手は女性という意識が潜在的です。このような現状の中、平成 28 年には男女が多様な生き方、働き方を実現できる社会を目指して「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍法）が施行されました。

②課題

1. 男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進
2. 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶
3. 生涯を通じた男女の健康支援
4. 生活上の困難を抱えやすい女性等が安心して暮らせる環境の整備
5. 地域コミュニティにおける男女共同参画の推進

③目指す施策・事業の目標

■固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し<継続>

内容	地域における男女共同参画に関する普及啓発や学習機会の提供、推進を担う人材の育成と活用を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市男女共同参画計画の基本理念を踏まえた講座を実施し、地域の暮らしにおける学習機会や情報を提供する。

■男女の人権が尊重される意識づくり<継続>

内容	暴力を容認しない意識を醸成し、家庭内暴力や虐待被害者等の相談・支援に取り組む。
平成 34 年度までの方向性・目標	家庭、学校、職場、地域などあらゆる分野における暴力に焦点を当てた人権に対する学習や広報に取り組み、家庭内暴力等被害者の安全確保や生活を支援する。

■生涯にわたる男女の健康の包括的な支援<継続>

内容	性別に関わらず個性と能力を発揮するために、生涯を通じて身体的・精神的・社会的に良好で、多様なライフサイクルに対応できる施策を展開する。
平成 34 年度までの方向性・目標	男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくり活動を支援し、性別に応じた健診の環境を整備する。

■ひとり親家庭や高齢者、障がい者等が安心して暮らせる環境づくり<継続>

内容	ひとり親家庭等の生活や自立を支援し、高齢者や障がい者の就業の促進および自立に向けた生活の支援を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域や関係機関と連携し、経済的困窮や地域からの孤立を防止し、各種助成や給付等によってその自立を支援する。

3 安全で、安心して、誰もが快適に暮らせるまちづくり

(1) バリアフリー化やユニバーサルデザインの推進

①現状

高齢者や障がいのある方などが社会参画しうる地域社会の構築に向けては、さまざまな障壁を取り除く必要があります。国では、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」を制定しました。

②課題

1. 庁舎など公共建築物のバリアフリー
2. 駅舎、公園、道路など公共施設のバリアフリー
3. 保育園、幼稚園、小中学校などのユニバーサルデザイン
4. 車道と歩道間の段差

③目指す施策・事業の目標

■バスの低床化等の取組<継続>

内容	乗り降りのしやすい、低床バスの普及促進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	公共交通における低床バス導入を要望し、公用車においてはステップ付き車両の導入を目指す。

■歩行空間の整備<継続>

内容	車道と歩道との段差解消、誘導用ブロックや音の出る信号機の整備など、歩行空間の改善を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	車椅子や乳母車、障がいのある方など、誰でも安心して通行できる歩行空間の整備など、計画的な改善に取り組む。

■高齢者・障がいのある方などの施設利用支援<継続>

内容	高齢者や障がいのある方が地域で安心して快適な生活を送れるように、生活や活動の障壁となる段差などを取り除いた施設の計画的な整備を促進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	障害者差別解消法等に基づき、合理的配慮を行いながら取り組む。

■ユニバーサルデザインの推進<継続>

内容	ユニバーサルデザインの考え方の普及・啓発に取り組むとともに、公共施設の新設・改修の際はユニバーサルデザインの考え方を尊重した取組を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	公共施設について、ユニバーサルデザインの視点を取り入れながら新設・改修に取り組む。

■高齢者・障がいのある方向け住戸改善<継続>

内容	高齢者などが安心して自立した生活を営めるように、住宅のバリアフリー化による高齢者・障がいのある方向け住宅の改善を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	公営住宅の建替や改修の際は、高齢者や障がいのある方に配慮したバリアフリー化を図る。

■子育て支援型賃貸住宅の整備促進<継続>

内容	ファミリー世帯向け賃貸住宅の供給を継続する。また、子育て活動の場として活用できる集会所などの子育て支援施設を併用した公共賃貸住宅の整備を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	子育て世帯が住みやすい住宅環境と設備を維持、推進する。

(2) 移動手段の確保

①現状

道路基盤の整備や軽自動車の普及などにより個人の移動手段は向上していますが、高齢化による運転免許返納や過疎化に伴う公共交通路線の減少など、高齢者や障がいのある方などの移動にはさまざまな課題が生じています。

②課題

1. バスなどの生活交通路線の維持
2. 移動ボランティアの不足

③目指す施策・事業の目標

■コミュニティバス運行事業<継続>

内容	市内における地域住民の移動手段を確保するため、コミュニティバスを運行する。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市地域公共交通網形成計画等に基づき、日常生活のための移動を担う路線として、地域の現状に合わせた運行および利用の促進を図る。

■乗合タクシー運行事業<継続>

内容	各地域の現状に合わせて乗合タクシーを運行し、コミュニティバスの運行頻度の格差を解消する。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市地域公共交通網形成計画等に基づき、日常生活のための移動を担う交通手段として、地域の現状に合わせた運行を図る。

■福祉有償運送事業<継続>

内容	社会福祉法人などによるボランティア輸送としての有償運送により、移動制約者の移動手段を確保する。
平成 34 年度までの方向性・目標	移動制約者のニーズに合わせて登録事業者の啓発に取り組むとともに、民間が運行する福祉タクシーの普及を図る。

■福祉バス運行事業<継続>

内容	各種福祉団体の移動手段を確保し、社会活動などの促進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	本支所福祉バスの有効活用を図りながら、利用団体の研修活動を支援し、活動の促進に資する。

■生活交通路線の確保<継続>

内容	市民の生活に不可欠なバス路線を維持するとともに、持続可能な公共交通のあり方を検討する。
平成 34 年度までの方向性・目標	市内幹線に位置付ける路線バスは、運行時刻、路線を見直し、市内の通学、地域間の移動が円滑に行える環境を整える。

■地域内交通への機能追加の検討<新規>

内容	市内全域で、旅客輸送のみならず、買い物代行、小貨物輸送サービスなどの多目的利用を検討する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域内交通の、買い物代行や小貨物輸送、見守り代行等の取組を検討する。

(3) 要援護（配慮）者への支援

①現状

高齢者の8割が現在の住居に住み続けたいと希望しており、地域での生活意向が強くなっています。地域における多様な要援護（配慮）者に関する情報を、関係機関等が把握、共有して、日常の安否確認を推進し、災害時等緊急事態の迅速な支援につなげるなど、安心して暮らせるまちづくりが求められています。

このような中、要援護者支援システムの導入により、要援護者情報の随時更新を行うシステムを構築し、避難支援体制の整備を行っています。

②課題

1. 地域住民の参加
2. 要援護（配慮）者への支援体制のための情報の共有
3. 要援護（配慮）者の把握方法

③要援護（配慮）者の把握の方法

本市においては、以下の5項目を基本とし、要援護者の情報を把握します。

1. 要介護者の情報
要介護認定情報などにより把握する。
2. 障がいのある方の情報
障害程度区分情報などにより把握する。
3. ひとり暮らし高齢者世帯など的高齢者の情報
住民基本台帳などにより把握する。
4. 行政のみでは把握することが困難な情報（日中のひとり暮らし高齢者、病弱者を抱えている高齢者世帯など）
民生委員・児童委員などの協力により把握する。
5. その他（高齢者のみ夫婦世帯、安否確認が必要な高齢者・障がいのある方）
鹿児島県や各地域の自治会、女性団体、保健推進員、在宅福祉アドバイザーなどの地域で活動をしている人と連携し、個人情報保護に配慮しつつ支援を必要とする人の情報を把握する。

④要援護（配慮）者情報の共有方法

本市においては、以下の3項目を基本とし、要援護（配慮）者情報の共有を図ります。

1. 手上げ方式

広報、周知した後、自ら要援護（配慮）者名簿などへの登録を希望した者の情報を収集する。

2. 同意方式

福祉関係部局などが、要援護（配慮）者に直接働きかけ、必要な情報を収集する。

3. 関係機関共有方式

本市の個人情報保護条例において、保有個人情報の目的外利用・第三者提供を可能とする規定を整備し、他の関係機関との間で共有する。

⑤目指す施策・事業の目標

■要援護（配慮）者登録制度の充実<継続>

内容	日常生活における要援護（配慮）者に対する支援体制を充実する。
平成34年度までの方向性・目標	災害時の支援につなげるために、関係機関と情報共有を図るとともに、情報の更新に努める。

■要援護（配慮）者支援のための連絡会議等の開催<継続>

内容	地域包括支援センターなどの専門機関と民生委員・児童委員、近隣住民や協力者との日常的な関係を推進するため、連絡協議会を開催する。
平成34年度までの方向性・目標	関係機関との連携を図る。

■要援護（配慮）者支援のための研修会を開催<継続>

内容	住民や関係機関が参加し、先進地の要援護者支援取組事例などを参考に、要援護（配慮）者支援手法を学ぶ。
平成34年度までの方向性・目標	在宅福祉アドバイザー研修の充実を図り、地域特性に応じた地区公民館の各種活動を支援する。

(4) 地域の防災、防犯対策の充実

①現状

住み慣れた地域で暮らし続けるためには、安全、安心な地域社会が欠かせません。災害時や緊急時の避難方法や支援者の確保など、地域住民の不安を取り除くことが必要です。

また、消費者トラブルの未然防止および拡大防止を図るため、いきいきサロンや高齢者学級の要請により出前講座を行っています。さらに、相談状況や実際の相談事例についてホームページ等での情報提供や、日置市消費生活ほっと通信の発行や悪質商法撃退カレンダーを全世帯に配布するなど、注意喚起を行っています。

②課題

1. 地域住民のつながり
2. 安全、安心に過ごせるよう防災や防犯の体制
3. 要援護者への支援体制

③目指す施策・事業の目標

■災害時要援護者支援事業<継続>

内容	ひとり暮らし高齢者や障がいのある方など、災害時要援護（配慮）者に対する支援体制などを整備する。災害などの緊急対応が発生した場合の情報収集窓口を一本化し、支援指示体制を確立する。
平成 34 年度までの方向性・目標	災害時の支援体制の整備に向けた災害時要援護者支援プラン作成の検討を行う。

■新入学児童に対する防犯ブザーの配布<継続>

内容	児童に対する犯罪を未然に防止するため、全新入学児童に防犯ブザーを配布する。
平成 34 年度までの方向性・目標	全新入学児童に対し、防犯ブザーを配布する。

■悪質商法の被害防止のための出前講座の実施<継続>

内容	悪質商法の被害防止のため、出前講座を実施する。
平成 34 年度までの方向性・目標	悪質商法被害を未然に防ぐために、要請に応じ出前講座を実施する。

■市ホームページ等による情報提供<継続>

内容	ホームページ等により消費者トラブルにあわないための手段やあった場合の解決方法の情報提供を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	ホームページ、広報紙等において事例紹介等を掲載し啓発を図る。

■消費生活相談の実施<継続>

内容	悪質商法の被害にあった場合の対応や、被害にあわないための事前相談が行えるよう、専門の相談員を配置する。
平成 34 年度までの方向性・目標	消費生活相談員の配置および専用ダイヤルの設置等により、相談業務の充実を図る。

■交通安全移動教室の実施<継続>

内容	保育所、学校などの依頼に応じて、自転車教室、ダミー衝撃テスト、映写会などの交通安全移動教室を実施する。
平成 34 年度までの方向性・目標	機会を捉えて関係機関と協力して交通安全の啓発を促進する。

■交通安全推進団体の育成・支援<継続>

内容	地域や家庭での交通安全教育の推進、関係機関の連携を図るため、交通安全指導員や PTA などの交通安全推進団体の支援を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関への支援を行い、地域における交通安全教育を推進する。

■防犯対策の推進<継続>

内容	市民が安心して暮らすことのできる安全なまちづくりを目指す。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市安全安心まちづくり条例の基本理念の啓発および防犯に対する情報提供等を広報紙等で実施する。

■子どもを犯罪などの被害から守るための活動<継続>

内容	地域の自主防犯活動を推進するとともに、警察関係機関と連携した防犯活動の強化を図る。被害を受けた児童・保護者に対するきめ細かな支援に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域の自主防犯活動を支援、推進するとともに、日置市子ども支援センター等関係機関との連携を図る。

■再犯防止の推進<新規>

内容	再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪をした者等の再犯の防止について、多様化する社会において孤立することなく、地域社会を構成する一員となるよう、「誰ひとり取り残さない」社会の実現に向けて、関係行政機関が連携する。
平成 34 年度までの方向性・目標	再犯防止担当部署の設定および関係機関との連絡調整体制を検討する。

(5) 地域医療との連携の推進

①現状

アンケートでは、健康づくりについてのサービスや情報提供に対するニーズが高くなっています。安全・安心のまちづくりには、元気な市民づくり運動に基づく自己の健康管理とともに、病気等の適切な医療サービス体制の確保が重要です。

②課題

1. 救急医療体制の確保
2. 各医療機関の役割に応じた診療が受けられる体制の整備
3. 地域における医療連携の充実

③目指す施策・事業の目標

■救急医療体制の確保<継続>

内容	初期、第二次、第三次の救急医療体制により、救急患者の医療の確保を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	鹿児島保健医療圏地域医療連携計画と連携しながら、救急医療体制の充実を図る。

■妊産婦・乳幼児健診などの充実<継続>

内容	乳児および産婦健診、6～8 か月児健診、9～11 か月児健診、1 歳 6 か月児健診、2 歳児歯科検診、3 歳児健診および妊婦健診（受診券）の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	「ひおき子育て応援ナビ」の活用を推進しながら、各種健診の充実を図る。

■子ども医療費助成<継続>

内容	15 歳未満の子どもを対象に、疾病の早期発見・治療を促進し、その健康増進を図るため、子どもにかかる医療費の一部負担金の全額を助成する。また、平成 30 年 10 月から住民税非課税世帯の未就学児を対象とした医療機関等での窓口負担を無料化する。
平成 34 年度までの方向性・目標	重度心身障害者医療費助成およびひとり親家庭等医療費助成と連携して、子どもの健全な成長を支援し、子育て世代の負担軽減を図る。

■医療連携体制の確保<継続>

内容	在宅当番医制事業や共同利用型病院運営事業を活用し、休日や夜間等における地域住民の救急医療の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市医師会と連携して在宅当番医を設定し、休日や夜間の救急医療の充実を図る。

(6) 誰もが暮らしやすい福祉のまちづくり

①現状

共生社会の推進に伴い、地域住民と市、関係機関、福祉事業者等が地域福祉の推進のために、相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が求められ、在宅サービスも施設サービスも含めて、多様化するニーズに対応する必要があります。

②課題

1. 福祉ニーズの多様化・複雑化
2. 制度・施策の周知
3. 就労支援員やケースワーカーによる積極的な就労支援

③目指す施策・事業の目標

■拠点施設の整備<継続>

内容	福祉サービスの提供やボランティア活動の支援のため、介護予防拠点施設、保健センター、老人福祉センターなどを総合的拠点施設として位置付けて充実する。
平成 34 年度までの方向性・目標	各施設の実施の充実を図りながら、総合的な拠点施設としての連携を図る。

■新たなサービスの構築<継続>

内容	地域住民のニーズを把握の上、よりきめ細かなサービス提供を目指し、必要とされる子育て世帯や障がいのある方、高齢者などのための福祉体制の整備を検討する。
平成 34 年度までの方向性・目標	子育て世帯は子育て世代包括支援センター、障がいのある方は障がい者等基幹相談支援センター、高齢者は地域包括支援センターを核に体制の整備を進め、相互の連携を図る。

■各種手当・助成費の支給<継続>

内容	児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当の支給や、ひとり親家庭および重度心身障害者（児）の医療費の助成を行う。また、心身障害者扶養共済制度について推進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	国、県の制度の趣旨に沿い、各種手当の支給や助成を実施する。

■生活保護<継続>

内容	生活に困っている全ての人に対して、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、自分の力、または他の方法で生活できるような手助けをする。
平成 34 年度までの方向性・目標	生活保護法に基づき制度を適正に執行しつつ、その自立を支援する。

■障がい者福祉の推進<継続>

内容	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳保持者に対し、医学的・経済的・社会的な支援を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	障がい者等基幹相談支援センターと連携して、情報提供を行うとともに、関係団体との情報共有に取り組む。

■障害福祉サービス<継続>

内容	障害者総合支援法に基づき、居宅サービス・施設サービスの利用の推進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	障がい者等基幹相談支援センターと連携して、情報提供を行う。

■高齢者福祉の推進<継続>

内容	生活指導型ショートステイ、「食」の自立支援、在宅福祉アドバイザー活動促進事業、ふれあい・いきいきサロン、緊急通報体制整備事業などの推進およびはり・きゅう施術費の助成、高齢者介護手当の支給を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	住み慣れた地域で生活できるよう、関係機関と連携して事業の啓発を図り、在宅福祉サービスの積極的な活用を促進する。

(7) 子どもが安全・安心に遊べる環境の推進

①現状

少子化の進展や家族構成の変容、さらには社会構造の改革などにより、子どもを産み育てる環境は大きく変化しています。子育て世代が安心して産み育てられる環境を、地域といっしょに整える必要があります。

②課題

1. 子どものいる世帯の養育機能低下
2. 子育ての孤立化
3. 適切な自己管理

③目指す施策・事業の目標

■子育て支援センターの充実<継続>

内容	子育て支援センターでの相談・指導などの事業に取り組み、施設の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域ごとに設置した子育て支援センター機能の啓発を図り、活用を促進する。

■女性センターの充実<継続>

内容	日置市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、子育て中の親等が気軽に相談し合い、語り合う拠点を空き店舗を活用して整備し、精神的安定を図り、子育てに対する課題解決への糸口をつかめるよう支援する。
平成 34 年度までの方向性・目標	市民一人ひとりが家庭生活や職場、地域において、希望する形で活動でき、暮らしやすさが実感できるよう支援する。

■育児・児童相談の充実<継続>

内容	育児、子どもや保護者の不安に対応するため、育児相談・児童相談の体制を一層充実し、子育て支援のための関係機関・団体・NPO・サークルなどとの連携を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市子ども支援センターを中心として、関係機関の連携強化と情報の共有を図る。

■ ボランティア活動との連携<継続>

内容	市内で活動している子育てボランティアグループの活動を支援し、連携を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	多様なボランティアグループや団体の活動と連携し、支援する。

(8) 子どもの居場所、遊び場づくりの推進

①現状

共働き世帯や核家族化の増加に伴って、子どもが安心して過ごすことのできる居場所づくりが急務となっています。子どもの健やかな育ちのために、地域社会もその役割を担うことが求められています。

②課題

1. 施設の適切な維持管理
2. 心身ともに健やかな公園施設としての整備

③目指す施策・事業の目標

■ 学校開放の促進<継続>

内容	授業や警備面での支障がない限り、利用者の安全確保にも配慮しながら、地域交流場所としてグラウンドなどの開放を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域住民による地域活動やスポーツ少年団等への利用促進を図る。

■ 子どもの居場所づくり<継続>

内容	図書館や公民館、空き店舗等の活用などにより、地域における子どもたちの居場所づくりの充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	読み聞かせやお話し会、地域行事等の実施を支援し、地域における居場所の確保に努める。

■公園の整備と安全性の確保<継続>

内容	安心して子育てができる生活環境づくりのため、既存の公園の充実と安全性の確保に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	都市公園施設の修繕・改築等に年次的に取り組む。

(9) ドメスティックバイオレンス防止対策の推進

①現状

配偶者等からの暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の実現を阻害する行為であり、根絶すべき重要な課題です。市民一人ひとりが暴力を許さない社会づくりと被害者の適切な保護に取り組む必要があります。

②課題

1. 暴力を許さない社会づくり
2. 暴力に関する相談の充実
3. 被害者保護と自立支援

③目指す施策・事業の目標

■暴力を許さない人権教育・啓発の推進<継続>

内容	学校、家庭、地域、職域における人権に関する広報・啓発や、配偶者等からの暴力に対する正しい理解を地域に広げるための活動等、関係機関と連携を図りながら取り組む。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市配偶者等からの暴力の防止および被害者支援計画に基づき、学校や地域等で、関係機関と協力してその啓発を推進する。

■相談体制の確立・強化<継続>

内容	市配偶者暴力相談支援センターを核に、鹿児島地域振興局、県中央児童相談所、県女性相談センター、警察と連携を図りながら、相談・保護体制の確立・強化を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	市配偶者暴力相談支援センター機能の充実および啓発を図るとともに、県の「支援者のための相談支援マニュアル」を関係機関へ周知し、地域等における早期発見、未然防止の仕組みをつくる。

■被害者の保護・安全確保<新規>

内容	支援関係機関と連携・協力して被害者の安全を確保するとともに、適切な保護を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	暴力の予防・防止の観点から、自治会や学校、事業所等と連携して、情報提供等地域に密着した防犯活動に取り組み、被害者が住み慣れた地域で引き続き暮らせるよう、身近な地域での見守り支援の環境づくりを進める。

(10) 高齢者虐待防止対策の推進

①現状

高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）では、虐待について「養護者・高齢者の親族」と「要介護施設従事者等」の2つに分けて規定しています。いずれの虐待件数も近年増加する傾向にあり、介護疲れや困窮など、心因による虐待が指摘されています。

②課題

1. 本人からの訴えや第三者からの通報が届きにくい
2. →介護の長期化等に伴う経済的・身体的負担が増大することによる虐待の発生

③目指す施策・事業の目標

■高齢者虐待予防の普及啓発<継続>

内容	高齢者やその家族、民生委員・児童委員、医療機関、サービス事業者などを対象に、介護教室・講習会の開催、パンフレットの配布などの広報・啓発を図り、地域全体で虐待予防、早期発見・早期対応についての意識を高める。
平成 34 年度までの方向性・目標	虐待予防や早期発見、早期通報のために、機会を捉えて制度の周知と情報提供を行い、地区公民館等が取り組む高齢者見守り事業等と連携を図る。

■地域包括支援センターによる虐待防止相談窓口の整備<継続>

内容	地域包括支援センターの高齢者虐待の早期発見・早期対応を行う高齢者虐待相談窓口を充実し、介護関係者、専門機関の関係者の連携による虐待対応支援体制を強化する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域包括支援センターの高齢者虐待相談の円滑な運営を図るとともに、通報者の保護に配慮しながら地域の高齢者見守り事業や施設等と連携して、相談、助言、指導等に取り組む。

(11) 孤立化防止対策の推進

①現状

平成 27 年国勢調査では高齢者のいる世帯は全世帯のおよそ半分に達し、そのうちひとり暮らしや夫婦二人の世帯がおよそ 3 分の 2 を占めています。中高年のひとり暮らしも増加する傾向にあり、コミュニティの希薄化や価値観の多様化とも相まって、孤立化を防ぐ取組が求められています。

②課題

1. 個人情報保護情報共有のバランス
2. 見守りや安否確認等日常的なつながり
3. 過疎化や都市化に伴うコミュニティ意識の希薄化

③目指す施策・事業の目標

■認知症高齢者や障がいのある方などの家族への支援<継続>

内容	認知症高齢者や障がいのある方が住み慣れた地域で安心して生活できるように、介護支援サービスを強化する。介護家族に対する家族介護教室や交流会などを推進し、より多くの情報提供に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域資源を活用しながら地域の多様な主体と連携を図り、高齢者については介護予防・日常生活支援総合事業を、障がいのある方については地域生活支援事業を推進する。

■地域住民の理解促進<継続>

内容	地域住民の障がいに対する理解を促進するため、障がいについての講習会や研修会の開催および広報・啓発に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関、関係団体および障がい者等が相互に連携して、地域における支援体制に関する課題の情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議するために市自立支援協議会を設置し、日置市障がい者福祉大会の開催により理解の促進を図る。

■うつ・認知症予防活動の推進<継続>

内容	うつ・認知症への予防・改善を促進するために、各種教室や講演会などで情報提供するとともに、地域人材の育成と連携によりその予防を進める。
平成 34 年度までの方向性・目標	うつの予防では、心の健康に関する講話や相談、訪問等、認知症予防ではサポーターの養成、ケアパスの普及、認知症カフェとの情報交換等に取り組む。

■孤立化などの防止に向けた取組の推進<継続>

内容	福祉構造の改革の中で、孤立化などが心配される住民に対し、さまざまな資源を活用した孤立化などの防止に向けた取組を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	民生委員・児童委員や在宅福祉アドバイザー、保健推進員等との情報交換や連携を密にし、関係機関や地域住民等が構成する地域ケア会議において、課題を明確にし、地域支援を推進する。

■見守り活動の充実<継続>

内容	ひとり暮らしの高齢者などが、住み慣れた地域で安心して生活ができるように民生委員・児童委員、在宅福祉アドバイザー、自治会、地区公民館などと連携し、また、民間事業所と協定を結び、見守り活動の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域住民との連携協力を充実させるとともに、金融機関やコンビニ等との地域における見守り活動に関する協力協定を拡充し、地域見守りへの多様な主体の参画を促進する。

(12) 児童虐待防止対策の推進

①現状

子どもへの虐待は、家庭関係のストレスや失業、借金などの経済的要因、健康や介護、地域からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生しています。また、子どもだけでなく配偶者や高齢者に対する虐待を背景にしている場合もあり、関係機関は家族の抱える課題に対して、暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという観点も含めて、一体となって積極的に支援することが大切です。

②課題

1. 民生委員・児童委員や人権擁護委員などとの連携
2. 医師、看護師、保健師などとの連携
3. 保健所職員、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭などとの連携
4. 市子ども支援センターや教育相談員による早期発見
5. 市子育て支援センターや子育てサークルなどによる早期発見
6. 近隣住民などによる早期発見

③目指す施策・事業の目標

■広報・相談体制の充実<継続>

内容	児童虐待の防止や通告についての広報・啓発活動を行うほか、市家庭児童相談室、県児童総合相談センター、市子ども支援センター、保育所等、市子育て支援センター、市配偶者暴力相談支援センターや民生委員・児童委員と連携し、相談体制の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	虐待は人権侵害であることの広報・啓発を、さまざまな手段や機会で開催し、関係機関の連携により、細やかな相談体制の構築を図る。

■関係機関との情報ネットワーク・連携の強化<継続>

内容	民生委員・児童委員や保健師、県中央児童相談所、日置市子ども支援センター、保育所等、学校、市子育て支援センターや警察などの関係機関と連携を図り、情報ネットワークを強化することにより、児童虐待の防止、早期発見を促進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関と日常から十分に連携して情報共有を図り、虐待の防止に努めるとともに、ケースに応じた細やかな支援を図る。

■要保護児童連絡会の活用<継続>

内容	虐待が発見された場合には、要保護児童連絡会を通じて虐待した者、虐待を受けた児童への指導対応に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	要保護児童連絡会の機能充実を図り、関係者の協議によりケースごとの支援を図る。

■児童虐待防止ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化<継続>

内容	地域住民やボランティア団体など幅広い参加により、予防から自立支援に至るまで実効性のある要保護児童対策地域協議会において、単なる情報連絡の場にとどまらず、個々にリスクを抱えるケースの解決につながる取組が行えるように、機能の強化を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	要保護児童対策地域協議会の機能充実を図り、関係機関の協議によりケースごとの支援を図る。

■緊急一時保護体制の整備<継続>

内容	虐待などを受けている疑いのある児童やその家庭などの状況を早期に把握し、県中央児童総合相談所に通告を行い、必要に応じて支援に資する事業を活用する。
平成 34 年度までの方向性・目標	緊急性が必要なケースに対し、その状況に応じて適切な対応を図る。

(13) 障がい者虐待防止対策の推進

①現状

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その自立と社会参加の実現を図るための支援が求められています。そのような中、障がい者への虐待は「何人も、障害者に対し、虐待してはならない」と法に明確に規定され、養護者、障害者施設従事者等、使用者がその対象とされています。

障がいの種別に関わらず、障がい者の人権が尊重され、また、ノーマライゼーション社会の構築に向けた差別の防止や合理的配慮、さらには高齢化や親亡き後を見据えた成年後見制度の活用等が求められています。

②課題

1. 障害者虐待防止法の周知
2. 早期発見、早期防止と支援体制

③目指す施策・事業の目標

■自立支援協議会専門部会の設置<継続>

内容	保健所、障がいのある方の団体、学校、警察、消防、司法関係者、民生委員・児童委員、相談支援事業所などからなる自立支援協議会専門部会を設置し、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援に資するための関係機関などの協力体制や支援体制に関する事項を協議する。
平成 34 年度までの方向性・目標	市自立支援協議会の権利擁護部会における活動の充実を図り、虐待に対する相談や支援の体制を構築する。

■虐待防止のための普及啓発<継続>

内容	地域住民をはじめとする関係機関などに対して、障がい者虐待防止の普及啓発のためのパンフレット作成などにより、広報その他の啓発活動を実施する。
平成 34 年度までの方向性・目標	障がい者に対する理解と虐待防止に係る広報を広報紙や市ホームページで展開し、パンフレットの作成、配布や障がい者福祉大会等機会を捉えて、その啓発を図る。

(14) 自殺対策の推進

①現状

「自殺は社会の努力で避けることのできる死」が世界の共通認識となっ
ています。国では、平成 29 年 7 月『誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を
目指す』ことを基本理念に「自殺総合対策大綱」を制定し、失業や倒産、長時間
労働などの社会的背景のほか、健康や家庭問題などの個人的要因も社会的な支援
で解決を図るなど、生きることの包括的な支援に取り組めます。

日置市では、8～9 人に 1 人が自殺を考えたことがあり、その対策として、こ
ころの健康相談会や講演会、健康教育などに取り組んでいます。

②課題

1. 関係各機関が連携した包括的な対策
2. 地域社会への啓発活動
3. 自殺する危険性が高い者を早期に発見
4. 自殺未遂者に対する支援

③目指す施策・事業の目標

■自殺対策に向けた体制整備<継続>

内容	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策計画を策定する。
平成 34 年度までの方向性・目標	自殺対策基本法に基づき、自殺対策計画を策定し、全ての人がかげがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができるように支援する。

■自殺対策の計画策定＜新規＞

内容	福祉構造の改革の中で、孤立化などが心配される住民に対し、さまざまな資源を活用した孤立化などの防止に向けた取組を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	全ての人がかげがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、自殺対策基本法に基づき、日置市自殺対策計画の策定に取り組む。

(15) 生活困窮者自立支援対策等の推進

①現状

長引く景気の低迷や、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立により、誰もが生活困窮に陥る恐れがある社会の中、生活保護に至る前に包括的・早期的に支援を行うため、平成 27 年 4 月より生活困窮者自立支援制度がスタートしました。

本市においても、社会福祉協議会や民生委員・児童委員の把握状況や地域住民からの声など様々な方法で、生活困窮に陥っている可能性のある人を見出していくことが重要であると捉え、実態の把握に努めています。

また、市役所福祉課に自立相談支援の窓口を設置し、支援が始まったあとも、本人の自立までを継続的に支えていきます。

②課題

1. 各関係機関との連携による対象者の把握
2. 生活困窮者等の自立を通じた地域の活性化
3. 窓口の分かりやすい周知・啓発・利用促進

③目指す施策・事業の目標

■自立相談支援事業の実施<継続>

内容	生活困窮者等の相談に対応するとともに、関係機関のネットワークやアウトリーチによって、当該生活困窮者が抱える課題を把握する。一人ひとりに合わせた支援計画を作成し、関係機関と連携しながら、自立に向けた支援を包括的に行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	生活困窮者自立支援事業の周知を図り、多様な連携により支援を推進する。

■住居確保給付金の支給<継続>

内容	離職により住宅を失った、又はそのおそれが高い生活困窮者であって、所得等が一定水準以下の市民に対して、有期で住居確保給付金を支給する。
平成 34 年度までの方向性・目標	制度利用のために周知を図る。支給要件に該当しない場合は、生活保護制度の利用を検討する。

■就労準備支援事業の実施<継続>

内容	一般就労への移行が困難な生活困窮者等に対して、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。
平成 34 年度までの方向性・目標	事業所での就労体験の場の提供や一般雇用への就職活動に向けた技法や知識の習得等の支援を個々のニーズに合わせて提供する。

■就労訓練事業（中間的就労）の推進<継続>

内容	社会福祉法人、NPO、企業等に事業の趣旨を説明し、就労準備支援事業に 1 年程度参加しても一般就労に至らなかった生活困窮者等が引き続き社会に参加し、就労訓練を受けられるよう県の認定を受けて就労訓練（中間的就労）の場を提供してくれる事業者等の開拓を、協働により進めていく。
平成 34 年度までの方向性・目標	既存の就労訓練事業者の周知と新たな事業者の開拓を推進する。

■家計相談支援の実施<継続>

内容	自立相談支援員が、司法書士等との連携のもと、負債を抱える生活困窮者等の債務整理を支援するとともに、家計収支等に関する課題の評価・分析と相談者の状況に応じた支援計画の策定を図り、相談者が納得できる解決方法を自己決定できるように支援する。
平成 34 年度までの方向性・目標	多様な連携により、家計の再建に向けての支援を推進する。

■学習支援の実施<継続>

内容	福祉課と学校教育課が連携し、ボランティアの大学生等の協力を得て、生活保護受給世帯等の中学生等に対する学習支援を実施します。
平成 34 年度までの方向性・目標	支援対象者の範囲を段階的に拡大していく。

(16)ニート対策の推進

①現状

さまざまな事情により、就労意欲がなく、自ら収入を得る意思のない者が増加しており、その年齢も幅広くなっています。社会構造の変化から、社会保障費等の負担が増大していることから、可能な限り、経済活動に参加しうる支援が必要です。親亡き後の生活困窮も課題となります。

*ニート (**N**ot in **E**ducation (就学)、**E**mployment (就労)、**T**raining (職業訓練)) の頭文字 **NEET**。学生でも社会人でも職業訓練者でもない者。

②課題

1. 自分の力で将来を切り開くことのできない背景
2. 就労意欲低下
3. 環境変化への対応

③目指す施策・事業の目標

■ニート支援対策の推進<継続>

内容	就労支援対策などについて検討していくほか、就労に向けた相談などに対応できるよう県などと連携し、支援体制を確立する。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関と連携しながら、早期からの対象者把握に努め、就労意欲の喚起を図り、就労による自立を支援する。

(17)ホームレス対策の推進

①現状

公園や河川敷などで野宿生活を送る人がホームレスといわれ、バブル崩壊後の平成 15 年には全国で 25,000 人を超えていました。

平成 29 年に行われた「ホームレスの実態に関する全国調査」では、鹿児島県のホームレスは 15 人と公表され、1 年前より 5 人減少しています。

日置市では、現在ホームレスといわれる状態にある人はいません。

②課題

1. 全ての市民が安全で安心した住居と就労の確保
2. 地域での見守りと社会で自立するための支援

③目指す施策・事業の目標

■ホームレス支援対策の推進<継続>

内容	自立支援対策について検討していくほか、定住に向けた相談・援助などの対策を進める。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域等と情報共有を図りながら、生活困窮者自立支援事業、生活保護制度により支援する。

4 いきいきとふれあいあふれる健康なまちづくり

(1) 地域における健康づくり対策の推進

①現状

本市においては、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」等の視点で策定された国の健康日本 21（第 2 次）に基づく市町村計画として、第 2 次日置市『元気な市民づくり運動』推進計画（平成 29 年度～平成 38 年度）を策定しました。

平成 24 年度には「日置市健康づくり推進条例」を制定し、市民、地域、各種団体と行政が一体となって健康づくりを推進し、全ての市民が生涯を通して、健やかで豊かに過ごすことができる社会を目指しています。

②課題（推進計画分野別施策から抜粋）

1. 栄養バランスを意識しながら楽しく食事をする（栄養・食生活）
2. 運動習慣を身につけ、いつでも動ける体をつくる（身体活動・運動）
3. 人と人とのつながりを大切にし、生きがいを持って楽しく過ごす（心・休養）
4. 適正な飲酒を身につける。受動喫煙のない環境をつくる（飲酒・喫煙）
5. 自分の口でおいしく安全に食べる（歯科・口腔）
6. 生活習慣病の早期発見と、発症・重病化予防に努める（生活習慣病）
7. よい生活習慣を身につけ、心身ともに健康に過ごす（次世代期）
8. 住み慣れた地域で自分らしく安心して過ごすことができる（介護予防）
9. 地域でお互いに支え合い、こころと身体の健康づくりを実践する（地域づくり）

③目指す施策・事業の目標

■地域における「元気な市民づくり運動」＜継続＞

内容	地区公民館や自治会を中心とした健康づくりに関する学習や話し合い活動、栄養・運動教室などの活動を推進支援する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地区公民館や自治会による地域特性に合わせた主体的な健康づくりの活動を支援する。

■介護予防・健康づくり大会<継続>

内容	講演会や健康づくりの活動・発表などを通し、広く市民の介護予防・健康づくりに関する認識を高める。
平成 34 年度までの方向性・目標	元気なまちづくりに対する市民の意識を高めるための各種事業を企画し、開催する。

■運動普及推進員による健康教育<継続>

内容	日常生活の中に運動を取り入れ、市民の健康増進および体力の維持向上を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係団体と連携して、市民歌体操や筋ちゃん広場の普及啓発や日常で簡単にできる運動等を推進支援し、市民の健康増進の保持を図る。

■保健推進員活動<継続>

内容	市民の健康づくりの意識向上を図るとともに地域で支援するため、自治会から選出し、活動を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	研修会を開催し健康づくり等への知識を深め、自治会や地域の活動への協力を図る。

■食生活改善推進員活動<継続>

内容	市民の食生活に関する正しい知識の普及に努め、市民の健康増進の保持を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域における食生活改善の活動の継続を支援する。

■スポーツ教室の開催<継続>

内容	スポーツ・レクリエーションを通して、市民の健康づくり、融和を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	スポーツ推進委員や地域の体育部等により、ニュースポーツなどを通じた地域での健康づくりを推進する。

(2) 母性と乳幼児の健康の確保と増進

①現状

人口が減少している本市において、子育て世代の移住定住の施策が不可欠です。しかしながら、核家族化やコミュニティ意識の希薄化などによって、子育て世代の妊娠、出産、子育てへの不安は一層多様化しています。

医療機関や日置市子ども支援センター等と連携して、妊婦健診の補助や月齢に応じた乳幼児の健康診査等により、疾病や発達の遅れなどに関する早期発見や支援を進めます。

②課題

1. 日置市子ども支援センターを中心とした保健・医療・福祉および教育分野との連携
2. 母子健康手帳の早期交付
3. 子育て保護者などの不安軽減
4. 発達障がい児の早期発見・早期支援

③目指す施策・事業の目標

■健やかで丈夫な子どもを産むための支援<継続>

内容	母子健康手帳の交付、妊婦教室、妊産婦・新生児訪問指導、妊婦健康診査の推進
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市子育て応援ハンドブック等を活用して情報を発信し、各種事業の啓発を図り、出産・育児を支援する。

■親子教室（発達フォロー教室）<継続>

内容	健康診査の結果や母親の育児支援などが必要なケースに対して、親子遊びを通して発育・発達を支援する。
平成 34 年度までの方向性・目標	保育士、保健師、助産師、臨床心理士等専門スタッフによって教室の充実を図りながら、療育機関や保育園等との連携を強化する。

■地域ぐるみの子育て支援<継続>

内容	母子保健推進員の訪問活動、母子訪問指導、母子健康相談、育児教室の開催などを推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	母子保健推進員の研修を実施し、地域の育児環境に応じた子育てを支援する。

■発育発達相談体制の確立<継続>

内容	発育・発達の気になる子どもの相談について、日置市子ども支援センターを中心として療育機関や県こども総合療育センター、教育委員会などと連携しながら、子ども・保護者の支援を行う。また、発達相談を実施するとともに、要フォロー児の支援体制を関係機関と連携し、構築する。
平成 34 年度までの方向性・目標	臨床心理士などによる巡回訪問を小中学校まで実施する等、一貫した支援体制の構築を図る。

■訪問体制の充実<継続>

内容	妊産婦、新生児、産後うつ対策として、訪問指導が必要な人に、保健師・助産師が、発達・生活環境・疾病などについて適切な指導や育児支援を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	妊産婦、新生児、産後うつ等への訪問体制を整え、対象世帯への訪問に取り組む。

■医療機関等との連携強化<継続>

内容	若年妊婦や育児不安の強い保護者などに対し、保健所や医療機関と情報交換を行い、連携を強化し、地域での育児を多方面から支援するよう努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関と連携を強め、未熟児療育医療の助成等により育児不安の軽減を図る。

■乳幼児への訪問指導の充実<継続>

内容	助産師・母子保健推進員・保健所などと連携し、乳幼児の心身の発育・発達、生活環境、疾病予防などの育児上必要な事項について、相談・助言・指導を行い、安心して育児ができるように支援を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	「こんにちは赤ちゃん訪問事業」により母子保健推進員の全戸家庭訪問に取り組み、育児に関する相談を受けるとともに、市との情報共有を図る。

(3) 子どもの心身の健やかな成長のための教育の推進

①現状

核家族化の進行や近隣との結びつきの希薄化などで、子育てに関する相談ができにくい状況にある一方で、SNSの普及による情報の氾濫は子どもの意識に急激な変化を与えています。

子育て家庭が地域で安心して子育てできるよう、地域の様々な資源を活用して、支援し、子どもとその保護者を支えていく仕組みが必要です。

②課題

1. 適切な自己管理と修正ができる力の育成
2. 思春期に関わる正しい知識の普及や相談体制の充実
3. 性や性感染症予防に関する正しい知識の普及
4. 子どもの生きる力の醸成
5. いじめや不登校への適切な支援

③目指す施策・事業の目標

■思春期相談体制の充実<継続>

内容	学校における指導と日置市子ども支援センターおよび教育相談員による支援を通して、学童期・思春期における心の問題について、相談体制の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関が連携して学童期や思春期における心の問題に対応する。

■「私たちの道徳」などを活用した道徳教育の推進および道徳授業の充実
 <継続>

内容	「私たちの道徳」など副読本の活用を図り、子どもの心に響く道徳教育の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	学校における取組と併せ、保護者の理解を得ながら、家庭での子どもの道徳性の育成を図る。

■いのちふれあい体験事業<継続>

内容	市内全中学生に対し、いのちの大切さを、妊婦や乳児と触れ合うことで体験する。
平成 34 年度までの方向性・目標	中学校において思春期教室を実施し、家族へ思いや命の尊さを考え、自己肯定感を高める。

(4) 生活習慣病の早期発見、発症予防

①現状

市民の健康意識を高め、受診率向上を図っています。特定健診については、目標の受診率 65%以上を 4 年連続で達成しました。今後も特定保健指導を受けやすい環境づくりを推進していきます。

『元気な市民づくり運動』推進計画では、「生活習慣病の早期発見と、発症・重症化予防に努める」ことを目指す姿に掲げ、特定健診や各種健（検）診の受診向上にも取り組んでいますが、特定健診の受診率 68%と比較して、がん検診受診率が 20%程度と低い状況です（数値は平成 27 年度）。

今後、COPD（慢性閉塞性肺疾患）やCKD（慢性腎臓病）等の増加も懸念され、認知度を高める必要があります。

②課題

1. 栄養、運動、休養など健康増進に係る基本要素の理解と、生活習慣の改善
2. 特定健診受診率の維持とがん検診受診率の向上
3. COPDやCKD等の知識、認知度の向上

③目指す施策・事業の目標

■特定健康診査・特定保健指導の推進<継続>

内容	40歳以上75歳未満の国保の加入者を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施する。
平成34年度までの方向性・目標	市民の健康意識を高め、特定健診受診率の維持向上に取り組む。

■健（検）診を受けやすい体制づくり<継続>

内容	土曜、日曜、夕方など、市民が健診を受診しやすい体制をつくるとともに、未受診者対策を推進する。
平成34年度までの方向性・目標	各種健診の受診率の目標値を設定し、市民が各種健（検）診を受けやすい受診体制をつくる

■各種健康づくり事業<継続>

内容	健康手帳の交付、健康教育、健康相談、訪問事業、肝炎ウイルス検診、各種がん検診、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患健診の実施および栄養教室や運動教室の推進を図る。
平成34年度までの方向性・目標	各種事業への参加者の増加を図るとともに、受診率の向上を図り、保健指導を受けやすい環境づくりに取り組む。

(5) 介護予防の推進

①現状

高齢者自身が、日頃から要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止に能動的に取り組むことが重要です。

介護予防の教室等に参加したり、地域において生きがいや役割を持ったりすることで日常生活の活動が高まり、こうした活動の中から元気な高齢者が支援を必要とする方の担い手となっていくことが期待されています。

②課題

1. 介護予防事業の推進・拡大
2. 介護予防の普及啓発

③目指す施策・事業の目標

■筋ちゃん広場の拡大<継続>

内容	元気な高齢者がいつまでも住み慣れた地域で元気に暮らしていくことができるよう、参加しやすい介護予防事業の推進や住民主体の介護予防事業である「筋ちゃん広場」を市内全域に拡大する。
平成 34 年度までの方向性・目標	自治会を中心に取り組まれている「筋ちゃん広場」を市内全域に拡大する。

■介護予防対象者の把握と普及啓発事業<継続>

内容	65 歳以上の方全員に対し、介護予防に対する考え方や理解を深めるための講演会や健康相談、健康教育などを実施するほか、地域において高齢者自ら活動に参加し、介護予防に向けた取組が展開されるような地域づくりを支援する。
平成 34 年度までの方向性・目標	閉じこもり等何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげるとともに、介護予防・健康づくり大会や筋ちゃんサミットを開催し、活動の普及啓発を図る。

5 福祉のこころづくり

(1) 福祉教育の充実

①現状

本市には平成 29 年 4 月現在、公立の小学校 18 校、中学校 7 校があり、小学校児童は 2,701 人、中学校生徒は 1,309 人で、一部の小学校を除いてその数は年々減少しています。

特別支援学級は小中学校合わせて 29 学級あり、障がいのある児童生徒について、社会的自立や参加を実現できるような体制がとられています。

②課題

1. 学校教育施設などの適宜整備
2. 指導体制の充実
3. 各校の特性を生かした学校教育の推進
4. 時代の変化に対応した教育の充実

③目指す施策・事業の目標

■福祉教育の充実<継続>

内容	ハンディキャップのある方たちへの理解を推進するため、交流および共同学習を推進し、実体験学習などを採り入れる。また、児童生徒の「思いやりの心」や「助け合いの心」などを培うための図書、作文コンクールの応募指導などを通じ、福祉・道徳教育を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	各校において学習活動に取り組み、日置市社会福祉協議会等関係団体が募集する福祉作文コンクールへの応募に取り組む。

■学校施設および教育環境の整備・拡充<継続>

内容	教育内容の多様化に対応するため、情報教育機器などの計画的な導入および活用を図り、障がいのある児童生徒にも配慮した安全安心な施設の整備に努める。
平成 34 年度までの方向性・目標	障がいのある児童生徒が良好な環境で学習できるよう、状況に応じて学校設備の改善・充実に努める。

■教育内容の充実<継続>

内容	地域の歴史・文化・産業資源を活用した豊かな体験活動を通じて、お互いを尊重し助け合う心を育てる教育を推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	郷土の教育的な伝統や風土を活かした「風格ある教育」を目指して、地域の魅力的な教材を活かした「ひおきふるさと教育」を推進する。

■地域との連携体制<継続>

内容	学校施設の開放や教育活動における地域の人材の活用および教職員も含めた地域活動の活性化を促進し、地域に開かれた学校づくりを推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域の様々な知恵や技能を持った人材がボランティアとして登録する各校の学校応援団との連携を図る。

■家庭や地域の教育力の向上<継続>

内容	学校、家庭、地域が連携して教育力を総合的に高めるため、学校行事や PTA 活動、子ども会活動などの機会を通じて指導、啓発に努める。公民館などにおいて、子どもの発達状況に応じた家庭教育に関する学習機会の充実を図り、家庭や地域の教育力の向上に努める。地域、保育所、幼稚園および小中学校と連携し、家庭教育学級や育児関連講座などの学習の機会や情報の提供を充実する。
平成 34 年度までの方向性・目標	「おひさま運動」を展開し、家庭や地域、学校、PTA 関係機関が連携して、地域の教育力の維持・向上に取り組む。

(2) 福祉への関心づくり

①現状

国の働き方改革推進の中で、介護や子育て、貧困などがあらためて社会的課題としてクローズアップされることとなり、福祉に対する関心は高まっています。多様化する福祉への住民ニーズは、一面的な支援では対応できないケースが増加しています。

その解決には、福祉の課題を自分事として認識することが必要です。

市民の福祉への理解と関心を高め、地域での支え合い・助け合いの意識を育むため、子どもの頃からの福祉教育や自治会での地域支えあいマップ作りなどを通して福祉の意識付けを進めています。

また、学校教育の場に限らず、イベントなどを通じて、支え合う意識や地域福祉を実践する力を育む場の提供を推進しています。

②課題

1. 住民同士が、地域全体の問題として共有化
2. 福祉問題に目を向けた学習
3. 福祉問題の理解力・解決力

③目指す施策・事業の目標

■福祉に関心を持つ場づくり<継続>

内容	市民の自主的な参加と話し合いの場を設け、地域の福祉についての問題や課題、解決方法について考える機会づくりを推進する。広く市民に地域福祉の考え方、助け合い活動の大切さについて知ってもらうため、地域福祉について話し合いの場を提供する。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関と連携し、自治会や地区公民館、各種団体において、話し合う場をつくるための情報や資料を提供する。

■福祉施設体験学習会の開催<継続>

内容	地域の福祉施設の体験学習会を開催し、福祉への関心づくりのきっかけとするとともに、福祉施設で生活する方たちへの理解・交流促進を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	各種福祉施設等と連携を図りながら、ボランティア活動を支援する。

(3) 青少年への福祉教育の推進

①現状

地域福祉の推進には、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し合いながら、福祉への理解と相手を思いやる気持ちを持つことが必要です。特に、多感な青少年期における福祉教育は、少子化社会に向けて地域を支える資源となります。

②課題

1. 青少年に対する福祉教育や福祉体験を推進
2. 大人を含めた福祉意識の高揚

③目指す施策・事業の目標

■ボランティア活動協力校<継続>

内容	児童、生徒を対象に、社会福祉への関心や理解を深めるとともに、地域での具体的な体験活動を通して、思いやりの心を育て、お互いに連帯し助け合う力を養い、あわせて家庭や社会への啓発を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	日置市社会福祉協議会が学校等と連携して取り組む、ボランティア活動のきっかけづくりとなる「ふれあいボランティア事業」や、「ボランティア活動協力校」を支援する。

■福祉体験学習<継続>

内容	学校などからの要請に基づき、高齢者の疑似体験や車いす体験などを実施する。
平成 34 年度までの方向性・目標	関係機関と協力して、各校が取り組むさまざまな福祉体験学習を支援する。

■ 青少年の地域活動<継続>

内容	ボランティアの活動を通して、さまざまな地域活動に参加し、地域社会の一員としての自覚と関心を深める。
平成 34 年度までの方向性・目標	地区公民館や自治会の子ども会育成会や青少年育成部等と連携して、多様な地域ボランティア活動を支援する。

(4) 生涯学習などによる福祉意識の醸成

①現状

地域福祉を進めていく上では、福祉のこころを日常生活に取り入れることも大切です。地域の次代を担う青少年を地域活動で育むとともに、多様なテーマに基づいて、自治会や地区公民館、中央公民館、各種団体等で自ら学ぶ機会をつくり、福祉意識を高めていくことが求められています。

②課題

1. 地域へ出向いての福祉講座
2. 健康づくりの啓発のための教室を開催
3. 大人の意識づくり

③目指す施策・事業の目標

■ 福祉意識醸成のための出前講座の実施<継続>

内容	福祉意識を高めるため、学校や地域に出向き、福祉に関する行政出前講座を実施する。
平成 34 年度までの方向性・目標	福祉や介護、健康等時機や地域のニーズに応じた出前講座のメニューを準備し、福祉意識の醸成を図る。

■ 各種健康教室などの充実<継続>

内容	乳児から高齢者まで、各年代に応じた健康づくりを展開できるように、保健師などによる、各種健康教室の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	各種の健康教室等を充実、活用して、市民自らが健康や福祉の課題等に向き合う機会をつくる。

■高齢者学級等事業<継続>

内容	高齢者の生きがい増進や生涯学習の中での福祉の心づくりの推進のため、地区公民館等で高齢者学級を充実、推進する。
平成 34 年度までの方向性・目標	中央公民館や地区公民館が取り組む高齢者学級や成人学級等を通して、地域での学びによる福祉意識の向上を図る。

■各種公民館活動<継続>

内容	各地区の特性を生かした学習活動を推進し、魅力ある地域づくりができるような講座を実施する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地区住民のニーズや地区の特性を活かした公民館講座や自主講座の取組を支援する。

■障がいのある方への生涯学習の充実<継続>

内容	障がいのある方が生涯を通じて、健やかで生きがいのある生活が送れるよう、教育・文化環境の整備を推進し、学習機会の充実を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	合理的配慮に基づき施設の改修等を図りながら、障がいのある方等の学習活動を支援する。

(5) 世代間交流の促進

①現状

少子高齢化などに伴い人口減少が進行する中、子どものいない地域が出現する一方、団地造成などで子育て世代が増加する地域もあり、その人口構成も変容していきます。

世代間の交流の促進は、地域福祉の担い手であるコミュニティの維持・再生と一体的に取り組むことが求められています。

②課題

1. 保育所や幼稚園等と小中学生の交流
2. 小中学生と高齢者の交流
3. 若年者と高齢者の交流

③目指す施策・事業の目標

■保育所地域活動事業<継続>

内容	高齢者福祉施設訪問などの世代間交流や、地域における異年齢児交流などの地域活動事業を推進することで、保育所の持つ専門的機能を地域において活用する。
平成 34 年度までの方向性・目標	地域に開かれた地域資源である保育所等が取り組む、地域住民との異年齢交流等の活動を支援する。

■三世代交流事業<継続>

内容	地域の高齢者と児童が昔遊びや餅つき大会などの交流会を通してふれあい、世代間の交流を図る。
平成 34 年度までの方向性・目標	自治会や地区公民館、団体等が実施する各種交流事業の支援を図り、交流を促進する。

■地域伝統芸能の後継者養成への支援<継続>

内容	無形民俗文化財の後継者養成のための事業に対し助成を行う。
平成 34 年度までの方向性・目標	伝統芸能等の保存継承活動の仕組みづくりを支援するとともに、日置市民俗芸能等伝承活動支援事業に基づいて活動を助成する。

第5章 計画推進のための方策

1 計画の公表

本計画は平成 30 年度～平成 34 年度を計画期間としています。第 3 期計画策定後、速やかに本市ホームページにて掲載するとともに、広報紙、ダイジェスト版を作成し公表します。

計画期間内において社会情勢の変化や保健福祉などの法改正があった場合は、必要に応じて見直しを行い、その都度公表します。

2 計画推進にあたっての体制

本計画に掲げる施策および事業の実施にあたっては、市民の視点に立って、より効果的、かつ、より効率的な事業展開を推進し、その手法を検討する必要があります。

そのため、地域住民と密接なつながりを持ちながら、その中心的役割を担う社会福祉協議会や民生委員・児童委員などとの連携を図るとともに、自治会や関連各団体、NPO やボランティア団体とも協働し、地域課題の把握と対策を確認しながら事業を進めます。

また、社会福祉法の基本理念と関係各法に基づき、福祉、保健、医療、教育、雇用、生活環境などに関係する行政機関相互間で連携を図り、総合的かつ効率的な福祉施策の実施に努めます。

さらに、児童、高齢者、障がいのある方の多様なニーズに柔軟に対応するだけでなく、DV やニート問題などにも柔軟な対応が求められています。そのために、福祉にかかる人材の確保および質的な向上を計画的に進めていく必要があります、関係する各計画とあわせて推進体制を確立していきます。

(1) 諸施策の着実な推進

社会福祉法の理念に基づく諸施策の着実な推進を図るため、第 2 次日置市総合計画を上位計画とし、日置市子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）・日置市高齢者福祉計画・介護保険事業計画・日置市障がい者計画および日置市障がい福祉計画・日置市障がい児福祉計画・日置市元気な市民づくり運動推進計画などの関連各計画と一体的に推進し、毎年、その進ちょく状況を管理します。

(2) 連携・協力の確保

本計画を効果的かつ総合的に推進を図るため、福祉課に事務局を設置し、関係各

課との連携を強化します。

さらに、地域福祉推進の観点から、障がい者関係団体、NPOなど民間団体、福祉事業者団体、ボランティア組織などとの連携・協力を推進していきます。

(3) 計画の点検

関係する各計画の見直し時には、関係各団体との意見交換やニーズ調査の実施などを通じて施策の点検を行うこととし、地域福祉計画の推進状況を継続的に検証するとともに、社会経済状況の変化などを踏まえて、必要に応じて、計画を見直していきます。

3 地域住民、事業者などの役割と、行政の責務

福祉サービスの最大の基盤は人材であり、質の高い人材が集まらなければ、質の高いサービスの提供は困難となるという考え方のもとに、事業者、関係団体はそれぞれの役割を、行政は責務を果たし、処遇の向上に取り組むことが重要であると考えます。

これらの関係者が十分な連携を図りつつ、さらには市民の参加も得ながら、いわば市民的な課題として、将来を担う福祉人材の量と質を高めていくため、その社会的な評価の向上を図ることに取り組んでいく必要があります。

本地域福祉計画では、行政の施策、事業を中心に構成されていますが、地域福祉を推進するためには、事業者、関係団体、地域住民がそれぞれの役割を果たし、連携していくことが最も重要と考えられます。

そのため、地域住民、事業者、関係団体の役割、行政の責務を以下のとおり明示します。

(1) 地域住民の役割

地域住民の役割の考え方は、一人ひとりが役割を自覚し果たしていくとともに、自治会、社会福祉協議会などで組織として活動していくことが望まれます。

- 行政や地域福祉を推進する団体への参加、協力、連携を行う。
- 福祉ボランティアなどへ参加する。
- 地域住民同士の日常的な交流を推進する。
- 地域における課題の把握を行い、行政に提言する。
- 見守り、声かけなどの自主的な福祉活動を行う。
- 災害時に備えた事前準備を推進する。

(2) 事業者の役割

地域住民としての事業者の役割の考え方は、地域に貢献する企業として地域に溶け込み、地域と共に協働し、地域の向上に資する活動が望まれます。

ア 一般事業者

- 行政、地域との連携、交流を推進する。
- ボランティア休暇制度の導入やボランティア活動への支援・奨励を推進する。

イ 福祉関係事業者

- 福祉ボランティアなどの受入れを行う。
- サービスの質の向上を推進する。
- 苦情解決制度の整備を行う。
- 相談機能の充実を図る。
- 福祉サービス利用者の権利擁護の推進を行う。
- 災害時などにおける要援護者の受入れを推進する。
- 福祉サービスに従事する人材の育成を行う。

(3) 社会福祉協議会の役割

地域福祉を推進するさまざまな団体により構成された市社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられています。また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくりなどの実績を有することを踏まえ、地域福祉計画策定に当たっては積極的に協力することが期待されています。

社会福祉協議会が中心となって策定している「地域福祉活動計画」は、住民などの福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画とその内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりするなど、相互に連携を図ります。

(4) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は児童、障がいのある方、高齢者まで幅広い社会福祉の専門機能を有しています。今後も、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、住民などの交流会・懇談会の開催のためのコーディネーターや場所の提供、実習やボラン

ティアの受け入れなどを通じて、地域における福祉サービスの拠点としての役割が期待されており、そのノウハウを活かすことが期待されています。

(5) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は民生委員法により「住民の立場に立って相談に応じ、援助を行う」こととされていることを踏まえ、地域住民の生活状態の把握、福祉サービスの情報提供などを基本とし、地域住民の福祉の増進を図る地域福祉活動の担い手の一人となることが期待されています。

(6) 行政の責務

地域福祉を推進する団体（自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会など）への支援を行うとともに、地域住民、福祉サービス事業者との連携や協働および福祉ボランティアなどへの活動支援を推進していきます。

- ユニバーサルデザイン、バリアフリーの推進をします。
- 福祉教育の推進を図ります。
- 福祉などの総合相談体制の整備を図ります。
- 福祉情報の提供体制の整備を図ります。
- 保健、福祉、医療などの連携を推進します。
- 人権尊重、権利擁護事業の推進を図ります。
- 地域福祉を担う人材および福祉サービスに従事する人材の育成を図ります。
- 災害時などにおける要援護者への支援を図ります。
- 事業者へのボランティア活動に関する啓発を行います。

資料編

1 日置市地域福祉計画策定委員会設置要綱

日置市地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成29年日置市告示第77号）
（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するに当たり、市民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見等を広く反映させるため、日置市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画策定の基本方針に関すること。
- (2) 計画案の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画策定に関し必要な事項

（組織）

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者（次号及び第5号に掲げる者を除く。）
- (4) 福祉施設等の代表
- (5) 福祉団体の代表
- (6) 地域団体の代表
- (7) 関係行政機関の代表
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、その委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

2 委員がその本来の職務を離れたときは、委員の職を失うものとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 5 議長は、委員として議決に加わることができない。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成29年7月1日から施行する。
 - 2 この告示は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。
- (会議の招集の特例)
- 3 この告示の施行の日以後最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

2 日置市地域福祉計画策定委員会委員名簿

区分	団体等名	氏名	職場（職名）等
第1号委員（1人） 学識経験者	市教育委員	比良 信幸	教育委員
第2号委員（1人） 保健医療代表	市医師会	永浜 俊明	永浜小児科内科院長
第3号委員（2人） 福祉関係者代表	市民生委員・児童委員協議会	前田 純正	会長
	市社会福祉協議会	井上 幸一	会長
第4号委員（4人） 福祉施設等代表	老人福祉施設	堂下 克朗	青松園施設長 （日吉地域）
	障害福祉施設	佐野 公一	曙福祉会理事長 （吹上地域）
	私立保育園	鮫島 尊美	第二白百合保育園長 （伊集院地域）
	児童養護施設	大迫 信夫	友愛学園施設長 （東市来地域）
第5号委員（3人） 福祉団体代表	市身体障害者協会	佐藤 彰矩	会長
	市高齢者クラブ連合会	山崎リツ子	副会長
	市母子寡婦会	馬場園マユミ	会長
第6号委員（3人） 地域団体代表	市自治会長連絡協議会	岩下 方義	会長
	市女性連絡協議会	横山 公代	会長
	市ボランティア団体	有馬 澄子	市社協ボランティア 運営委員長
第7号委員（1人） 関係行政機関代表	鹿児島地域振興局保健 福祉環境部	上高原 均	地域保健福祉課長
第8号委員（1人） その他市長が必要 と認めた者	市民福祉部	野崎 博志	部長
合計		16人	

3 用語集

あ行

ADHD（注意欠陥・多動性障がい）

「Attention-Deficit / Hyperactivity-Disorder」。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力および衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものをいいます。

エヌ・ピー・オー（NPO）

「Non Profit Organization」。非営利組織と直訳され、営利を目的としない団体の総称です。そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆる NPO 法）に基づき、一定の要件を満たした団体が、都道府県などからの認証を受け、法人登記を行い法人として活動している団体を NPO 法人と言います。

か行

介護保険制度

高齢者などの介護を公的に保障するための社会保障制度のことです。公費および被保険者（40 歳以上の国民）の保険料を財源とし、被保険者が介護を必要とする状態と認定された場合に、介護サービスなどの給付を受けます。市町村が保険者となり運営にあたり、サービス料金の 1 割・2 割が自己負担、9 割は保険からサービス提供事業者を支払われます。65 歳以上を第 1 号被保険者、40 歳から 64 歳までを第 2 号被保険者とし、保険料は、第 1 号は原則として年金から天引き、第 2 号は医療保険料に上乗せして徴収します。

家庭教育学級

家庭教育を行う親などの保護者が、計画的、継続的に、一定期間にわたり、家庭教育に関する学習を行う場です。

家庭児童相談室

児童にかかる教育、身体上精神上の障がい、家庭教育などの家庭児童に関する相談を、保護者と相談員がいっしょになって考える場です。

虐待

力の強い者が、抵抗する力がない者が極めて弱い者に対して、身体的あるいは精神的な攻撃を加えることをいいます。虐待の内容には、直接的な身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待のほか、ネグレクト（無視、食事を与えない、病気になっても病院に連れて行かないなど）があります。児童虐待に加え高齢者や障がい者への虐待も問題になっており、これらを防止することを目的とした法律が定められています。

共生社会

国民一人ひとりが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくとともに、国民皆で子どもや若者を育成・支援し、年齢や障がいの有無などにかかわらず安全に安心して暮らせる社会のことです。

コーディネート

一般に、さまざまな部分や活動がある一定の方向に沿って組み合わせ、全体を調整することです。本計画では、適切な福祉サービスとサービスを必要としている人をつなぐ意味で用いています。

子育て短期支援事業

保護者が病気や仕事により家庭における児童の養育が困難な場合、育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れなどの身体的・精神的負担の軽減が必要な場合で、原則として1週間を限度として児童福祉施設で一時的に養育することにより、児童およびその家庭への子育て支援を図る事業です。

さ行

サービス付高齢者向け住宅

住宅の設計や構造に関する基準、入居者へのサービスに関する基準、契約内容に関する基準の3つの基準のそれぞれ一定の要件を満たし、都道府県に登録された住宅です。

在宅介護支援センター

地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように行政機関・サービス提供機関・居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関です。社会福祉士・看護師などの専門職員が在宅介護などに関する総合的な相談

に応じます。

在宅福祉アドバイザー

高齢者や障がい者など援護を必要とする人(要援護者)に対し、声かけや安否確認、在宅福祉サービスに関する情報提供や助言などを行う人です。

社会資源

利用者の生活ニーズを解決していくための物的・人的資源の総称。社会福祉施設、医療施設、ボランティア、企業、行政、地域の団体などのことをいいます。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、住民が主体となり、地域住民やボランティア、社会福祉関係者、行政機関の参加・協力を得ながら、「誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現」を目指し活動する民間の社会福祉組織のことをいいます。民間組織としての「自主性」と、会員である市民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っています。

主任児童委員

児童福祉について、専門的に担当する児童委員。児童相談所と児童委員との連絡・調整にあたるなど、地域の児童健全育成活動の中心的役割を担います。

生涯学習

人が生涯にわたり学び・学習の活動を続けていくことをいいます。日本においては、人々が自己の充実・啓発や生活の向上のために、自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じて自己に適した手段・方法を自ら選んで、生涯を通じて行う学習だという定義（昭和56年の中央教育審議会答申「生涯教育について」より）が広く用いられています。

職親

職親（しょくおや）とは、知的障がいのある人を預かり、更生に必要な訓練指導を行う人です。

シルバーハウジング

高齢者が自立して、安全で快適に過ごすことができるよう、手すりの設置や段差の最小限化などの住宅のバリアフリー化、ライフサポートアドバイザー（生活援助員）による入居者に対する安否の確認、生活相談・緊急時の対応・疾病時の一時的家事援助などの生活支援を、ハード・ソフトの両面から福祉サービスを利用者に供給する設備を備えた公営住宅です。

精神保健福祉センター

精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律に基づき、都道府県、政令指定都市が設置する精神保健および精神障がいがある人の福祉に関する総合的施設で、精神保健福祉相談、社会復帰促進に必要な援助、精神障がい者保健福祉手帳の判定業務などを行います。

成年後見制度

認知症の高齢者や、知的障がいのある人、精神障がいのある人など判断能力の不十分な人が財産管理や身上監護についての契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り生かしながら、権利と財産を守り支援する制度のことをいいます。各人の判断能力の差や必要性に応じて後見人などが選任されます。

相互扶助

お互いに助け合うことをいいます。地域社会などにおいて、その構成員に社会生活上の問題を抱える者が生じた場合、その構成員の自発的な協力・協同によって援助を行うことをいいます。

た行

地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークルなどの育成・支援、地域の保育需要に応じた特別保育事業の積極的実施・普及促進、地域の保育資源の情報提供などを実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。

地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行うことにより、在宅での自立した生活を送ることを支援する事業です。

地域包括支援センター

平成18年4月施行の改正介護保険法により、新たに導入された機関で、公正・中立な立場から、①総合相談支援、②虐待の早期発見・防止などの権利擁護、③包括的・継続的ケアマネジメント支援、④介護予防ケアマネジメントという4つの機能を担う、地域の中核機関です。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

「Domestic Violence」。家庭内暴力。具体的には子どもによる親への暴力、夫婦間の暴力、親による子どもへの虐待、家族による要介護の老親への虐待などの総称です。

な行

ノーマライゼーション

「Normalization」。子ども、高齢者、障がいのある人など社会的に不利な立場の方々を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方です。

は行

発達障がい

発達障害者支援法で「自閉症、アスペルガー症候群（言語による会話能力があるにもかかわらず、「対人関係」「コミュニケーション」「興味・関心のかたより」などの特徴を併せ持つ障がい）その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥／多動性障がいなどの脳機能障がい」と定義されています。

バリアフリー

「Barrier Free」。高齢者や障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差などの物理的障壁の除去ということが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられます。

ファミリーサポートセンター

市町村が設立運営し、育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となって、育児を助け合う仕組みのことをいいます。サービス内容は「保育施設の保育開始時間

前や終了時間後に子どもを預かる」、「保育施設までの送迎」、「子どもが軽度の病気の場合など、臨時的、突発的に子どもを預かる」などがあります。

ふれあい・いきいきサロン

地域を拠点に、住民である当事者とボランティアとが協働で企画をし、レクリエーションや会話などを通じて、仲間づくりや情報交換などを気軽に行える交流の場です。

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

労働などにより昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る事業です。

ホームレス

さまざまな理由により定まった住居を持たず、公園・路上・公共施設・河原・架橋の下などの場所を起居の場所とし、日常生活を営んでいる野宿者・路上生活者と、一時施設居住や家賃滞納、再開発による立ち退き、ドメスティックバイオレンスのため自宅を離れなければならない人など住宅を失う危機にある人のことです。日本のホームレスの自立の支援などに関する特別措置法などの定義は非常に狭義で野宿者・路上生活者のみをホームレスと称しています。

ボランティアセンター

地区または職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織です。日本では主に市区町村単位で社会福祉協議会と連携して設置されています。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報紙の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能しています。所長、ボランティアコーディネーター、ボランティアサポーター、ボランティアスタッフなどを配置し対応します。ボランティアビューローと称するところもあります。

ま行

民生委員・児童委員

地域住民の生活や福祉に関する相談、問題解決の支援にあたる地域の身近な相談役です。民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、また児童福祉法に基づく児童委員を兼務します。ひとり暮らし高齢者や困窮家庭への生活支援をはじめ、児童虐待

や不登校の問題などにも関わり、地域福祉の中核となる存在です。

や行

ユニバーサルデザイン

ユニバーサルデザインとは、ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「全ての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいのあるなしなどにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。この言葉や考え方は、1980年代にノースカロライナ州立大学(米)のロナルド・メイス氏によって明確にされ、7つの原則が提唱されています。

ユニバーサルデザインの7つの原則

- 1 誰にでも使えて手に入れることができる (公平性)
- 2 柔軟に使用できる (自由度)
- 3 使い方が簡単にわかる (単純性)
- 4 使う人に必要な情報が簡単に伝わる (わかりやすさ)
- 5 間違えても重大な結果にならない (安全性)
- 6 少ない力で効率的に、楽に使える (省体力)
- 7 使うときに適当な広さがある (スペースの確保)

要援護者

高齢者や障がい者(児)など援護を必要とする人々をいいます。

ら行

療育

障がいのある児童に対する医療や教育など、発達を促すための一連の取組みのことをいいます。

日置市地域福祉計画

第3期前期計画（平成30年度～平成34年度）

発行日 平成30年3月

発行 日置市福祉課

〒899-2592

鹿児島県日置市伊集院町郡1丁目100番地

TEL099-248-9416 FAX099-273-3063